

平成19年12月10日（月曜日）

○出席議員（20名）

1番	笹川 広美	議員	11番	上見 健一	議員
2番	諏訪 良一	議員	12番	宮本 空伸	議員
3番	堀江 健爾	議員	13番	若狭 明彦	議員
4番	宮下 為幸	議員	14番	岩井 礼二	議員
5番	平岡 志朗	議員	15番	西村 秀博	議員
6番	亀野 富二夫	議員	16番	坂井 幸雄	議員
7番	甲部 昭夫	議員	17番	小坂 博康	議員
8番	藤本 一義	議員	18番	田中 治夫	議員
9番	古玉 栄治	議員	19番	作間 七郎	議員
10番	武田 純一	議員	20番	杉本 平治	議員

○説明のため出席した者

町長	杉本 栄蔵	農林課長	表 辰祐
副町長	小山 茂則	商工観光課長	坂井 信男
教育長	池島 憲雄	上下水道課長	松 栄 哲夫
参事兼総務課長	苗山 雅幸	福祉課長	岡野 昇
参事兼監理課長	藤井 博昭	保健環境課長	小林 玉樹
参事兼住民課長	林 富士雄	会計課長	小山 三雄
企画課長	大村 義一	教育文化課長	後藤 和雄
税務課長	永源 勝	生涯学習課長	吉田 外喜夫
土木建設課長	澤 賢造		

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長 服 部 顕 了 書 記 山 本 正 広

○議事日程（第1号）

平成19年12月10日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の一括上程

・議案第59号～議案第71号

・請願第5号、第6号

提案理由説明

午前10時00分 開会

◎開会・開議

○議長（若狭明彦君） おはようございます。ただいまの出席議員は20名で、議員定数の半数に達しております。

ただいまから平成19年第4回中能登町議定会定例会を開会いたします。

諸般の報告をいたします。

去る9月定例会で可決されました道路整備促進に関する意見書は、内閣総理大臣初め関係方面に提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定による本会議に出席する者を、別紙の説明員職氏名一覧表として、お手元に配付しましたので、ご了承願います。

これより、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（若狭明彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第118条の規定により、3番 堀江健爾君、4番 宮下為幸君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（若狭明彦君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月21日までの12日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月21日までの12日間とすることに決定いたしました。

◎議案の一括上程

○議長（若狭明彦君） 日程第3 議案の一括上程

議案第59号 中能登町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第60号 中能登町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第61号 中能登町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第62号 中能登町営住宅条例の一部を改正する条例について

議案第63号 中能登町コーポとりや条例の一部を改正する条例について

議案第64号 平成19年度中能登町一般会計補正予算

議案第65号 平成19年度中能登町老人保健特別会計補正予算

議案第66号 平成19年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第67号 平成19年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第68号 平成19年度中能登町下水道事業特別会計補正予算

議案第69号 平成19年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第70号 字の区域の変更及び小字の区域の廃止について

議案第71号 中能登町特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について

請願第5号 「非核日本宣言のよびかけ」に賛同し、政府に対し意見書の提出を求める請願

請願第6号 道路特定財源諸税の暫定税率維持に関する請願書

以上、議案13件、請願2件を一括議題といたします。

町長から議案についての提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

○町長（杉本栄蔵君） おはようございます。

提案理由の説明をいたします。

本日ここに、平成19年第4回中能登町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私共に何かとご多用の中、ご出席いただきまして誠に有難うございます。

提案理由の説明に入ります前に、一言ご報告を申し上げます。

去る11月20日に、東京国際フォーラムにて、地方自治法施行60周年記念式典が天皇皇后陛下御臨席のもと執り行われました。

この席上で中能登町が、自らの創意工夫により優れた施策を実施し、地方自治の充実発展に寄与した町として総務大臣から団体表彰を受けました。

特に、中能登町は、堅実な行財政運営に努めながら、地場産業の推進、情報化の推進、町独自の子育て環境の整備充実等が評価されたものであります。

これ偏に、町民の皆様方を初め、議会議員の皆様、各種団体の皆様方のご理解とご協力により栄えある表彰を受賞したものであり、ここに改めて厚く御礼を申し上げます。

今後も、この賞を更なる契機として「ふるさと ふれあい 心を育む 中能登町」を基本理念に、「誰もが住んで良かったと思われるまちづくり」を推進していきたいと思っておりますので、尚一層皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げ、受賞の報告とさせていただきます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の主な内容について、順次説明いたします。

最初に、議案第59号 中能登町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、人事院の勧告に基づき改正を行うもので、初任給を中心とした若年層に限定し、平均で0.07%引き上げを行い、中高年層については据え置くこととしております。

また、配偶者以外の扶養手当の引き上げと、勤勉手当0.05ヶ月分の引き上げを行う改定で

あります。

次に、議案第60号 中能登町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、心身障害者医療費の助成に関して、特認事項を追加するとともに、結核予防法が廃止され、感染予防法に統合されるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第61号 中能登町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、老人保健制度が後期高齢者制度に移行する等の制度見直しに伴い廃止するものであります。

次に、議案第62号 中能登町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、町営住宅に暴力団員が入居、または同居していることが判明した場合、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づき、排除することを目的とした所要の改正を行うものであります。

次に、議案第63号 中能登町コーポとりや条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例も先の条例と同じく、コーポとりやに暴力団員が入居、または同居していることが判明した場合を想定し、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第64号から議案第69号までは平成19年度補正予算に関する議案についてであります。

まず、議案第64号 平成19年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,899万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億9,587万6,000円とするものであり、第2表 地方債補正につきましては事業費の増減により必要限度額を計上するものであります。

次に、議案第65号 平成19年度中能登町老

人保健特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,573万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億535万2,000円とするものであります。

次に、議案第66号 平成19年度中能登町介護保険特別会計補正予算につきましては、歳出予算の組替えを行うものであります。

次に、議案第67号 平成19年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,521万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億4,121万2,000円とするものであります。

次に、議案第68号 平成19年度中能登町下水道事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億3,877万円とするものであります。

次に、議案第69号 平成19年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算につきましては、歳出予算の組替えを行うものであります。

次に、議案第70号 字の区域の変更及び小字の区域の廃止についてであります。

現在、能登二宮駅前周辺で分譲宅地造成を行っておりますが、「武部」「久乃木」「二宮」の字の区域について「二宮あおば台」に一部変更するものであります。

最後に、議案第71号 中能登町特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結についてであります。

この協定は、鹿島東部クリーンセンター建設工事を日本下水道事業団へ委託し、工事を進めておりますが、事業精査等により減額する協定を締結するものであります。

以上、本日提出いたしました議案各件につき、その大要をご説明申し上げましたが、議

員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（若狭明彦君） 町長の提案理由の説明が終わりました。

#### ◎散 会

○議長（若狭明彦君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日11日、午前10時から本会議を開きます。本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時15分 散会



平成19年12月11日（火曜日）

○出席議員（20名）

1番	笹川 広美	議員	11番	上見 健一	議員
2番	諏訪 良一	議員	12番	宮本 空伸	議員
3番	堀江 健爾	議員	13番	若狭 明彦	議員
4番	宮下 為幸	議員	14番	岩井 礼二	議員
5番	平岡 志朗	議員	15番	西村 秀博	議員
6番	亀野 富二夫	議員	16番	坂井 幸雄	議員
7番	甲部 昭夫	議員	17番	小坂 博康	議員
8番	藤本 一義	議員	18番	田中 治夫	議員
9番	古玉 栄治	議員	19番	作間 七郎	議員
10番	武田 純一	議員	20番	杉本 平治	議員

○説明のため出席した者

町長	杉本 栄蔵	農林課長	表 辰祐
副町長	小山 茂則	商工観光課長	坂井 信男
教育長	池島 憲雄	上下水道課長	松 栄 哲夫
参事兼総務課長	苗山 雅幸	福祉課長	岡野 昇
参事兼監理課長	藤井 博昭	保健環境課長	小林 玉樹
参事兼住民課長	林 富士雄	会計課長	小山 三雄
企画課長	大村 義一	教育文化課長	後藤 和雄
税務課長	永源 勝	生涯学習課長	吉田 外喜夫
土木建設課長	澤 賢造		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 服部 顕了 書記 山本 正広

○議事日程（第2号）

平成19年12月11日 午前11時13分開議

日程第1 議案質疑

- ・ 議案第59号、議案第60号
- ・ 議案第62号～議案第71号

日程第2 常任委員会付託

- ・ 議案第59号、議案第60号
- ・ 議案第62号～議案第71号
- ・ 請願第5号、請願第6号

日程第3 休会決定の件

(追加日程)

日程第1 議案の撤回



午前11時13分 開議

◎開 議

○議長（若狭明彦君） おはようございます。ただいまの出席議員は20名です。議員定数の半数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

◎追加日程

○議長（若狭明彦君） 初めに12月10日、杉本町長から提出された議案第61号中能登町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、本日付をもって、取り下げしたい旨の申し出がありました。

老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての取り下げの件を日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） ご異議なしと認めます。

老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての取り下げの件を日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定いたしました。

老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての取り下げの件を議題といたします。

老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての取り下げの理由の説明を求めます。

杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

○町長（杉本栄蔵君） 昨日10日に提出をいたしました議案第61号中能登町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、間違いがございましたので取り下げをさせていただきたく、お願い申し上げます。

また、改めて最終日の21日に提出させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い

いたします。

今後、このようなことのないように、精査に精査を重ねまして提出いたしますので、よろしく願いいたします。誠に申しわけございませんでした。

○議長（若狭明彦君） お諮りします。

ただいま議題となっております老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての取り下げの件については、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） ご異議ないものと認めます。

老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての取り下げの件については、これを承認することに決定いたしました。

今後、このようなことがないように厳重に注意しておきます。

日程配付のため暫時休憩いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時17分 再開

◎議案質疑

○議長（若狭明彦君） 再開いたします。

日程第1 議案質疑

これより議案第59号 中能登町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第59号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第60号 中能登町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認

めます。

以上で議案第60号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第62号 中能登町営住宅条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑の方ございませんか。

20番 杉本平治君

[20番(杉本平治君)登壇]

○20番(杉本平治君) それでは、議案第62号につきまして、提出されました内容について意見を述べて、質疑を行いたいと思います。

具体的には、第6条第1項第3号に次の号を加える。この文言につきましては、暴力団による不当な行為の防止に関する法律ということになっているわけでありませぬ。

次に、第42条第1項第6号の次に、次の号を加えるということになります。(7)になるわけでありませぬが、入居者または同居者が暴力団員であることが判明したとき、この(7)、暴力団員であることが判明したときという、その事例というのは何を指すのか。これは誰が判断してどういう手段を当人にするのか。この文言について具体的なものがあるかと思うわけでありませぬして、漫然と判明したときというそういうことでなしに、具体的なものを行政としてどう考えているのか。この点についてより詳しく説明を求めたいと思います。

○議長(若狭明彦君) 藤井参事兼監理課長

[参事兼監理課長(藤井博昭君)登壇]

○参事兼監理課長(藤井博昭君) ただいまの質問にお答えをいたします。第42条で暴力団員であることが判明したときということですが、当然、私共も暴力団かどうか分かりませぬ。そういう中で、七尾警察署と中能登町営住宅等からの暴力団排除に関する協定書を結んでおります。この協定書の趣旨につきましては、中能登町の町営住宅条例及び中能登町コーポとりや条例に基づく入居契約者及び同居人から暴力団を排除するにあたり甲は町であり、乙は七尾警察署であります。

甲と乙が緊密に連携するための必要な事項を定めております。そういう中で、当然、個人情報等もありますが、それは守秘義務ということで、お互いに情報を連絡しながら暴力団であるかどうか、それについての七尾署との協議をしていくということ、それによりまして、暴力団と判明しましたら、明け渡し請求を出すということになりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長(若狭明彦君) 20番 杉本平治君

○20番(杉本平治君) 再質問をしたいと思ひます。私の趣旨としては、暴力団であるということが判明したときの、この文言、暴力団であることを誰が認定するのか。今の話を聞いておられますと、全て警察が認定するのか。当然、退去するということについての権限は町長にあると思ひます。七尾警察署と連絡をとっているという趣旨は分かるのですが、誰が暴力団であるということ判断して、それを受けて町長が退去を命ずる。そういうことになろうかと思ひます。今の答弁を聞いておられますと、暴力団であるということ認定するのは、明確に七尾警察署であり、ということになるのかどうか。そこら辺をどう考えておられるのか伺いたいと思ひます。何ゆえにこういう点を念を押すかと言ひますと、えてして言えば、暴力団という認定が一般善良な市民にも烙印を押されて、今、冤罪であるとかいろいろなことが起きております。そういうことを考慮いたしますと、この認定の基準というのをきちんと、やはり、明確に私にはする必要があろうかと思ひます。特に、退去を命ずるのは町長でございますから、そこら辺は、自主的に町がどう関与していくのか、それらを含めて答弁を求めたいと思ひます。

○議長(若狭明彦君) 藤井参事兼監理課長

○参事兼監理課長(藤井博昭君) 暴力団の指定であります。ここで言ひます「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の第2条第6号に規定する暴力団員、この指

定につきましては、その法律の第3条、指定であります。そこで都道府県の公安委員会が指定をするということになっておりますので、それを受けまして町として明け渡し請求を出すという形になりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（若狭明彦君） 他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第62号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第63号 中能登町コーポとりや条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第63号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第64号 平成19年度中能登町一般会計補正予算の質疑を行います。

まず、歳入全般について質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） 質疑なしと認めます。ないようでしたら、歳出に進みます。歳出全般について質疑の方ございませんか。23ページから38ページになります。

20番 杉本平治君

○20番（杉本平治君） それでは、一般会計の補正予算歳出について、何点かについて質疑を行いたいと思います。

まず初めに、27ページの老人福祉19節の2補助金といたしまして、自立支援型住宅リフォーム推進事業費、544万円でございます。この事業につきましては、中能登町がこれからの障害者及びお年寄りの支援について、積極的に取り組むということで、住宅リフォームの推進事業に取り組んだ予算でございます。

当初予算は780万円でございますが、大幅な減額になっております。この当初予算の目的と、この減額は事業の乖離があまりにも大きいのではないかと、町は、このリフォーム事業に積極的に取り組んだのかどうか、どういうことを現在までに行ったのか、この点について見解を求めたいと思います。

次に、29ページ、第4款の衛生費4目の13節でございますが、この中に「医療機関委託個別母子健診委託」というのが、予算化されておるわけでありまして、140万5,000円というのが増額になっておるわけでありまして、説明によりまして、3回から5回に変更したということに私は受け止めておったのでございますが、このことにつきまして、私は否定するものでなしに、よりこの点につきましては、充実してきた良い制度だと考えておるわけでありまして、この3回から5回に変更したのは、中能登町独自で考えたのか、また国、県からの指導に基づいてこの点を考えられたのか、この点につきましては、増額された予算について答弁を求めたいと思います。

次に31ページ、これは全協の席上にも担当課長に質疑を行ってまいりました。2目の19節の2でございます。たくましい担い手経営育成事業1,477万4,000円、農地連坦集積強化促進事業273万円、私はこの点につきまして、私自身も農業をしている一人として、現代の中能登町の現状を見てみますと、大変若者が農業に従事するその数がだんだんと減ってきている、そういう感じを受けるわけでございます。主題の「たくましい担い手」と言われる年代というのは、行政が考えている中で、全体で現在パーセンテージでは、どのようになっているのか、これが1点目でございます。

2点目といたしまして、これらを踏まえまして、その現実と今後の育成の強化、この方向について何かの方策を考えておられるのか。この点について説明を求めたいと思います。

次にページ数34ページ、1目2細目19節の

2でございます。補助金といたしまして、「子どもと親の相談員」活用調査研究事業でございます。これは当初予算にはなかったのではないかと、私はそう思うのでございます。新規事業で県から同じ金額の33万円がきているわけですが、この「子どもと親の相談員」という制度、お聞きしたいと思うんです。

1番目に内容と目的、2番目に小学校費にうってあるわけでございますから、中能登町に6つの小学校があるわけでありまして、全ての学校を対象にされているのかどうか、この点について答弁を求めたいと思います。以上で終わります。

○議長（若狭明彦君） 岡野福祉課長

[福祉課長（岡野 昇君）登壇]

○福祉課長（岡野 昇君） ただいまの質問にお答えします。27ページの自立支援型住宅リフォーム推進事業につきましては、これは当初の目的と乖離が大きい、また、積極的にどう行ったかという件につきましてですが、当初の目的としましては、障害者それと介護の必要な方に対する住宅の改修を行うにあたってのものです。これは、6月の1日付で法改正によりまして、補助内容が変わりました。これに伴って対象者が生活保護者、それと非課税世帯、こういう方になりました。それまでは所得税が10万円以下の世帯も対象となっておりました。それで、要件が厳しくなったのと、内容につきましても、助成の範囲の内容につきましても、玄関、トイレ、洗面所そういうものが内容が変わりまして、手摺りの取り付けとか、段差の解消とか、そういうふうに基準がちょっと厳しくなり、申請そのものも少なくなっております。

それと、内容について積極的にどう行ったかという件につきましては、広報等でPRを図っております。以上でございます。

○議長（若狭明彦君） 小林保健環境課長

[保健環境課長（小林玉樹君）登壇]

○保健環境課長（小林玉樹君） 杉本議員のご質問にお答えいたします。4款の母子保健に係る母子健診の制度でございますけれども、今年度から、今までは2回が5回に増えました。これにつきまして国、県の指導によるものか、あるいは町独自のものであるかというご質問だったと思うんですが、これは国の制度自体が変わりましたので、その改正に伴うものでございます。以上でございます。

○議長（若狭明彦君） 表農林課長

[農林課長（表 辰祐君）登壇]

○農林課長（表 辰祐君） 「たくましい担い手」のこの事業の年齢のことについて、まず、お答えをいたします。

事業の対象であります良川沖農産につきましては、認定農業者の方お二人でございますが、その内お一人が50歳代、もう一人構成員の中で50歳代の方がもう一人おいでです。従いまして、50歳代の方のパーセンテージは10%、なお、平均年齢は64歳となっております。

次に、ご質問でしたこのような現実を踏まえて、今後のたくましい事業等の育成の強化策でございますが、国におきましては、認定農業者の上限の年齢ということにつきましては、特別に定めておりませんが、当中能登町におきましては、認定されるときには、農業経営改善計画書、向こう5年間の改善計画書を作っていただくわけですが、それによって、実証されて5年後に改善をするというときの、安定的な農業経営をされるお歳というのを、一応、70歳ぐらいではなからうかなと思っております。そうしたことから、その5年前が認定農業者の上限ではなからうかなというふうな、そういう考え方のもとに、ただいま事業を進めておるところでございます。

なお、認定農業者あるいは担い手農家につきましては、ただいま、お一人の農家には4ヘクタール規模という、一応、農業経営の目安を立てておりますし、それから、その4ヘ

クタールの農地を集める努力をいたしておりますが、集落当たりの平均の耕地面積あるいは生産効率、あるいは従事者の所得等々を勘案した場合に、お一人4ヘクタールあるいは一集落営農当たり20ヘクタールという、その面積がなかなか集めるのが容易ではないと思っております。そしてまた、その一集落営農、今回のように20ヘクタールについて農業機械への投資をするという時には、相当多額の経費を要するわけでございます。そしてまた、今日の生産調整を前提としますと、水稻を作付けしない農地における営農が、経営上の重要な課題になると思われましますし、水稻以外の作物の栽培に、新たな設備の投資も必要になります。そういうことから「たくましい担い手経営育成事業」につきましても、これは平成19年の今年の4月の2日に、石川県知事通達によって創設された事業でございますが、その事業を今後も担い手の規模の拡大、そして、複合経営化にする設備投資に対して支援をするには、一番いい事業ではなかろうかと思っておりますので、今後も引き続いてこの事業を有効に活用していきたいと思っております。以上です。

○議長（若狭明彦君） 池島教育長

[教育長（池島憲雄君）登壇]

○教育長（池島憲雄君） 「子どもと親の相談員」についてのご質問にお答えをいたします。2点あったかなと思います。

まず第1点目、内容と目的についてのお尋ねでありました。具体的には子どもたち、私たちは、どの学校も元気で楽しく学校生活を送ってほしいなと、学校へ喜んで来てほしいなと思うんですけれども、私たちの思いと裏腹に、なかなか学校の方へ足が向かわない、学校へ行っても教室へ入れない、保健室までしか入れない、というようなそういう子どもたちがいるのも現実です。そういうようないろんな悩みを持って、うまく学校生活に適應できないような子どもたち、人間関係、いじ

め問題、あるいは家庭の問題、あるいは勉強が分からない、先生とのトラブル、そういった形で元気がない子どもたちの悩み、あるいは相談相手になっていただくというのが主たる目的です。子どもだけでなく、その子どもの保護者の皆さん、あるいは学校へ行っているわけですが、担任がゆえに相談が出来ない、学校の先生がゆえに相談が出来ない、あるいは学校長ゆえに出来ないようなこともありますので、そういったなかなか人に言えないような、そういうようなことも含めまして、相談の相手になってくれるというのが、この「子どもと親の相談員」の活動内容であります。

それから、2つ目ですけれども、6つの小学校があるわけですが、この制度は石川県の「小学校において」という形でスタートがされました。従いまして、6つの小学校があるわけですが、年度当初、どこにお願いしようかなというようなことを思いまして、実際には、鳥屋小学校にお願いしたわけですが、その理由といたしまして、町内の中で児童の数が一番多い学校に入っていたかどうかというようなことで鳥屋小学校に配置をさせていただきました。

一年経ったわけですが、非常に効果がありました。なかなか保健室までしか行けない、教室の方へ入れない子どもを中心にいろいろと相談にのっていただいて勇気づけられ、活気づけられまして、そして今は、教室の方へ入れるようになったということで、大変有難い配置であったというように学校長も言っております。以上です。

○議長（若狭明彦君） 20番 杉本平治君

○20番（杉本平治君） 各担当課から答弁を受けまして、答弁を受けて私なりにこの点について、改めて担当課の答弁を求めたいと思います。

まず初めに、27ページの「自立支援型住宅リフォーム推進事業」、話を聞いております

と、法律の改正によりまして、該当者が大変少なく、具体的にはトイレ等のそういう改修も省かれ、手摺り等の小さなものになったということでございますが、私、実際に、町の一人暮らしのお年寄りの方々のところへ回っておりますと、やはり一番気にかかるのは、日常必ず利用するトイレであるとか、また手洗いであるとか、そういうことではなかろうかと思っておるわけでありまして。せっかく78万円という金額をうたれたわけでありましてから、これなりに私は、もっと積極的に中能登町独自としてもそういう面に範囲を拡充して、そういう方々のために使っていただく、そういうことが私は必要ではないかと思っております。これは、要望としておきたいと思っておりますが、現実に担当課長が把握している、こういうリフォーム推進事業に該当される方を、何人ぐらいを予定しておったのか。また、その中で実際に利用された方は何人おられるのか、この2点について答弁を求めたいと思っております。

昨日ですか、町長の提案理由の説明にもありました、総務省から表彰を受けたそうでございます。その中で、子どもさんのいろんな町の行政が積極的に取り組んでいる、子どもの健康のために取り組んでいる、そういうものが一つの理由になっておったというそういう提案理由の説明の中にありました。そういう点を考えますと、この2回から5回に変更するという、そして、子どもさんの母子健康診断に積極的に取り組むということにつきましては、大変有意義な制度であろうかと思っておりますので、町自体といたしましても、国の予算が縮小する段階になりましても、この点についてはやはり継続してもらっていただきたい、そのように思うわけでありまして。これは要望でございます。

次に、ページ数31ページの地域農政推進対策事業でございます。今言われましたが、沖農産では50歳の方2人、平均して64歳という、

私は、これは本当にまだいい方だと思っております。私の集落では、こういう方々おられませんが、そうしますと、これからの「たくましい担い手」と言われる方を、中能登町として本当にどう育てていくかということが、本当に大きな課題になるかと思うわけでありまして。今、滝尾南部、それから東馬場、西馬場、圃場整備の具体的事業に入るということになっておるわけでありまして、先般も私のところへ、ある家庭から電話がありました。圃場整備をいたしますと、当然、農地を売る人が出てくるわけでありまして。能登部上で農地を持っている方々で、町外へ出ている方が大変沢山おられる、そういう方々は、この機会に農地を売りたいという、能登部上におりましても、農地を売りたいという人がおられるわけでありまして。そうしますと、私のところへ電話がかかってきたのは、「うちのお父さんは家族に相談もしないで、圃場整備をしたら農地を買って拡大する。」ということ言ってるそうです。「いい歳になってそういうことをして、病気になっても死んでいく者はそれでいいかわかんけど、残った者はどうにもならん。」という、そういう苦情の電話が、私のところへかかってくるわけでありまして。本当に今、農業の中心になってやっておられる方は、65歳以上70歳前後の方でございます。私も今、76でございますが、やはり田んぼを作っておりますが、そういう方々が集落の中で中心になっておられる。そういう方々がこれから農地を集積する認定農家として、5ヘクタールの農地をまとめる、私は、まとめることは出来ましても、それらをこれから将来にわたって営農していくということは、大変至難なことではなかろうかと思っております。町といたしまして、こういう点につきまして、せめて50歳前後の方々が、農業に積極的に就職するという、そういう政策を考えていただかなくては、せっかく今、中能登町が圃場整備をいたしましても、それらにつきましても、

荒れてくる恐れがあるかと考えているわけであり。私はそういう点で、「たくましい担い手」という言葉自体には賛成でございますが、この年代をもう少し引き下げ出来るような、そういう方策を是非とも考えていただきたいと思います。この点についても是非とも町長に要望しておきたいと思っております。

次に34ページの、「子どもと親の相談員」今、池島教育長から答弁を受けました。大変有効であるということでございます。せっかく取り組んでそういう評価をされるということになりますと、有意義であったと思うんですが、もう1点、教育長にお尋ねしますが、相談員とは誰なのか、6つの学校の内、鳥屋小学校を該当して今、取り組んでいるということですが、相談される相談員とは何人おられて、どういう経歴のある方が相談員として、実際に、この活動に参加しておられるのか、具体的なものがあつたら報告を求めたいと思っております。以上です。

○議長（若狭明彦君） 岡野福祉課長

○福祉課長（岡野 昇君） ただいまの再質問についてお答えいたします。

まず、この自立支援型住宅リフォーム推進事業につきましては、これは内容的につきましては、一般介護保険を利用した住宅改修、それに上乗せ分の事業でございます。それでまず、介護保険につきましては20万円まで対応できます。それを越えたものに対する、これは補助事業でございます。内容的には、手摺りの取り付けとか、段差の解消、それとか滑り止めの防止とか、洋式便器に取り替えるといった内容になっております。それで件数につきましては、実績では現在までに3件あります。今後の見込みとしましては、7件予定しております。トータルで今年度は10件、当初は15件みておりました。法改正によりまして、基準も少し厳しくなったものですから利用者も一部減ったと、そういう状況でございます。以上でございます。

○議長（若狭明彦君） 池島教育長

○教育長（池島憲雄君） ただいまの再質問にお答えをいたします。鳥屋小学校をお願いをいたしました「子どもと親の相談員」何人なのかということですが、今年度はお一人です。どういう経歴の方、誰なのかということですが、学校を退職された女性の方です。元教員です。大変いろんな事を分かっておられたので、有効でありました。お名前必要であれば後ほど。以上です。

○議長（若狭明彦君） その他ございませんか。

【「なし」の声あり】

○議長（若狭明彦君） ないものと認めます。

以上で議案第64号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第65号 平成19年度中能登町老人保健特別会計補正予算の質疑を行います。歳入、歳出全般について質疑の方ございませんか。

【「なし」の声あり】

○議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第65号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第66号 平成19年度中能登町介護保険特別会計補正予算の質疑を行います。歳入、歳出全般について質疑の方ございませんか。

【「なし」の声あり】

○議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第66号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第67号 平成19年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算の質疑を行います。

歳入、歳出全般について質疑の方ございませんか。

【「なし」の声あり】

○議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第67号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第68号 平成19年度中能登町下水道事業特別会計補正予算の質疑を行います。歳入歳出全般について質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第68号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第69号 平成19年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の質疑を行います。歳入、歳出全般について質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第69号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第70号 字の区域の変更及び小字の区域の廃止についての質疑を行います。質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） 質疑ないものと認めます。

以上で議案第70号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第71号 中能登町特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について質疑を行います。質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第71号についての質疑を終結いたします。

ここで委員会付託表を配付いたしますので、暫時休憩いたします。

午後0時07分 休憩

午後0時08分 再開

○議長（若狭明彦君） 再開いたします。日程第2 常任委員会付託

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第59号、第60号、第62号から第71号までの議案12件、請願第5号、第6号の請願2件については、会議規則第39条の規定により、お手元に配付いたしております議案及び請願など付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） ご異議なしと認めます。よって議案及び請願など付託表のとおり、各常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎休会決定の件

○議長（若狭明彦君） 日程第3 休会決定の件について議題といたします。

お諮りします。

各常任委員会審査などのため、12月12日から17日までの6日間休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） 異議なしと認めます。よって12月12日から17日までの6日間休会とすることに決定いたしました。

◎散 会

○議長（若狭明彦君） 以上で本日の日程は終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午後0時09分 散会



## 平成19年12月18日（火曜日）

### ○出席議員（18名）

1番	笹川 広美	議員	12番	宮本 空伸	議員
2番	諏訪 良一	議員	13番	若狭 明彦	議員
3番	堀江 健爾	議員	14番	岩井 礼二	議員
4番	宮下 為幸	議員	15番	西村 秀博	議員
6番	亀野 富二夫	議員	16番	坂井 幸雄	議員
7番	甲部 昭夫	議員	17番	小坂 博康	議員
8番	藤本 一義	議員	18番	田中 治夫	議員
9番	古玉 栄治	議員	19番	作間 七郎	議員
10番	武田 純一	議員	20番	杉本 平治	議員

### ○欠席議員（2名）

5番	平岡 志朗	議員	11番	上見 健一	議員
----	-------	----	-----	-------	----

### ○説明のため出席した者

町長	杉本 栄蔵	農林課長	表 辰祐
副町長	小山 茂則	商工観光課長	坂井 信男
教育長	池島 憲雄	上下水道課長	松 栄 哲夫
参事兼総務課長	苗山 雅幸	福祉課長	岡野 昇
参事兼監理課長	藤井 博昭	保健環境課長	小林 玉樹
参事兼住民課長	林 富士雄	会計課長	小山 三雄
企画課長	大村 義一	教育文化課長	後藤 和雄
税務課長	永源 勝	生涯学習課長	吉田 外喜夫
土木建設課長	澤 賢造		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 服部 顕了 書記 山本 正広

○議事日程（第3号）

平成19年12月18日 午前10時開議

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

◎開 議

○議長（若狭明彦君） おはようございます。  
ただいまの出席議員は、18名です。  
議員定数の半数に達しております。  
これより、本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（若狭明彦君） 日程第1 一般質問  
これより、一般質問を行います。

あらかじめ、申し上げておきます。一般質問についての各議員の持ち時間は、1時間です。守っていただくようお願いいたします。

執行部におかれては、的確な答弁をお願いいたします。

それでは、通告順に質問を許します。

16番 坂井幸雄君

[16番（坂井幸雄君）登壇]

○16番（坂井幸雄君） おはようございます。強制的に私の質問を聞いていただくことに関して感謝したいと思います。私も住民の一人の人とし、また住民の各位の意見として述べさせていただきますので、よろしく願います。

12月の定例会で、町長の提案理由の説明では、当町、中能登町は地方自治法60周年記念式典に総務大臣から団体表彰をお受けになられたということで報告がございました。私ら住民、また議会、執行部も感謝と敬意を申し述べさせていただいたわけでございます。

中能登町は、その当時の提案理由の中で「自らの創意工夫により優れた施策を実施し、堅実な行政運営を努めた」ということであります。その内容の一つは、地場産業の推進、町独自の子育て環境の整備・充実等が評価されたということでありますので、執行側はこのことを基本理念に持ちながら、私らの質問に対して施策並びに答弁を期待するものでござ

います。

それでは質問をさせていただきます。

まず、第1点目でございますが、農業関係についてでございます。米生産調整の実施方向と指導についてでございます。稲作は、大変自然の環境により、また、市場の動向により、両極のバランスによって大変難しいことだと思います。過去、18年度に中能登町では、一等比率が71%ということで、県下で最低ということでございましたが、19年度の米の出荷数量の実績は、60キロ当たり1俵なんですけど、鹿島支店では実績は3万280.5俵、鹿西が1万1,514俵、鳥屋支店が1万6,268俵、合わせれば5万8,620.5俵でございます。これは実績でございます。それで、今回の一等比率が鹿島支店では87.6、鹿西が85.9、鳥屋が83.3ということでございますので、前回よりは相当一等比率が伸びたわけでございます。それも18年度の後期には米の色彩選別機が導入された結果も多々あるかと思えます。それでも、一等比率が県下では83%、富山県では84%、中能登全体としては80.9%でございます。鹿西3町、中能登町は大変一等比率が高いわけでございますが、それは、将来にわたって品質の良い米だということで、皆さんが認識していただけるんですけど、トータル的にいきますと、80.9ということで、県の平均までいかれません。そこで、需要と供給のバランスでは、一等比率が高くて米価の下落が大変騒がれております。

それで、今年度は、国としては過剰米として政府が34万トン、一応、米価の下落を下げ止めをしようということで、買い支えているということが、先日、15日の新聞に載っております。それで、20年度には約10万ヘクタールの減反をするということでありますので、まだ、県から各町の作付面積の配分が、きているのかきていないのか分かりませんが、そろそろ、種もみの注文やら、苗の注文がやってくるかと思えますので、その点、今

回の平成20年度の産米の面積がどのようになっているのか、お聞かせ願いたいと思います。それから、減反面積が大変強いとげられると思います。それに合わせて、何を主力とした施策として、その減反面積を達成するかは、知らせていただければ幸いです。

1点目には、ただ一つ、自分の思いでは、最近、減反の施策としては飼料作物ということで、ちょこちょこ農業新聞にはうたっています、その点を町としては考えておられるかどうか、併せてお願いしたいと思います。飼料作物としても、万が一あった場合には、食糧に転用できることがありますので、その点、考えがあるかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

[町長（杉本栄蔵君）登壇]

○町長（杉本栄蔵君） おはようございます。坂井議員の質問にお答えをしたいと思います。米の生産調整の実施方向と指導について、という質問であったかと思えます。

平成20年産の米の生産調整については、この12月25日に開催をいたします、中能登町地域水田農業推進協議会で設定をいたします「農業者への配分ルール」に基づきまして、生産調整方針作成者に生産数量を配分することになっております。

県からは中能登町へ配分された、平成20年産米の生産目標数量は、5,626.2トンで、今年度の実績より53トン弱の減であります。対前年度比で0.9%の減で、面積換算をいたしますと約6.3haの減であります。

石川県は、生産目標数量をきちっと守っておりますけれども、全国では31の県が、合計約7万haの過剰作付けがあり、余剰米が発生をして米価が下落した要因にもなっているとの報道もありました。そうした県につきましては、強く反省が求められているところであります。

従って、県内各市町も同様に、お互いに注

意をして、過剰作付けは、絶対しないという方針で進めているところでございます。

また、減反では、何を推奨するのかという質問もあったと思いますけども、やはり、大豆であり、麦であり、また白ネギ、色野菜というようなことを勧めていきたいと思っております。

また、飼料作物はどうかというようなご意見でありました。飼料作物につきましては、今、御存じのように、とうもろこしあるいは小麦といったものは高騰しておりまして、飼料作物でも、日本で作っても合うんではないか、といったような議論も出ておりますし、またそれにつきまして、いろいろと単価とか作付けとか研究もしておいでの方もおいでです。そういう中におきまして、これから飼料作物ということになりますと、他の動向、調査もしながら皆さんと相談をしてみたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（若狭明彦君） 坂井幸雄君

○16番（坂井幸雄君） 町長は先ほど、全国では7万haの減と言っておられましたけど、12月の5日のあれでは、面積は、約10万ヘクタールということであったわけでございますので、また、情報を取り入れていただきたいと思えます。

それともう一つは、米価下落でありまして、表課長に一つお願いします。品目横断的経営安定対策に加入していない農業者にも米価下落に対する補填が受けられますというこんなパンフレットがきております。この点に関して、最近ですので、申し込みは20年2月15日必着ということですので、この点どういう方法なのか、米作り農家には補填できるのか、できないのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（若狭明彦君） 表農林課長

[農林課長（表 辰祐君）登壇]

○農林課長（表 辰祐君） お答えいたしま

す。ただいまおっしゃいましたのは、稲構交付金、いわゆる稲作構造改革促進事業交付金といいまして、平成19年度に新たな対策として米、大豆、麦等を含めました品目横断的経営安定対策の加入というものを、国が改革の目玉として打ち出したわけでございますが、ここにきまして、その品目横断的経営安定対策に加入をしていない農業者につきましても、米価の下落になった時に、補填が受けられると、そのような制度を、創設をしたものでございます。その補填の対象となる農業者につきましては、米の生産調整を実証して、なおかつ、集荷円滑化対策に拠出をされている農業者の方が対象になります。その交付金を受けるための手続きにつきましては、この12月25日に開会される予定の、中能登町の地域水田農業推進協議会で話し合いがされるわけでございますが、現在のところ、いろいろと必要な書類等がいくつもあります。

具体的に申し上げますと、米を販売した先々、販売先とそれから農業者の間で取り交わしをした売買契約書、そういったものがいくつ必要になりますので、それとまた、平成20年の1月末日までに売り渡しをした米などが対象になるわけでございます。

そこで、冒頭申し上げましたように、新たな品目横断的経営安定対策に加入をされなかった方が逆に対象となりますので、そうした方々につきましては、協議会の事務局といたしましては、お名前が分かりますので、全ての方に案内をして、そして、この交付金が受けられるようになるように、また、農業者の方が受ける意志があるかどうか確認をして進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、補填の交付要件、満たしているかどうかというのは、個々の農家の方で異なりますので、私たちの方でいろいろと資料を出していただいて、それを検討させた上で、農家の方に意志もお尋ねをして、交付できるよう

にしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（若狭明彦君） 坂井幸雄君

○16番（坂井幸雄君） 今、年金問題でもございますように、農家は案外無知でございますので、失礼な話ですけど、お知らせを是非とも、本人宛にさせていただければ幸いかと思います。

それでは、次にいきます。地域再生ということで、福田総理も地域の再生ということで、創意工夫をもって、地域をやっていけということでありますので、最近、当町でも色野菜ということで、町長も述べられておるわけでございますが、転作作物まではいかなくても、色野菜ということで、地域の活性化の一つでも、一考を投げればいいのかと思っておりますが、加賀野菜はもう定着されておりますし、それにあわせて、能登野菜というのは、素朴で安心して安全な野菜かということで、これから取り組むわけでございますが、9月の定例会では、園芸作物ということで、50万円計上しておりますが、確かそうだと思うんですが、そのことに関して、9月からもう11月になっておりますが、どのような推移があるのか、お聞かせ願いたいと思います。カラー野菜ということで、あれは新しい品種でございますので、健康にいいんじゃないだろうかということで、大変興味があるわけでございますので、また、家庭菜園でも作ってみようかという希望の方がおられますが、その種をどこに求められるか、それは一般には分からないと思っておりますので、その点お聞かせ願いたいと思います。

○議長（若狭明彦君） 表農林課長

○農林課長（表 辰祐君） お答えいたします。9月議会で、いわゆるカラー野菜の関係で予算をいただきましたのは、新たに作付けを予定されている方が、カラー野菜の作付けにふさわしい土作り、それをしていただくための予算をいただいたわけでございます。カラー野菜をめぐる主な動き、経緯でございま

すが、8月28日に中能登町の鹿島庁舎におきまして、カラー野菜の栽培について、町内の中核農家等の方々に、まずご案内をして、そしてカラー野菜といった取り組みに興味を示していただければ、試験栽培に応じていただきたい。そのような趣旨で説明会をいたしました。その時に、沢山の100名近い方が参加をしていただいたわけですが、約8割の方だったかと思いますが、興味を示していただいて、その内、特に「試験栽培もすぐ対応してあげるよ。」と言われた方が3名と1生産組合ありましたので、早速栽培をしていただきました。

続きまして、10月17日に町長が白ネギの「トップセールス」ということで、大阪の市場の方へ行きました時にも、今こういう取り組みで、カラー野菜を作っているということで売り込みといたしますか、していただきました。

10月29日には眉丈が丘生産組合で「能登むすめ」の収穫を開始いたしました。

それから10月30日には福島県の方で、これは先進地視察といたしますか、ミネラル野菜をかなりの規模で栽培している地域がございます。西会津町でございますが、そちらの方へ組合長あるいは営農部、そして町の農林課の方からも担当者が参加をしまして、視察に行きました。

11月8日には、作付推進事業及び作付け予定地の土壌改良の事業の補助金の交付決定をするために、先ほど言いました50万円事業の手を挙げていただいた方の圃場を全て視察いたしました。

11月18日には、これは町は直接タッチはいたしておりませんが、JA能登わかばの感謝祭でカラー野菜の第一号といたしますか、アスパラガスキャベツ、これは黒キャベツでございますが、それらが出展をされまして、のと蘭ノ国の方で感謝祭を行っております。

それから、11月22日には、七尾市の方で

ございますが、「梅干しサミット2007in能登七尾」ということで、これもカラー野菜を作った、能登むすめを使っていたかしまして、料理の紹介をいたしております。

今月22日には、実は当初予定をいたしておりましたが、今年度試験栽培をいたしましたカラー野菜の試食会をする予定でありましたところ、町内の飲食店さんの方で少し時間がほしいと言われましたので、ただいまのところ1月中旬に予定をいたしておりますが、カラー野菜の試食会をする予定であります。以上です。

○議長（若狭明彦君） 坂井幸雄君

○16番（坂井幸雄君） カラー野菜につきましては、新聞では、金沢の市場へ出されればPRが絶対効果があるということでありますので、精一杯努力させていただきたいと思っております。

それでは、転作作物の白ネギについて、ちょっとお聞かせ願いたいと思っております。先ほど、表課長にも、杉本町長が大阪で「トップセールス」ということで行かれたわけでございます。その当時の大阪市場の方々は、2倍も3倍も面積を拡大していただければ、私らは売りますということで、魔法の白い杖ということで、能登の白ネギが名前をされております。甘みがあって大変好評だということでございます。平成7年から旧の鳥屋町の北村さんが発起して白ネギということで取り組んで、もう十何年経ったわけでございます。一時は大変面積も拡大されたわけでございますが、あまり手間ひまかかるのでリタイアする人もおられます。そこで最近また、昨年、調整選別機を導入して、町も補助金をいただいたのをきっかけとして、面積拡大ということで、少しずつ面積拡大なろうかなという思いであったわけでございますが、18年度の作付けと19年度の作付けで見ますと、減少しておるわけでございます。生産量は上がっているわけですが、手間ひまかかって苗代も高いという

ことで、減少しておるわけでございます。

19年度から21年度の農業ビジョンでは、21年度では、白ネギを10町歩、10ヘクタールという計画があるわけでございますが、現在は5.13ヘクタールでございます。中能登だけでございます。全体的には22町歩、農協全体的には22町歩ありますが、当町では、5.13ヘクタールでございます。そのビジョンにあわせて、21年に10町歩ということでは、少々面積拡大には、いろいろと手当てがいるんじゃないかと思えます。

調整選別機あわせて労働の省力化がなりましたけど、これにあわせて、少しでも初期の生産者に関しては、苗の半額ぐらい3年間程補助できないかなということでございますし、既存の方はリタイアしないためにも、1割か2割、苗代の補助をしていただければいいんじゃないかと思えます。それで釣るわけではございませんですけど、転作の一つの一環の一助になるかと思えます。

地域に見れば、春木地区では、基盤整備がらみで1町歩の田んぼ、それももてがら、ネギ栽培ということでありまして、生産量も少しずつ上がっておるということでございます。収穫的に見ますと、10アール当たり大体70万円程ということで収穫があります。それにあわせて経費も変わります。経費もかかってネットは16万ほどになるかと思えますので、それでも雇用とか自分の労働費も含めると米作りより手間ひまかかりますけど、いいんじゃないかと思えますので、是非とも苗の半額、新規の人には半額、既存の人には1割か2割ということで、つなぎにしていきたいと思えますが、この点、是非とも転作作物ということで、地域の目玉としてお願いしたいわけでございます。この点、町長はどのような考えを持っておられるか、お聞かせ願いたいと思えます。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 白ネギにつきまして

2点の質問があったかと思えます。1点目は白ネギの面積の拡大の今後の計画は、ということであったかと思えます。

まず1点目の中能登地域の白ネギの普及拡大をねらいまして、去る10月11日と12日に大阪府の中央卸売市場へ、市場の動向調査と販売促進に向けて、いわゆる「トップセールス」ということで行ってまいりました。これには能登わかば農協の組合長、県の中能登農林総合事務所長、生産者の白ネギ部会長、副部会長、それから石川県の大坂事務所長さんにも、現地で同席を依頼をいたしました。

大阪府の中央卸売市場側からは、大果大阪青果株式会社の支社長をはじめ、取締役野菜部長・課長のほか、中卸の方にも同席をいただきまして、中能登地域の白ネギの評判と見通しを伺いました。

支社長からは「能登白ネギは甘みに定評があり、来期は2倍でも3倍でも増やしてもらいたい」という力強い返答をいただきましたので、来年度は市場側の要請に応える意味においても、面積の拡大、生産拡大を図らなければならないと思っております。

そういうことで、組合長はじめ皆さん方と、これから拡大に向けて検討をしてみたいと思えます。

それから2点目は、白ネギの苗代が高いので、初期の方半額、あるいは既存の方には1割か2割、3年間ほど助成をしてもらえないか、という質問であったかと思えます。これにつきまして、能登わかばの農協長からも、白ネギ栽培拡大にあたってソフト面、あるいはハード面で補助の要請も受けております。これにつきまして、今後検討させていただきたいと、そう思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（若狭明彦君） 坂井幸雄君

○16番（坂井幸雄君） 今、町長の答弁をいただきましたんですけど、全体的なソフト面、ハード面というのは、農家には実感はないと

思います。端的に新規の人は半分、中能登町だけですけれど、独自の色あいを持って、中能登町だけでもやるということで、是非ともそのように検討して、そのような方向になるように要望といたらいけませんから、是非ともお願いいたします。

それと、その次でございますが、学校関係について質問させていただきます。43年ぶりに全国学力テストがあったわけですが、県の教育委員会の指導では、各町村の教育委員会の判断をもって、公表するとかしないとかということでございますが、当町では、公表できるのかできないのか、お願いしたいわけでございます。合わせてお願いしたいわけですが、もし公表できるのであれば、次の点についてお願いしたいと思います。

中能登町の小学校・中学校の学力の状況は、いかほどだったのかということでありまして、また、中能登町でも小学校・中学校が何校にも分かれて、地域の格差があるのではなからうかということでありまして、その結果は、どのようにして生かしていくかは、まずもって教育長に答弁願いたいと思います。

○議長（若狭明彦君） 池島教育長

[教育長（池島憲雄君）登壇]

○教育長（池島憲雄君） ただいまの坂井議員のご質問にお答えをいたします。まず、全国学力テストについてのご質問であったと思います。今年の4月に実施されました、全国学力学習状況調査の結果が、10月の末に届きました。千数百枚を超える、非常に膨大なデータと資料がついております。市や町単位の優劣を比べたり、学校ごとの点数を競って順位をつけたり、そういうようなことをするものではありませんので、学校別の結果についての公表は差し控えさせていただきたいな、というふうに思います。全体的な傾向といたしましては、新聞等で報道されましたように、対象となりました小学校6年生、中学校3年生、そして国語・算数・数学全てにおきまし

て、石川県は全国平均を上回っております。そして中能登町は、どうなのかということですから、小学校は、ほぼ全国平均並みといったところですが、それから中学校の方は、全国を超えている県を、更に上回っておるといってしまう結果です。

それから2つ目でしたけれども、学校ごとの差はあるのかな、地域ごとの差はあるのかというご質問であったかと思っております。町内の学校、もちろん児童・生徒の人数こそ異なっておりますけれども、地理的にも環境的にもまた、教育への関心、それから期待といった点におきまして、ほとんど似ております。従いまして、結果についても学校ごとの顕著な差というものは見受けられませんでした。以上です。

○議長（若狭明彦君） 坂井幸雄君

坂井議員、教育問題の質問を全部質問して下さい。

○16番（坂井幸雄君） そのようにさせていただきます。それでは、その学力調査に関して、生活習慣や学習意欲などのアンケートを実施されておるわけですが、この中能登町では、朝食を食べてこられるか、こられないかという実態調査が分かっているかと思っておりますので、その点お聞きしたいと思いますし、その次は、学校区外の通学でございます。条例にはいろいろと調べたんですけど、明記されていないわけですが、どのような決まりになっておるのか、お聞かせ願いたいと思います。また、その区域外の通学の実態、手続きなどが、どのようにしてやられるか、お聞かせ願いたいと思います。

それに合わせて、進路状況でございますが、中能登町は中学生全体の高校の進学状況ということで、17年、18年合わせて、また、今年度はまだかと思っておりますが、もしよかったですら合わせて、お聞かせ願いたいと思います。と言いますのは、10月28日に鳥屋中学校の学園祭がございました。その壁新聞でございますが、



中学2年生の将来の展望ということで、チャートで壁新聞で記されていました。例えば、将来は野球の選手になろうということで、この高校へ行って、甲子園へ出てプロ野球の選手になろうと、それから弁護士になる人は、この学校へ行って、この大学へ行って法学部へ行って司法試験を合格をして弁護士になろう、というそういう個人的な目標を立てた壁新聞がございました。目標を持つということは、大変良いことだと思いますので、それに合わせて、高校受験するときの進路が確定するんじゃないかなと思います。その点三者面談のときには、親の意見、先生、子どもの希望ということで、対立する人もおられるかと思いますが、その点どちらの方の意見を取り入れるか、合わせてお聞かせ願います。

もう1点は、35人学級についてでございますが、県議会でも中学1年生の情緒不安定な方々を、一応、35人学級ということで、教員の採用を配するようなことが出ていましたが、当町では、そのような実態に対してあるのかどうかということで、合わせてお願いしたいと思います。

○議長（若狭明彦君） 池島教育長

○教育長（池島憲雄君） 引き続き大変沢山のご質問をいただきました。一つずつお答えをしていきたいなというように思います。

まず、最初ですけれども、全国学力調査と合わせまして、学習状況・生活習慣その他諸々の沢山の項目についての調査もありました。その中で1点、朝食の実態はどうなのかというご質問であったと思います。調べてみました。朝食を必ずとっているよ、というそういう生徒、中能登町の方では、小学校ですけども94.3%です。ちなみに全国は86.3%で、中能登の状況は非常に良かったです。それから中学生の方、朝食を必ずとっているよ、というのは85.4%、全国的には80.5%、この点についても大変良い傾向であります。とにかく朝食を必ずとっているよ、大体とっているよ

というのを合わせまして、中能登の小学校では97.1%、中学校の方でも95.1%というように、非常に高い率になっております。反対に全く食べないよというのは、中能登町では、小学校は0%、中学校の方はわずかあります。0.5%というそういう結果でありました。

それから、その次にご質問いただきました、校区外の通学について、町の方ではどのようになっているのかというようなことであつたかなと思います。これは、中能登町立学校の通学区域規則というものがあつて、児童及び生徒の入学すべき学校がきちっと明記されております。内容は旧町の校区をそのまま慎重に引き継いだ、そういうようなものになっております。今のところ、通学区域を撤廃するというようなそういう考えは持っておりません。

それから、区域外の通学といいますが、区域外の学校へ行っている子どもたちの実態と、そのように希望した場合に、どのような手続きをとるのかということですが、現在、町内及び町外から決められた学校以外の学校へ通っている児童・生徒の数、小学校では5名おります。それから中学校の方では9名おります。町内ないしは町外から、私たち中能登町の中学校へ通っている生徒は9名おります。理由はいろいろとあります。中能登町の中学校でその子が行った学校に、自分のやりたい部活動があるので来ましたよとか、あるいは元の学校で町外の学校では、なかなか学校に適応できなかったの、気分一新、この中能登町の学校で頑張りたいということで、区域外の願いが出ていますし、あるいは家庭の事情、お父さん、お母さんの仕事のこと、あるいは中能登におじいちゃん、おばあちゃんがおるので、中能登の学校へ入りたいというようなこともあります。あるいはまた、住所が途中に変わったとか、家を新築したとか、そういうようなことで変わったんだけれども、引き続き友達のおる町内の

学校で勉強したいと、そういうようなケースが主な理由となっています。

区域外の通学を希望する場合には、「区域外通学願い」というのがあります。それを教育委員会の方へ提出をしていただきます。協議の上、正当と認められれば、区域外の通学が可能であるという、そういう手続きになっております。

それから3つ目ですけれども、町内の中学生の進学状況、進路についてどのような傾向があるのか。平成17年度、18年度も含めてどのような傾向になっているのかというようなお尋ねであったかなと思います。私たちの町は電車、あるいはバスが利用できます。幹線道路もあります。従いまして、大変交通の便が良く、金沢の方から中島に至るまで、極めて広範囲の高校へ通学可能となっております。そういう点では、非常に地理的には恵まれているなというように思いますし、その範囲の中では公立高校、私立高校、全日制、定時制、高等専門学校やら養護学校、普通科系、実業科系さまざまな特色を持った学校が存在しております。生徒たちは自分の能力や適性、あるいは将来の進路、そういったものを良く考えて、多くの学校の中から自分の行きたい学校、学科を選択できるなということで、非常に理想的な状況になっているな、というように思っております。

それから、どのような進学先の傾向があるのかということで、現在の中学3年生192名おります。その生徒たちの、今のところの希望の状況と、それから17年度、18年度のデータをもとにして全部調べました。そうしますと、現在の生徒たちが持っている希望と、1年前、2年前の実際に行った生徒たちの傾向とほとんど同じでありました。希望の多い高校ベスト5をあげますと、一番多いのは七尾東雲高校52名というのが一番多かったです。その次に七尾高校の39名、その次は羽咋高校27名、そして4番目が鹿西高校25名、5番目

が羽咋工業の9名、これが現在の中学3年生の今の時点での希望の数です。この5つを合わせますと152名、80%近くの生徒たちが七尾、中能登町、羽咋にある高校を、進学希望をしているという傾向にあります。

その次です。進路を決定するときに、いろいろと問題もあるだろうというようなこと、あるいは学校の方で、どのようにして進路学習をやっているのか、ということについてですけれども、とにかく私たちは、生徒たちが将来こういう方向へ行きたいな、こういう夢があるよ、こういう希望を持っているよ、というそういうものを是非実現させてやりたいなということで、1年生の時から進路指導に力を入れております。どこの学校でも同じです。職業調べとか、わくわく体験とか、高校訪問とか体験入学、そういったものを実施したり、あるいは先ほどお話がありましたように、自分のなりたい職業に就くためには、どのような学校を選べばいいのか、どのようなコースを辿っていけばいいのかというようなあたりの勉強もやっております。また、3年生になりますと高校説明会がありますし、高校の特色を十分理解した上で、自分の進路先を決めれるということで、高校説明会も高校の方から先生方をお招きいたしまして開いております。

また、進路相談、あるいは保護者を交じえた三者面談というのも適宜、行っております。

とにかく、進路の決定に当たっては、本人の希望が最優先です。是非、生徒が行きたい、そこへ進みたいんだということが何とかして実現できるような、そういう道を探りながら話し合いを進めております。もちろん、受験勉強のための、放課後学習についても力を入れているところです。

それから最後、中学校1年生の35人学級についてのご質問でありました。現在は、1クラス40名というのが定員であります。新聞報道によりますと、一般質問で県の教育委員会

が答えるかたちで、来年度は中学1年生の35人学級の実現に向けて、先生の増員を行っていく、そういう考えを示しました。

正式な案内は私たちは、まだもらっておりませんが、是非そのようになってほしいなという、大きな期待を持っています。

もしそのようになりますと、町内3つの中学校で、どこかが該当するののかということですが、鹿島中学校1校だけが、それに関係をしてきます。来年入学する1年生は72名の予定です。1年生の35人学級が実現しますと、先生1人が増員されまして3クラスとなります。不登校が急増したり、いろいろと中学校生活に適應していく大事な時期に、1クラスの人数が少ない3クラスで、より一層きめ細かく、行き届いた指導学習が可能になるなというように喜んでおります。以上です。よろしく申し上げます。

○議長（若狭明彦君） 坂井幸雄君

○16番（坂井幸雄君） 中能登町の隣町の市では、小規模の学校より大規模の学校の方が学力テストの成績が良いということで、競争原理が湧いているんじゃないかならうかと思いません。隣町もあわせた市も、羽咋市も七尾市もでございますが、高校入試は大体、先ほど教育長さんが言われた七尾、羽咋、中能登ということですので、それに負けないように、頑張って教育の指導をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

最後ですが、寒くなりまして、暖を求めるような季節の最中でございます。住宅用火災警報器の設置についてでございます。先日も金沢の地区で火災報知器が鳴り、煙が上がり、消防車がかけつけて大火に至らなかったということでございますし、また、ある石油ストーブメーカーの給油タンクがアタッチメントが分かりませんが、油漏れして火災が起きたということでございますし、これからは火の使う時期でございます。灯油が高くなりましたんですけど、暖を求める時期でございます

が、鳥屋庁舎の玄関先では、住宅用火災報知器のパンフレットがございます。沢山部数があったんですけど、持って行かれる方が多かったと思っておりますが、既存の住宅では、法制定により20年5月、来年の5月までに火災報知器の設置が義務付けされておるわけでございますが、当町では、どのような推進をしていくのか、お知らせ願いたいと思ひますし、町の町営住宅が154戸だと思ひんですけど、既に設置されておるのかどうか、ということでございますし、まず、それをお聞かせ願いたいと思ひます。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 既存住宅における、住宅用火災警報器の設置の推進についてであります。現在、町及び七尾鹿島広域圏消防本部では、町の広報誌、またパンフレットの全戸配布による広報啓発をいたしております。

また、今言われましたように役場の各庁舎、各図書館における火災警報器のサンプル品の設置もいたしております。また町のイベント等におけるPRブースの設置もいたしております。また、火災予防運動期間中における、一人暮らし老人世帯の家庭訪問もいたしております。また、高齢者いろんな世話をさせていただいております。それと同時に、町における町営住宅154につきましては、全て設置が終わっております。

○議長（若狭明彦君） 坂井幸雄君

○16番（坂井幸雄君） いろいろと提供してあるわけでございますが、ここで一つだけ、私はまだしておりませんが、金沢では、40%が火災報知器の設置としてあるんですけど、当町では、おそらくそんな40%もないかと思ひます。ここで、大量で町が買っていただきまして、各家庭に希望者を募ってやれば、すぐ推進になるかと思ひんですけど、法規制でございますので、消火器と違ひまして、是非ともそのような対策をとっていただきたいと思います。町長の考えをお願いします。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長  
○町長（杉本栄蔵君） 町全体で共同購入したらどうかというような質問でありますけれども、これにつきましては、区町会の区長の皆さんともお話しをしております、もし、そういうことでまとまるとなれば、区長さん方に一回注文をしていただいて、共同購入をすれば安くできるのではないかなとそう思っております。これからもう少し、5月までありますので、新しい区長さんが決まりましたら一緒に相談をさせていただきたい、そう思っております。

○議長（若狭明彦君） 坂井幸雄君  
○16番（坂井幸雄君） 大量に買っていただきますと、品質も一定しますし、簡単な取り付けでございますので、もし取り付けの難しい方がありましたら、人材シルバーの方でも誰でもいいんですけど、取り付けていただきたいということで、法定に前向きに進んでもらいたいと思います。

○議長（若狭明彦君） ここで11時10分まで休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（若狭明彦君） 再開いたします。

19番 作間七郎君

[19番（作間七郎君）登壇]

○19番（作間七郎君） 私は通告してある指定管理者制度、ケーブルテレビ事業、一般県道志賀鹿西線延伸の整備について質問をいたします。

3月の定例議会で私が質問をしました、指定管理者制度の導入の答弁で、町長は導入を検討していく、小さな行政を目指していくには、民間で出来ることは出来る限り民間に委ねていくことも検討をしていくと、答弁をされました。その間、9ヶ月が経ちましたので2つの質問をいたします。

1つ目には、中能登町公共施設指定管理者

になるための必要な条件、2つ目には、指定管理者導入にあたり、どのような考えで、検討計画をされたのか経緯経過を伺います。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 作間議員の質問にお答えをいたします。

指定管理者制度につきましては、合併後に、在宅複合施設「ほのぼの」と、デイサービスセンター「いこい」については、入所者に影響を及ぼさないようにするため、管理委託をしていた医療法人に、そのまま非公募で指定管理をお願いしたところであります。

指定管理者になるための条件との質問ですが、制度上は団体であれば可能であり、例えば株式会社やNPOなどが幅広く含まれております。

また、指定管理を受けるためには応募事業者として事業計画書等を選定委員会に提出する必要があり、選定委員会で審査の後、指定管理者を決定することになります。

具体的な判断基準につきましては、民間事業者等の能力やノウハウを活用することにより、町民ニーズにあったサービスの向上が期待できること。2つ目には、民間事業者等に管理運営コストの縮減が期待できること。3つ目には、法律等により民間事業者等が行うことに明確な制約がないこと。4つ目に、民間事業者等が同様または類似するサービスを提供をしていること。5つ目は、施設が提供するサービスの専門性や特殊性、施設の規模等を勘案して民間事業者等も行うことができること。6つ目は、利用料金制度を導入することにより、収益が期待できること。以上6項目の判断基準をして、指定管理者制度に移行するか、また直営のままとするかの検討を行っていくこととなります。以上です。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 一つ答弁漏れがありました。9ヶ月経ってどのような検討をしたかということでありますけれども、今、近隣

でしている市町のその後のいろんな長短を聞いている状況でございます。内部でいろいろとそのような資料をまとめたりしている状況でございます。以上です。

○議長（若狭明彦君） 作間七郎君

○19番（作間七郎君） それでは、2つ目の質問の答弁で再度質問をします。私の手元に町の行政改革大綱が届いたのが今年の7月です。この資料は、平成18年3月に石川県の地方課に提出され、インターネットで不特定多数の誰もが市町村の指定管理者制度導入等を含めた行財政改革プランが閲覧できるようになっています。しかしながら、石川県に提出された後、1年以上経ってから町議会の行財政改革特別委員会に指摘をされ、委員のみに配付された資料です。議会とは、行政に対し町民の代弁者であり、行政チェックの責務があります。いつどこでどのように作成し、議会にどのように対応したのか経緯を報告して下さい。

○議長（若狭明彦君） 苗山参事兼総務課長

[参事兼総務課長（苗山雅幸君）登壇]

○参事兼総務課長（苗山雅幸君） まず初めに、資料がお手元に届かなかったことに対して深くお詫びを申し上げます。

まず、行財政改革プランについての策定経緯の説明でございますが、最初に、平成17年6月議会の定例会におきまして、宮下議員から行政改革のご質問がございました。その答弁といたしまして、平成17年3月29日に総務省より地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針が出され、集中改革プランの策定と公表を平成17年度中に行うよう求められており、中能登町においても、これを機に行政改革の推進に鋭意努力していきたいという、そういう答弁をいたしております。

次に、平成18年12月議会におきまして、諏訪議員から行政改革大綱の策定についてのご質問がございました。その時に、答弁は以上のようなものでございました。中能登町行財政

改革大綱につきましては、昨年役場職員において行財政改革ワーキンググループを組織いたしまして、職員アンケートを実施し、提言をまとめたところでございます。その後、提言の集約と各担当からの意見聴取の実施を行いまして、素案をまとめております。その素案を課長補佐会議、課長会議にて協議をしたものを平成18年3月29日に開催をいたしました中能登町行政改革懇談会、有識者8名の方において組織しておるものでございますが、大綱の内容を確認していただきました。その後、公告並びに町のホームページにおいて大綱の内容を公表いたしております。重ね重ね町議会の皆さん方に十分な説明不足と対応不足、深くお詫びを申し上げます。以上でございます。

○議長（若狭明彦君） 作間七郎君

○19番（作間七郎君） 中能登町が行政改革大綱の中で民間委託の推進、指定管理者制度の活用を含む公の施設関係、平成17年から平成21年度の目標などに、17年度には「しあわせの里」、18年度末に在宅複合施設「ほのぼの」、デイサービス「いこい」については指定管理者制度を導入しています。

また、石川県に対して、21年度までに町立保育園について、指定管理者制度を導入すると報告をしています。石川県には、平成18年3月に詳細な計画を報告していますが、私たち議員には、先ほどの苗山参事兼総務課長の答弁にあったとおり、してないということで謝っておいでしたが、平成18年3月前に何の説明もしなかったし、また、事後報告もありませんでした。議会や町民皆さんの代弁者である議員を軽視されていると思われるような感じがいたします。

町長は、平成19年3月議会に、私の質問に対し、小さな行政を目指していくと答弁した責任や、このような現状をどのように考えているのか、また今後、議会に対しどのような対応をしていくのか、それと、私は平成21年

度に町立保育園の指定管理者制度を導入するには、平成20年春に事業者の募集をしなければ、平成21年度から指定管理者制度導入するのは困難だと思います。事業者募集の前に、いつの時期に事業者資格の検討、決定、議会の説明や同意を求める時期はいつになるのか、指定管理者制度を導入するということは、その施設に勤務されている職員をどのように処遇されるのでしょうか。また、現在、正職員、嘱託、臨時職員、約400名近くの職員の影響はどうなるのか、町長の考えを聞かせて下さい。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 保育所の指定管理者制度につきましては、今、中能登町には、保育所に限りまして増えていってあるわけでございます。毎年10名、15名と増えていってあるわけでございまして、また、子どもたちが小さい0歳から1歳、2歳といった子どもたちが大変多くなっております。そういう中で、職員もまた臨時嘱託の方も増えておりますし、また、今、各町外で、されたところのお話しも聞いておりますと、本当に良かった良かったということばかりでもございませぬ。

そういう中で、今、21年度の保育所の指定管理者につきましては、もう少し、皆さん方と、特に、保護者の方々とも相談をさせていただきまして、これから進めていきたいと、そう思っています。21年度にはできないのではないかなと、それらにつきましては皆さんにご相談を申し上げ、いろんな現状も申し上げて進めていきたいと思っております。その他のできるものにつきましては、影響のないものにつきましては、進めていきたいなとそう思います。それにつきましても、これから皆さん方と相談の上、やってまいりますので、よろしく申し上げます。

○議長（若狭明彦君） 作間七郎君

○19番（作間七郎君） 町長、私これ聞いたのはね、なぜかという、県の方へこんな集

中プランということで、中能登町は何年度までに何を、何をすると届けてあるんですよ。その中に、先ほど言うた17年度の、18年度にやっとなことは計画どおりやっとなですね。ところが保育所については、21年度までに導入するという、県の方へ届けてあるんですよ。ところが、私たちの大綱の中には、導入を検討するというで中身がなっとなですね。その整合性がないですね。確かに良いこと書いてあるんですね、実施計画も。先ほど苗山課長も議会にも報告してなかった。悪かったと。私の言いたいのは総務課がこれ21年度までに検討とか、ずーっと沢山書いてあるんですね。実際そういう検討会は、先ほど、係長会議とか何かで、何回かやられたようなことを言われておりますけれども、私はこれ本当に大綱のとおり、中能登町集中改革プランを本当にやるんだったら、きちとした形でやってほしいんです。そこで、行政改革推進本部というものが、組織されてあるんですよ。本部長は誰なんですか。聞かせて下さい。

○議長（若狭明彦君） 苗山参事兼総務課長

○参事兼総務課長（苗山雅幸君） 本部長は町長でございます。以上です。

○議長（若狭明彦君） 作間七郎君

○19番（作間七郎君） 町長、あなたが行政改革推進本部長ということ初めて聞いたんですけども、そういう会合を何回されましたか。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 行革本部というような、そんな改まったものは、年に1回か2回しかいたしておりませぬけれども、毎月、課長会議等を開きまして、いろんな意見を取り上げながら進めているところでございます。また、内部のことにつきましては、細かい事は副町長が中心になってやっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（若狭明彦君） 作間七郎君

○19番（作間七郎君） 今、内部のことは行革推進本部は作ってあるけども副町長にさせているということでございますので、私も大変忙しい町長が本部長で、庁舎になかなか私たちも会おうと思ってもなかなか会わない町長なんですね。そこで、私も思ったのは、副町長に責任者となって、このプランを実行するような、1週間に1回くらい会合開いっても、なかなか大変ですよ。そういうことを真剣に副町長にさせるということですから、副町長が中心になって、これを改革大綱、実施をこのようにしたいということを書いてあるんですから、きちっとやって、いい町づくりのために真剣に取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。

次に、ケーブルテレビ事業について質問をします。現在、町長の公約したケーブルテレビ事業が運営されています。総事業費約16億1,600万円がかかりました。しかしながら、いまだに町内で「音声告知端末」の不具合により、未使用や未設置の世帯数が約700件あると聞く。

また、11月30日現在のケーブルテレビ視聴加入率は28.6%、1,651件と報告を聞いている。このように「音声告知端末」の未使用や未設置の世帯、ケーブルテレビの加入率が低いようでは、ケーブルテレビ事業の導入趣旨である住民サービスの向上、行政の効率化、的確な情報伝達の目的が薄れるものと思うが、今後、どのような対策を持って、加入率向上に取り組もうとするのか考えを聞かせて下さい。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 作間議員のケーブルテレビ事業についてのご質問にお答えをいたします。初めに、「音声告知端末」については、平成18年度に、町内5,600世帯に設置をしております。これは、引き込み工事の同意を得た世帯に設置したもので、19年度には、昨年同意をいただけなかった世帯や新築・増

改築等の事情で設置されなかった世帯について、順次連絡をとりながら設置工事を行っており、現在まで168世帯に新たに設置をしております。

ご質問の「未設置世帯や機器の不具合による未使用世帯への対応」についてですが、未設置世帯については、個別に連絡をとり、事業内容を説明した書面を郵送し、引き込み工事の同意を得た世帯から、その都度工事を行っております。

町内全域では、約6,000世帯が設置対象となっておりますが、残りの230世帯については、再度、通知や連絡をとり、事業趣旨を理解をしていただき、1日も早く全世界帯へ設置が完了できるよう努力をしてみたいと思います。

不具合につきましては、メーカーと順次連絡をとりながら、1件1件直しているのが現状でありまして、これからもできるだけそのようなことのないようにしていきたいと、そう思っています。よろしく願います。

ケーブルテレビの促進につきましては、今まで3万1,500円免除ということでやっておったわけでありまして、終了後、今のところ9件ということでありまして、また、これにつきましても、新たに入ってもらって、そのような対策をして、また、PRもしながら、良い放送もしながら、皆さんに説明もしながらできるだけ加入促進に向けていきたいと思っております。よろしく願います。

○議長（若狭明彦君） 作間七郎君

○19番（作間七郎君） 我々の中能登のケーブルは町は公設公営でやっているんだということを言われています。そこで、ケーブルテレビ事業の経費として多額の投資をし、住民から加入金や利用料として、これまた多額の費用を徴収されていますが、この事業の収支やサービス、すなわち、町が運営する中能登ケーブルテレビネットワークと我々加入者、それと金沢ケーブルテレビネットワーク株式会社、

この3つの流れと収支の内訳を聞かせて下さい。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 詳細につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくお願ひします。

○議長（若狭明彦君） 大村企画課長

[企画課長（大村義一君） 登壇]

○企画課長（大村義一君） 作間議員のご質問にお答えをさせていただきます。ご質問にありました町ケーブルテレビネットワークと加入者及び金沢ケーブルテレビネット株式会社との三者の関係についてでございますが、中能登町ケーブルネットワークは町が施設条例を設けまして、事業運営をしているところでございます。

事業運営の一部であります各種番組の供給、加入者管理、放送利用料の徴収事務、視聴者サポート、機器・伝送路保守については、金沢ケーブルテレビネット株式会社に委託しております。

また、放送受信設備につきましても、同社設備上必要な関係上、機器使用料を支払っている状況であります。

従いまして、ケーブルテレビ加入先は、「中能登町ケーブルテレビネットワーク」であり、町放送センターから「なかのとチャンネル」も含めまして、各種番組を加入者宅に放送している状況であります。

「中能登町ケーブルテレビでは、金沢ケーブルテレビネット株式会社が運営しているのではないかと」思われている方もおいでますが、あくまで町が独自で運営しているものでございます。

加入者の方々からお支払いいただきました加入料金や放送利用料も、町の特別会計の収入となり、番組制作や設備の維持管理費、並びに業務委託料や関係機器の使用料に使われているものでございます。

なお、インターネットサービスにつきまし

ては、町の設備を利用して金沢ケーブルテレビネット株式会社が運営していますことから、加入世帯に応じて光芯線の利用料を同社から徴収しておるといふ状況でございます。

それから、平成19年度の当初予算ベースでございますが、金沢ケーブルテレビネット株式会社より加入金として220万5,000円、利用料として5,829万4,000円、合わせまして6,049万9,000円の歳入としてみております。また、歳出では放送番組供給料として2,718万9,000円、機器の賃貸借料として1,176万6,000円、合わせまして3,895万5,000円をみているといふ状況であります。以上であります。

○議長（若狭明彦君） 作間七郎君

○19番（作間七郎君） 課長、金額言うときにさらさらと早く言うので聞きとれません。

私は、聞きとれませんでした。私、なぜ、そういうことを言うのかということ、私たち議会には、こういう「中能登町ケーブルテレビ事業運営についてのスケジュールと運営について」といふことで、この中でテレビ加入申し込みを町にするとか、いろいろと書いて料金徴収については町がすると議会で説明しておるんですよね。我々は町がするもんだと思っております。ところが、「あのケーブルテレビは町が本当にやっとなかい」と、なぜかと言うたら、加入申し込み書、皆さん申し込みする時、書いて、口座番号も書くんですね。その上に収納企業金沢ケーブルテレビ株式会社、収納受託株式会社石川コンピュータと書いてあるんですね。これは町でやるといふことが、何でここにこういう形をお願いしてるのか、聞かせて下さい。

○議長（若狭明彦君） 大村企画課長

○企画課長（大村義一君） 作間議員のご質問にお答えをさせていただきます。先ほど、議員ご指摘のとおり、当初の計画では、職員で料金の徴収事務を行う予定をいたしておりました。しかし、徴収事務システムの導入や事務の量、人員配置などを考慮いたしまして、



既にそれらの事務的なノウハウを持っており、ます金沢ケーブルテレビに委託しているという状況であります。以上であります。

○議長（若狭明彦君） 作間七郎君

○19番（作間七郎君） 課長の事務的な答弁では、分かりにくいんですけど、私は、町が料金徴収をすると書いていたことを、これにしてもらったと、少し言われましたけども、この会社サービスしてくれてるんじゃないんですよ。いくら払ったんですよ。私の予算書には委託費として金沢ケーブルテレビにいくらとしか出てないんですね。我々その内訳は知らないんですね。それから金沢ケーブルテレビとの契約書も私たちは見ておりませんから、こういうことは分からないんですね。そういうことで、町民の中から「あれは本当に町のケーブルテレビかい」と「金沢ケーブルテレビの会社でないか」と「そのように職員が民間会社に使われてるのではないか」ということを私も聞かれます。私はそれは町が公営公設で、町でやると言うんですけども、「ほんなら何で料金徴収くらい口座振替やると、そんなん町の職員でできんかい」と、そういうことで疑問をもたれとるんですね。今聞いたら、いろいろの難しいことがあるというんですけども、それならそれで議会に対して「最初は町に料金を徴収する予定であったけども、こうこうこういうことで一つ了解してもらえないか」ということを、議会に言うべきなんですね。我々も聞かれても説明できないんですね。そこで、私は今日聞いているのです。それでは、委託費の中で、この収納企業の金沢ケーブルテレビ株式会社と収納受託株式会社石川コンピュータにいくら払っているんですか。

○議長（若狭明彦君） 大村企画課長

○企画課長（大村義一君） 作間議員のご質問にお答えをさせていただきます。先ほど、徴収事務にかかる費用でありますけども、金沢ケーブルテレビ会社と委託をいたしまして、

徴収手数料として毎月120円、それから口座引落手数料として80円、合わせまして毎月200円でありますけれども、支払い委託をお願いしています。それから、石川コンピュータにつきましては、今、資料を持っておりませんので、後ほどお答えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（若狭明彦君） 作間七郎君

○19番（作間七郎君） 私は、予算書に基づいて言って下さいと言っとるんですね。ここに委託サービスで2,718万9,000円放送サービスということで書いてあるんですよ。機器に1,176万円と予算書に載っとるんですよ。その中で、これやったら課長の言うとは1件に対して120円と80円と200円ということをやるとるんですよ。そんな1件1件のこと言わずに、いくら払ってると言われぬのか。石川コンピュータにいくら払ってるとか分からんという担当課長、今日議会ですよ。そのくらいの資料持ってきていなくてはだめです。自分の課のことです。もうちょっときちっと答弁して下さい。今できないのなら議長、暫時休憩して時計止めて下さい。私の持ち時間が決められておりますから。

○議長（若狭明彦君） 答弁の方、執行部どうですか。暫時休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午前11時48分 再開

○議長（若狭明彦君） 再開いたします。執行部の方、簡潔な答弁をお願いいたします。

大村企画課長

○企画課長（大村義一君） 先ほど、料金徴収にかかります経費として月、徴収手数料として120円、それから口座引落手数料として80円と申し上げました。これは全て金沢ケーブルテレビと委託契約をしたものであります。それから放送サービスとして2,718万9,000円ですけれども、これは金沢ケーブルテレビと契約をいたしたものでありまして、放送サービ

スにかかる経費としており、直したものであります。以上であります。

○議長（若狭明彦君） 大村課長、声を大きくして下さい。

○企画課長（大村義一君） はい、すみません。先ほど、作間議員のご指摘がありました石川コンピュータセンターの関係でありますけれども、これは、それを全部含めまして金沢ケーブルテレビと契約をしたものであります。石川コンピュータセンターにつきましては、私もちょっと分かっておりません。以上であります。今の料金システムにかかる経費でありますけれども、年間経費といたしまして、396万2,400円であります。

○議長（若狭明彦君） 作間七郎君

○19番（作間七郎君） 課長ね、最初から390何万支払いしていると言えば簡単なことねん。そんな細かいこととどくと言うてる本人も、我々聞いとるもんも、分からんこと言わんと、ちゃんと390何万払ってますと、そう言えばみんな分かります。

そこで私は、今までにも行財政改革ということで、うちの町は1,000人当たりに対して、職員数は8か8.5が標準なんだけども、うちの町、合併した当初だから、職員数は沢山おると、その職員を有効に使いなさいと言うてるんですね。職員数は十分おるのに、なぜ、390万もかかるようなこと、町が持ち出すような考えをするんですか。町議会に、町の職員でやりなさい、やりますと報告したことを、誰がこれを変えさせたんですか。この業者に仕事を委託させるのに、議会に全く報告ないんですよ。そのあたり説明して下さい。

○議長（若狭明彦君） 小山副町長

[副町長（小山茂則君）登壇]

○副町長（小山茂則君） 今のご指摘の点でございますが、実務に入りましたら、職員が対応できない事案が沢山でてまいりました。例えば、ミニプラン以上のものに多チャンネルですね、これにつきましては、その一定期

間、例えばオリンピック、それからいろいろな諸行事で、この時期だけ何ヶ月みたいとか、そういうふうな飛び入りといいますが、そういう契約の方法もできるようになっております。そういう対応をとるときには、職員の今の現段階での、職員での対応は、大変難しいということが分かりましたので、当分の間、慣れるまでは委託といいますが、お願いをしたいということで現在に至っておりますので、今後、職員等の配置等も考えて、その対応はとらせていただきたい、このように思いますので、ご理解の程よろしく願います。

○議長（若狭明彦君） 作間七郎君

○19番（作間七郎君） 副町長の答弁で大体分かるんですけども、そういうことならそういうことで議会になぜ相談しなかったということを、私は言っとるんですよ。常々、議会軽視と私は、よく使うんですけども、議会に相談すれば、議会は分かったと言うんですよ。それを言わないであなた方がやろうとするから、私たちはこういう場席に言わなくちゃならないことになるんですよ。今後、そういうことに、いつも言うてるんですけど、今後、絶対ないように、ひとつ執行部は取り組んでほしいと思います。

今後、加入促進のために自主放送が大事である。現在「なかのとチャンネル」でのスタッフ人員は4人です。これでは、不具合事項の対応だけで、番組制作のスタッフ育成や編集は夢の話です。早急に職員の配置転換、スタッフの増員を図り、研修や経験を積ませて、スタジオ活用をした行政情報や地域密着型の、例えば、町内の在住の方々のビデオレターや多くの町民の方に出演をしていただくような、身近な番組制作を作るべきである。そうすれば、加入促進がなおかつ、委託制作費の削減ができると思うが、私の思いはこういうことなんです。沢山の金をかけて改修したスタジオありますね。スタジオ関係で830万円投資していますよね。現在、あそこへ行くと倉

庫になってるんですね。いろいろ品物入ってるんですね。全くスタジオ活用できない状態になっているんです。

私は聞くところによりますと、これをする前に職員を東京かどこか、NHKへ見に行かさせたのか、研修に行かさせたのか知らないが、ある程度の知識を学ばせるために、研修にやったということを知っています。そういうことを思ったら、沢山の金額を投資しながら、あのスタジオを全く活用されてないと、番組をこの1年間、今までのところ見ますと、自主放送というのはこの議会中継だけなんです。町独自でやっているのは。その他は委託契約なんですね。30分番組を委託すると40万から50万かかると聞いています。そういうことを思ったら私が言うように職員の研修をきちっとさせて、830万円かけたスタジオを有効に使って、本当に密着した中能登の自主放送番組にしてほしい思いで一杯なんです。そこで、町長のお考えを聞かせて下さい。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 本年4月に開局をいたしました自主番組の企画や撮影、編集といった専門的知識をつけるために、東京のNHK放送研修センターへ短期間でありますけれども、数名の職員を研修に参加をさせました。その成果もあってか、議会の中継や録画放送は、まだ少ないですけれども、職員で自主制作を少ししております。しかしながら、町祭や敬老会などの大きな催しの番組制作までには至らず、番組制作会社へ委託をし、放送しているのが現状でございます。

また、開局から現在まで、機器の保守業務や新規の引き込み工事、加入申し込みの事務手続きや、テレビの接続工事などの対応に追われ、本来の業務である、自主放送番組制作については、十分ではなかったと思っています。スタジオ設備を利用した番組づくりもできないのが現状であります。これから「なか

のとチャンネル」の内容充実に向け、今、作間議員のご指摘にもあったように、番組の制作スタッフの増員と育成、並びに資質向上を図りながら、皆さんに親しんでもらえる番組づくりに努力をしてみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（若狭明彦君） 作間七郎君

○19番（作間七郎君） 町長、先ほども大村課長の中にもあったんですけど、金沢ケーブルテレビの番組供給とサポートということで、委託費の中に入ってるんですね。サポートですから、金沢ケーブルテレビへ職員を派遣するか、しっかりと勉強させて、本当に「なかのとチャンネル」を時間帯によっては、毎日見たいと言われるようなテレビになるようにして下さい。時間も迫ってきたので、最後の質問をいたします。

一般県道志賀鹿西線延伸の整備について質問をします。平成15年6月に、地域住民の長年の悲願であった一般県道志賀鹿西線の眉丈山トンネルが完成し、安全・安心して利用できる道路が確保され、地域における福祉の向上及び地域の発展に寄与しています。そこで、平成18年度に事業着手した一般県道志賀鹿西線の後山地内より、能登有料道路上柵インターと主要地方道志賀田鶴浜線を直結するバイパス事業540mの現在の状況についてお聞かせ下さい。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 一般県道志賀鹿西線の延長につきましては、平成15年6月に眉丈山トンネルが開通した時点より、路線の延伸につきまして、石川県へ再三、要望活動をしてまいりました。その結果、今、言われましたように、平成18年度に事業採択をいただきまして、路線の決定がなされました。今年度は、詳細設計と用地の測量及び一部用地買収を実施する予定でございます。

今後の計画につきましては、平成20年度に残りの用地の買収を終わらせて、工事着手

は平成21年度から、できれば3年間で仕上げたいという返答をいただいております。今後とも、早期完成に向けて志賀町と中能登町で組織する県道志賀鹿西線整備促進同盟会、また、いろいろな会合等で知事あるいは土木部の幹部の方々に、直接にこれからも働きかけて、1日も早く仕上がるように頑張ってもらいたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（若狭明彦君） 作間七郎君

○19番（作間七郎君） 今後の計画、完成予定と、いろいろなことを聞こうと思っていたんですけど、町長の方から言われましたので、私はこれで一般質問は終わらせていただきますが、なお一層、早くこれが完成できますように、町長の手腕を期待をいたしまして、一般質問をこれで終わらせていただきます。

○議長（若狭明彦君） ここで昼食のため休憩いたします。再開は1時半からといたします。

午後0時02分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（若狭明彦君） 再開いたします。

2番 諏訪良一君

[2番（諏訪良一君）登壇]

○2番（諏訪良一君） それでは、住宅用火災警報器の全戸設置について、随意契約について、町民憲章・町歌（町の歌ですが）の制定について、以上3件について質問したいと思います。

住宅用火災警報器の全戸設置について、町内においては、痛ましい火災が発生していないものの、最近の住宅火災の特徴として、高齢者の方や幼い子どもさんなどが、逃げ遅れて死亡するという、痛ましいケースがあげられており、また、このような中においても、火災の発生をいち早く知っていれば、助かった方も多かったのではなからうかとも言われております。消防法では、平成18年6月1日

から全ての新築住宅に、住宅用火災警報器の取り付けを義務付けており、また、既存の住宅においても、平成20年5月31日までに取り付けることを義務付けています。「備えあれば憂いなし」とも言われますが、痛ましい住宅火災を未然に防止する上でも、住宅用火災警報器の全戸設置が不可欠と考えます。そこで、全戸設置への啓発、設置助成の検討、高齢者住宅への無償設置などについてお尋ねします。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 諏訪議員の質問にお答えをいたします。

住宅用火災警報器の設置につきましては、坂井議員の質問にもお答えをしましたとおり、町及び七尾鹿島広域圏消防本部では、町の広報誌、またパンフレットの全戸配布、町のイベント等におけるPRブースの設置、火災予防運動期間中における一人暮らし老人世帯への家庭訪問などを行うことにより、設置の推進に努めているところであります。

また、設置助成、高齢者住宅への無償設置につきましても、今後は町の対象人数、また現状等をながめながら、前向きに検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（若狭明彦君） 諏訪良一君

○2番（諏訪良一君） 高齢者住宅への無償設置は、是非、実現していただきたいものと思います。

それでは、2つ目に随意契約について、随意契約とは「国や地方公共団体などが入札によらずに任意で決定した相手と契約を締結すること及び締結した契約をいう」と明記されております。競争入札と比べて早期に契約の締結ができる、手続きが簡素、小規模事業者でも参入可能とのメリット、ここまでは、メリットまでは町執行部から何回か説明を受けております。反面、予算の効率化、公平性、透明性などのデメリットがあるという説明は、

一度も受けたことはありません。執行部はおそらく、この点を熟知の上で契約を交わしてきていることと思います。昨今の報道によれば、公正性、競争性、透明性の確保などで大きな問題となっており、法令上、予定価格が少額で随意契約可能な額であっても、可能な限り競争入札を行うように指導がされてきているようです。そこで随意契約の見直し、締結後の公表等についてお尋ねします。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 入札関係につきましては、副町長が執り行っておりますので副町長から答弁をさせますので、よろしく申し上げます。

○議長（若狭明彦君） 小山副町長

○副町長（小山茂則君） お答えをいたします。今、随意契約につきましては、予定価格が中能登町の財務規則で定められております金額以下の場合、地方自治法及び中能登町財務規則により、適正に対応しているところでございますが、その実態といたしましては、今現在は、財務規則でうたっておりますのは、予定価格で今決められておりますのは、250万円以下ということになっておりますが、別表では、工事においては130万円以下、財産の買入れ等におきましては80万円以下と、それから物件の買入れ、これにつきましては40万円以下、財産の売払いは30万円以下、物件の貸付け等については30万円以下ということで、それぞれに金額が違って明記されております。

この中で随契といたしても、これ以外のもの、例えば、その契約する上において競争入札といたしますが、指名競争入札で今町はやっているんですが、入札以外にできる契約がうたわれております。それはどういう場合かと申しますと、不動産の買入れ等で相手方が決まっておるものについては随意契約、それからシルバーとか社会福祉協議会等で人力等の提供を受けるときには、そういう随契をしてよろしいということ、また、新商品の開発等

で、この物件がその会社のみしか作っていないようなところと契約する場合は随契と、それから、緊急で競争入札ができない場合については、随契ができるということでありまして、時価に対して、著しく有利な価格で求められるような場合は随契、それから競争入札にして落札者がいない場合は随契、等の条件で随意契約ができるということになっておりますので、決められた範囲内での契約とそれ以外の場合でもできる場合と二通りあるということで、今現在は、うちの町においては、財務規則で決められているとおりの金額以下のものについて、随意契約をしておるのが実態でございます。以上です。

もう1点、公表につきましては、今250万円以下の場合は一応、今後については、より透明性の高い制限つき一般競争入札をやっているのですが、公表については、契約の適正化の推進に関する法律の規定に基づきまして、入札結果を公表しており、随意契約につきましても、中能登町の情報公開条例の規定によりまして、今その対応をしているところでございます。以上でございます。

○議長（若狭明彦君） 諏訪良一君

○2番（諏訪良一君） 予定価格が250万円以下、これをさらに下げることができないか、そのような指導がなされてきているようですけれども、この点が1点と、それからもう1点はですね、公正性、競争性、透明性が十分確保されているのか、また、この点を今後どのように見直ししていこうとしているのかお尋ねします。

○議長（若狭明彦君） 小山副町長

○副町長（小山茂則君） 随意契約の件につきましては先ほども申しましたが、うちは、物件によって決められた金額以下ということで、先ほど申し上げさせていただきました工事に関しては、130万円以下のものについては随契をしておると、それから物件につきましても先ほど申し上げましたとおり、金額を

それぞれ申し上げさせていただいたとおりでございます。それから、公平性につきましては、今現在、いろいろな方法で入札以外のものにつきましても、軽微なものについても、できるだけ見積り徴収等をして、公平性のある随契をしているのが実態でございますので、ご理解の程よろしくお願いたします。

○議長（若狭明彦君） 諏訪良一君

○2番（諏訪良一君） 締結後の公表の仕方、これまでどおりですか。あるいは今後このあたりを再度、検討しようとしておいでなのか、この点についてもお尋ねします。

○議長（若狭明彦君） 小山副町長

○副町長（小山茂則君） お答えをいたします。今現在は、250万円と先ほど申しましたが、近隣の市町の状況も踏まえ、私どももいろいろ勉強をしまして、今後その金額の変更等につきましては、今しばらく時間をいただいて勉強させていただきたい、このように思いますので、ご理解の程、お願をいたします。

○議長（若狭明彦君） 諏訪良一君

○2番（諏訪良一君） それでは、3件目の町民憲章、町の歌の制定について、この案件につきましては、合併協定書においても「新町において新たに定める」と明記されております。このため平成17年12月の定例会において、私が一般質問をしたところ、「県内の合併した市町でも対応はバラバラである」との町長の答弁でした。このバラバラであるという意味はちょっと分かりませんが、我々議員が先進地の視察などに行きましても、その先からもらう市勢、あるいは町勢要覧等を見ますと、表紙をめくると、すぐ目につくものが憲章であり町歌であるわけです。そんな点からいくとですね、うちの町の町勢要覧はちょっとお粗末ではなからうかなと、こんなようにも思うわけです。

町民憲章や町歌は未来に向けた新しい町づくりへのシンボルでもあり、顔でもあろうと

私は理解するものです。再度質問した所以はここにあります。その後いかが取り計らっておられるのか。そこで、制定の必要性をどのようにお考えでしょうか。制定作業の進捗状況などについてお尋ねします。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 町民憲章については、合併前の旧三町において全て策定されておりました。町民の「共同の生活信条」「結束と協調のあかし」あるいは全町民の「心の道標」として位置づけされておりました。町民憲章は、朝礼や式典、各種会合等で唱和されたほか、庁舎や学校、公民館等の各公共施設に掲示をされ、また総合計画を初めとする各種計画書にも掲載をされてきました。

その結果、各町の憲章が広く町民の間で親しまれるものとなっていました。

中能登町も合併をして3年目を迎えております。町民の皆さんの更なる一体感と融和を図るためにも、是非とも町民憲章の策定が必要と考えております。

現在、町民憲章を策定するための委員会を立ち上げる準備を進めておりまして、来年の1月に立ち上げる予定をしております。

町歌につきましても、できるだけ早く作成したいと考えております。できれば20年度には作成をしたいと、そのように準備を進めているところでございますので、よろしくお願をいたします。

○議長（若狭明彦君） 諏訪良一君

○2番（諏訪良一君） 町の業務は大変忙しいようですけれども、やはり、我々の心の支えとしてもですね、この先を示したような内容の憲章なり町歌が必要でないかな、こんなように思います。町の厳粛な儀式の中で、国家斉唱のみというのも寂しいような感じもします。1月といわずに、早く立ち上げていただくことをお願して、質問を終わりたいと思います。

○議長（若狭明彦君） 10番 武田純一君

[10番（武田純一君）登壇]

○10番（武田純一君） 私は、今回中能登町発足後の私の一般質問に関連する条例の改正について、2番目に滞納について、3番目に能越自動車道に石動山の名について質問いたします。

まず、条例の改正について、平成17年12月議会に放置自転車の処理を滝尾駐在所から依頼され町営自転車置場、駅の駐輪場も含みません。スーパー等の駐輪場の実態を調査しました。駐輪場と放置自転車についてでございます。法律では官公庁、学校、公会堂等に駐輪場の設置が求められております。残念ながら当時の鳥屋庁舎、鹿西庁舎、鳥屋・鹿西公民館、それから鹿西のスポーツセンターには設置されていませんでした。この私の質問により自転車置場が設置をされております。この時に中能登町条例「中能登町自転車等の駐車対策及び放置自転車に関する条例」条例18号です。この条例には法律87号5条4項「地方公共団体は条例でスーパーマーケット等に自転車置場の駐車場を設置しなければならない旨定めることが出来る」とうたわれております。この文言が欠落していると指摘してまいりました。その後、どのように対応されたのか、お答え願いたいと思います。

また、平成18年3月議会において、「指定管理者制度の導入」について質問をしております。更に、平成18年度決算審査特別委員会の審査においても、平成18年度に新規にできた箇所、変更された箇所等の現地視察を実施し、関係者とも意見を交換をしております。これらに関する条例の改正廃止も質問しましたが、残念ながら、担当者から答えは得られませんでした。

そこで、「中能登町公の施設に関する指定管理者の指定の手続きに関する条例」、条例第9号です。は、指定管理者制度の原則である競争入札ではなく、特定の団体に事業を行わせる条例、また、この中に指定管理者選定

委員会の設置の部分が抜けていると、その時も申し上げております。更に、法律改正により18年9月1日までに在宅複合施設の「ほのぼの」、デイサービスセンター「いこい」が直営か指定管理者かの二者択一を迫られておりました。指定管理者に移行しております。今日、今日まで残念ながらグループホーム「しあわせの里」を含めた条例108号、113号の改正がなされておられません。また、告示29号 老人入浴の日について、私は合併後、委員会では民生委員会に所属し、健康ハウス「いこい」の行き過ぎた行政サービス、すなわち100円の入浴であります。

旧鹿島町では「天平の里」と民間公衆浴場との共栄を図るため老人入浴の日を設定し、共存共栄を図ってきました。時の流れと申し上げますでしょうか、当町にたった一つありました民営の公衆浴場が残念ながら廃業されました。100円では公衆浴場は事業として困難であり、新たな公衆浴場の開業は無理と思えます。従いまして、告示29号の廃止を提言いたします。町長のご所見を賜りたいと思えます。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 武田議員の質問にお答えをいたします。ご指摘のありました条例及び要綱の必要な改正につきましては、速やかに改正すべく対応をとりたいと思っております。詳細につきましては、所管課長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（若狭明彦君） 苗山参事兼総務課長

[参事兼総務課長（苗山雅幸君）登壇]

○参事兼総務課長（苗山雅幸君） 私の方から条例第18号の点、それから条例9号の改正についてご説明をいたしたいと思います。

平成17年12月議会でのご指摘を受けまして、鳥屋庁舎を初めとした公共施設に自転車置場を明示させていただきました。

今回、再度ご指摘をいただきました、スーパーマーケット等に自転車等の駐車場を設置

しなければならない旨を定めることができる条項が、欠落しているのではないかとのご指摘であります。確かにご指摘のとおり、現在の条例では「自転車等の駐車需要に応じ、自転車等の駐車が適正に設置されるよう努めるものとする」との内容で努力義務を定めているものであり、設置義務を求めているものではございません。

このことは「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」の中で、「地方公共団体は商業地域や自転車等の駐車需要の著しい地域内において条例で自転車等駐車を設置しなければならない旨を定めることができる」となっております。

現在、中能登町内にある大型マーケットには駐車場の表示が明確になされております。

これは、経済産業省より「大規模小売店舗を設置するものが配慮すべき事項に関する指針」に基づき設置されているものであります。

その他の町内の状況を鑑みますと、駐車需要の著しい地域である学校や鉄道の駅等については、駐輪場が設置してあり、今後「駐車需要の著しい地域」となる地域で何らかの規制が必要な場合は、条例で規制をさせていただきます。

しかし、現在のところ駐輪場の設置努力をお願いしながら、良好な自転車環境の整備に努められていただきたいと思いますので、ご理解とご協力をお願いをいたします。

次に、条例第9号の改正についてであります。中能登町公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例についてであります。

現在、中能登町になって指定管理に移行した施設は、在宅複合施設「ほのぼの」と、デイサービスセンター「いこい」の両施設であります。この施設は入所者に影響を及ぼさないことを考慮して非公募で指定管理をお願いをいたしました。

なお、平成18年6月議会定例会では、公募に対応すべく、指定管理者条例の一部改正を行い、指定管理者の募集等と候補者選定委員会の設置、並びに教育委員会所管の公の施設への適用の項目を追加いたしております。

なお、公募において必要な項目を今後とも精査をしながら条例や規則の改正を行っていくことといたしますので、よろしくをお願いをいたします。

なお、指定管理者の選定委員会の設置についてでございますが、これについて委員数を定める必要がございます。これらにつきましては、要綱等にその旨を明記したいと思っておりますので、よろしくをお願いをいたしたいと思っております。私からの説明は以上であります。

○議長（若狭明彦君） 岡野福祉課長

[福祉課長（岡野 昇君）登壇]

○福祉課長（岡野 昇君） 私の方からは条例第108号及び条例第113号につきまして、お答えさせていただきます。

条例第108号 中能登町高齢者グループホーム条例につきましては、中能登町高齢者グループホームの設置に関して定めたものであります。現在、このグループホームは指定管理者に管理、運営を委託しているところでございます。

議員からご指摘がありました、条文の内容につきましては、精査し、条例及び規則の3月改正に向けて作業を進めております。

また、条例第113号 中能登町高齢者等支援施設条例につきましては、デイサービスセンター「いこい」、在宅複合施設「ほのぼの」、そしてデイサービスセンター「ひまわり」の施設に関して定めたものであります。こちらも内容を精査し、条例及び規則の改正に向けて作業を進めているところでございますので、ご理解の程よろしく申し上げます。

○議長（若狭明彦君） 小林保健環境課長

[保健環境課長（小林玉樹君）登壇]

○保健環境課長（小林玉樹君） 私の方から



は、告示第29号について、ご説明申し上げます。この平成17年告示第29号は、中能登町老人入浴の日実施要綱でありますけれども、現在、先ほど議員がおっしゃいましたように、民間の公衆浴場というのは全て廃業されております。そうしたことから、この告示につきましては、本日12月18日付けで廃止に関する要綱を告示いたしております。以上でございます。

○議長（若狭明彦君） 武田純一君

○10番（武田純一君） 私の申し上げましたことについては、担当課長の方からの答弁で了解したんですけれども、ただ指定管理者制度、これに関しましては先ほど、作間議員、後ほど、宮下議員からも質問がされる予定になっております。それで今、総務課長のおっしゃった指定管理者制度の手続きに関する条例、これが課長の言うとおりそのままいいのでしょうか。私は前の時も申し上げております。私は少なくとも4箇所以上の地方自治体の条例を参考にして申し上げているはずで、どうかもう一度、インターネットを検索されれば、他の市町村の管理者制度の手続きに関する条例、これが出てまいります。もう一度、精査をされることをお願いいたします。

次に、税等の滞納対策についてお尋ねをいたします。憲法第30条 納税の義務「国民は法律の定めるところにより納税の義務を負う」と制定されております。また、憲法25条 生存権、国の社会的使命「全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定められております。国の義務である生存権は、生活保護等で援護がされております。

当町における、国民の義務である納税の実態はいかがなのでしょうか。新聞報道によれば、税の滞納が顕在化し、「納税の不公平感が広まった。」「納税者の不公平感が高まり、応益負担の原則が崩れる」等から、「きちんとしたルールと理念を示すことが、基本

である。」と報じられております。まさに、そのとおりであると思います。当町では、いかがでしょうか。

平成18年度決算書によれば、一般会計と特別会計の収入未済額 2億4,167万円でございます。また、企業会計である水道の未収金は2,577万円でございます。トータルいたしますと2億6,774万円であります。

次に、未済額の率の高い会計は、国民健康保険16.7%、9,839万8,000円、次に固定資産税11.4%、1億89万8,000円でなかろうかと思っております。そこで、3年以上の滞納額と件数をお答え願いたいと思っております。お答えになる方ゆくりと、メモしますのでゆくりとお願いをしたいと思っております。町民税、個人・法人、固定資産税、軽自動車税、介護保険、国民健康保険、下水道料、上水道料、参考までに保育料と学校給食についても、お答えを願いたいと思っております。

では、徴収率を高めるのにどうすればいいのでしょうか。国保では、3年以上の滞納額が6,508万8,000円、これは収入未済額の69.7%になります。現在の条例では、滞納者に国保短期被保険者証が交付される旨、定められております。現在の発行は25件だそうです。そうして国保の年額の2分の1に相当する滞納者には、資格証明書の交付と定められておりますが、現在その適用はないとのことであり、これでは不公平感が損なわれないでしょうか。ご所見を賜りたいと思っております。

また、新聞報道によれば、先般、加賀市では著しく誠実性を欠くものを行政サービスの制限措置、富山県立山町では本年3月、条例を交付しております。更に、滞納者の氏名を掲示板、広報誌等による公表の条例も小田原市が最初ですが、島田市、福岡県松岡町に続き、隣の福井県美浜町でも本年3月に条例化されております。単独の自治体では、困難な財産の差し押さえ等の法的手段を広域連合で立ち上げ、成果をあげている自治体もありま

す。また、副町長をトップとして全課長が一丸となり、滞納に取り組んでいる自治体もあります。他山の石の活用をお願いしたいと思います。私は、いたずらに、病気・事故等によるやむを得ない方々に対しては、血の通った行政をお願いするものであります。お答えをお願いいたします。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 武田議員の質問にお答えをいたします。滞納の現状及び徴収率を高めることにつきましては、担当課長より答弁をさせますので、私の方からは他山の石の活用について、お答えをいたします。

議員ご指摘のように、他の自治体でも滞納整理のためにいろいろな方法を取り入れております。

当町では、今年より県職員の徴収支援制度を活用し、県職員と一緒に滞納者宅へ徴収に出向いたり、また、貯金調査などを行い、徴収率のアップに努めているところであります。負担の公平性を損ねることのないよう、関係部局が連携をとりながら鋭意努力をしてみたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（若狭明彦君） 永源税務課長

[税務課長（永源勝君）登壇]

○税務課長（永源 勝君） お答えいたします。3年以上の滞納額と滞納者数であります。個人住民税では1,502万1,219円で94人、法人町民税で258万1,980円、19人、固定資産税で8,459万5,975円、198人、軽自動車税で140万7,000円で89人、国民健康保険税で6,508万8,639円、120人です。

次に、徴収率を高めるために、税務課職員一同、日々努力をしております。今年の決算審査特別委員会の時にもご報告いたしました。18年中の一般税の滞納分の収入額は2,196万1,000円余りとなり、前年の約2倍を集めました。また、今年の11月末現在で町民税の滞納分徴収率は17.01%で、昨年の9.61%からみ

ると倍ほど集めております。昨年は10件、今年に入り、すでに18件の差し押さえを行っております。差し押さえにつきましては、従来のような不動産だけではなく、出資金や預金の差し押さえも行っております。そのような対応の結果、徴収率の向上にもつながっているのではないかと考えております。

また、国保では滞納者には保険証の有効期限の短い保険証の発行も行い、機会あるごとに納税を促しております。町には資格証明書交付要綱も定められていますが、現在その適用がありません。しかし、次の保険証の更新時には数名の方につきましては、その様なことも考えていかねばならないと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（若狭明彦君） 松栄上下水道課長

[上下水道課長（松栄哲夫君）登壇]

○上下水道課長（松栄哲夫君） 水道料、下水道料の滞納であります。3年以上にわたって滞納している滞納額と人数を報告いたします。

まず、水道の方ですが1,199万779円、76人です。それから下水道料金ですが134万379円、14人です。今、税務課長が言いましたように上下水道課の職員も一丸となって徴収に努力いたしているところであります。税務課とも連携をとりながら、料金の収納に努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（若狭明彦君） 岡野福祉課長

○福祉課長（岡野 昇君） 私の方からは、介護保険料と保育料について、お答えいたします。

まず、介護保険料につきましては、納め方としまして、年金から天引きされる特別徴収と、町からの納付書に基づいて納める普通徴収の2種類がありまして、滞納は普通徴収のみ発生します。

平成18年度における現年度分の滞納金額は225万8,390円、滞納件数としましては111人

となっております。これは、滞納者が介護サービスを利用しようとするときは、介護保険料の未納分を納めてから申請されるよう指導しております。

なお、介護保険料を滞納され2年以上経過した場合に、その未納期間に応じまして、介護サービスを利用されたとき、通常1割の自己負担が3割に引き上げられます。

次に、保育料の滞納につきましてですが、平成18年度以前に発生した滞納額は266万520円でございます。件数は15人となっております。以上でございます。

○議長（若狭明彦君） 後藤教育文化課長

[教育文化課長（後藤和雄君）登壇]

○教育文化課長（後藤和雄君） 学校給食費の3年以上の滞納分でございますが、80万2,482円、16件でございます。未納金の収納につきましては、受益と負担の公平の観点から、今後も鋭意努力したいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（若狭明彦君） 武田純一君

○10番（武田純一君） 今、担当課長の方から報告をいただきました。その中で差し押さえ件数、これも今までより多くなって収納率も上がっていると聞いてホッとしてるんですけども、先ほど、町長の答弁の中にありました他山の石の活用のごとですけども、小田原市、それから島田市だとかに行っております公表制度ですね。これは、実際には今までやったことがないそうです。これを条例化することによって、滞納者が少なくなったというふうに言われております。是非、それも頭の片隅に置かれまして、今後の徴収率アップに努めていただきたいと思っております。

それから、国民健康保険の方ですけども、国民健康保険の年額の2分の1以上の方に関しましては、資格証明書、これは、100%個人負担になりますね。これも来年の3月ですか、その時点で、次の改正のところにも悪質と思われる、余りにも納税に対する意識の薄い

方2、3名に關しまして、これを適用するということなことを言われましたが、是非、私の感触ではこの2、3名じゃなしに、もう少しおいでるんじゃないかなと、そういう方に限って回りの方々に「お前ちゃ、まともに払とるのか」という人がいるのも現実です。これは担当の方ばかりではなしに、ここにおいでる傍聴者も含めまして、それを聞いていらっしゃると思います。是非、そのようなことのないように、今後、更に取り組んでいただきたいと思っております。

最後ですけれども、私は、9月議会において、能越自動車道に石動山の名を付ければというようなことを申し上げまして、この能越自動車道の石動山に関しては、富山県は全くこれは付けても利益にならないといえぱうそになりますけれども、特に、氷見の方に関しては、利益になるのですけれども、富山県全体としては石動山の名を付けることによつての利益はあまりないと。一番利益のあるのは、それから全国に名前を発信できるのは、中能登町でございます。この機会を逃したら、それで公に発信する石動山の名前は、もうチャンスがございません。

9月の時には、町長は本当に前向きな答弁をされたんですけども、私もその後、瓦代議士の方、それから、中能登町の方の石動山を護る会、商工会、観光協会の方も働きかけております。年明け早々に、民間の方ですね。富山県の方に赴きまして、お願いをしようという機運が盛り上がっているところでございます。町長が何回かお会いした時にも、その感触というんですか、働きかけられたことを報告していただいとるんですけども、もう一度、町長の今までの感触、それから今後の方針をお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 9月議会におきまして、武田議員より能越自動車道の仮称でありますけれども、灘浦インターチェンジに石動

山の名称が付けられないかという質問がありましたが、その後、氷見市の「灘浦石動山を護る会」の丸山信孝氏とも連絡をとり、現段階での灘浦地区の考え及び活動状況等の話を伺ったところ、「能越自動車道が整備されるに伴い、歴史のある石動山をインターチェンジ及び休憩施設の名称に取り上げていただくよう中能登町、七尾市、灘浦地区と一緒にあって要望を行えばどうか」との返答をいただきました。

また、能越自動車道建設促進協議会を初め北陸国道協議会などの国への提言活動を通じて、国土交通省及び北陸整備局に要望しておりますし、また、主要地方道氷見田鶴浜線建設促進期成同盟会の会合などの機会をとらえて、氷見市の副市長あるいは議会議長、議員にも要望をいたしております。

また、先般、全国道路整備促進協議会という会がありまして、これは全部の道路網を整備しておるところでございます。国交省の有料道路課長、また、いろんな国交省の方ともちょうど一緒になる機会がありまして、その話もさせていただいたところでございます。

現在、七尾市役所に能越自動車道建設推進課がありますので、インターチェンジに石動山の名称を付けられないかと協議をいたしました。まだ灘浦インターチェンジは仮称なので、変更は可能であるとのことでありました。また、七尾市と氷見市の県境に、休憩施設ができる予定なので、そこに石動山の名称がつけられることになれば、石動山の案内看板が設置でき、休憩施設を利用される方々にも、PRできるのではないかという意見もいただきました。

更に今後、能越自動車道建設促進協議会の会議等で、いろんな会を通じながら石動山の名称について、提案を行っていきたいと思っておりますし、また、促進協議会といたしましても提案を行うというようなことをいただいております。

今後の活動方針といたしましては、七尾市能越道建設推進課と協議をしながら、氷見市、灘浦地区など関係する諸団体と連携を密にしながら、一生懸命頑張ってまいりたいと思っております。以上です。

○議長（若狭明彦君） 武田純一君

○10番（武田純一君） 担当課長にお尋ねをいたします。私は先ほど、「石動山を護る会」それから中能登町の観光協会、それから商工会、民間を含めた活動の輪、これを広げていけばどうかと、そのためには、来年の年明け早々にもと申し上げましたのですが、そういう計画がありましたら答弁願います。

○議長（若狭明彦君） 坂井商工観光課長

[商工観光課長（坂井信男君）登壇]

○商工観光課長（坂井信男君） 武田議員の質問にお答えをさせていただきます。関係する諸団体等が、協議しながら進めていけばどうかということでございますので、七尾市にある能越道の建設推進課と、どういった基準で要望を行っていけばいいかということもご相談しながら、今後進めていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（若狭明彦君） 武田純一君

○10番（武田純一君） くだいようですが、石動山の名前を付けるのに関しましては、時間的な制約がございます。残された時間、これを有効に使って是非とも石動山の名を。先ほど町長がおっしゃった話、大泊の方のパーキングだと思えます。そちらの方でもよろしいですし、それから灘浦の方でもどちらの方でもいいんですけども、その名前を付けて全国に石動山の名を広めるよう、更に強力な活動をお願いをいたしまして、私の質問を終わります。有難うございました。

○議長（若狭明彦君） ここで休憩をいたします。再開は2時45分からといたします。

午後2時35分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（若狭明彦君） 再開いたします。

7番 甲部昭夫君

[7番（甲部昭夫君）登壇]

○7番（甲部昭夫君） 私は、前回に続きまして、鹿西中学校の問題についてお聞きをしたいと思います。昨年の9月の議会においても同じような質問をいたしましたけれども、その辺をもう一度、確認したいと思います。

今議会の最終日に中能登町中学校の建設候補地が提示されるということを町長が発表しておりました。そこまでいった経緯について簡単に説明を願いたいと思います。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 中学校の候補地につきましては、今の議会の最終日に、町の案として何箇所か、議員の皆さん方も入れて考えていただきたいということで、決めてということではございません。候補地を執行部として4箇所あります。その中でこの4箇所含めて町民の皆さん、また、いろんな方々のどこがいいか決めるための提案をさせていただきたいということでもあります。何回も言いますが、候補地を最終日に示すものではございません。

○議長（若狭明彦君） 甲部昭夫君

○7番（甲部昭夫君） 実は、私もそのような理解で、話をしていたのですけれども、ちょっと、言い方が悪かったかなと思います。いずれにしても、町長の方からそういう4箇所の候補地を提案されるというような話だったものですから、ここまで話が出てきたということになると、今まである旧鹿西、鳥屋、鹿島中学が3つあるわけですけれども、この活用については、どのように考えておいでるか、その辺が聞きたかったわけなので、その辺を答弁していただきたいと思います。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 中能登町の統合中学校に関する質問のうち、3つの中学校の活用についての質問であります。統合による中学

校の跡地の利用をどうするかということであろうと思います。非常に重要な問題でございますので、今後は、慎重な審議が必要であると考えております。公共施設の統廃合や耐震化の問題と合わせて、議会の皆様や地域の皆様、また各種団体、施設利用者の代表の皆様方とご相談をしながら、協議を進めていかなければならないと考えております。

○議長（若狭明彦君） 甲部昭夫君、甲部議員、質問は的確にお願いいたします。

○7番（甲部昭夫君） はい。このような問題は、なかなか地域的な問題があり、難しいと思いますが、やはり、町民の方は、現在ある中学をどうするんだというような話をしばしば聞きますので、非常に関心があるんだなということを痛感いたします。今後は町の方針として、一日も早くこのことも検討下さるようお願いを申し上げて、この質問は終わりたいと思います。

それでは続きまして、ケーブルテレビの事業についてお聞きいたします。先ほど、作間議員も質問をいたしましたので、重複する部分がありましたら、その部分はよく考えていただいて、私の言うことを理解していただければ結構だなとそういうふうに思います。

町では、昨年度において、光ケーブルを活用しての有線放送等、各世帯に対し「音声告知端末」が設置されております。この「音声告知端末」は、今まで町からお知らせなどの放送をしまいいりました、防災無線機に代用して活用されることはもちろん、皆さんもご承知のとおり町内に張り巡らされた光ケーブル網を利用して、町内の電話無料サービスができるようになり、近所の方からは便利になっているという声もあり、大変喜んでおります。この電話無料サービスが開始されました4月当初からは、通話での響きが悪く、音切れや雑音といった障害が多く、非常に評判も悪かったのですが、最近では、そうしたことも少なくなっていると聞いております。

ところが、先日、能登部上区地内の寄合いがあり、その席で無料電話が話題となりまして、最近でもまだ雑音がひどく、電話が聞きとれないといったような状況だと何人かの方々から苦情を聞きました。特に、能登部上の若草地区で集中しているような感じを受けましたが、このような地域的に集中したトラブルがまだあるようですが、その辺を町長は対策としてどういうふうを考えておいでるか、お聞きしたいと思います。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 今ほどの質問でありますけれども、ご指摘の点につきましては、指示をいたしているところでありまして、詳細につきましては、企画課長から説明をさせますので、よろしくお願いたします。

○議長（若狭明彦君） 大村企画課長

○企画課長（大村義一君） 甲部議員のご質問にお答えをさせていただきます。雑音の苦情対策ということのご質問でございます。「音声告知端末」の域内電話無料サービスによる、雑音などの不都合についてであります。今までに不都合解消に向けたプログラムの修正を行ってまいりました。これまでに、エコーや響きがあるといったハウリング現象、音切れ現象などが生じ、大変皆さんにご迷惑をおかけいたしました。11月8日に放送センターから各世帯の音声告知端末に修正を行いまして、現在、障害改善対策は、ほぼ解消されたものと思っております。

町民からの苦情は、導入当初、各庁舎や放送センターに数多くありましたが、現在は、ほとんどない状況であります。

甲部議員がご指摘されました特定した区域での障害は、現在のところ特にございませんが、11月8日の修正時に音声告知端末の電源が入っていなかった世帯などは、その修正ができていない可能性がありますので、今後はそうした世帯を調査しまして修正を行うなど、設置された全世帯が快適に使用できるように

していきたいというふうに考えております。

また、NTT電話機につながっている世帯では、NTT回線や自宅の電話自体の問題でトラブルが発生する場合も多々ありますので、町では、そうした障害が発生したと連絡を受けた時には、個々に原因を調査しながら、早急に適正な措置をとっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（若狭明彦君） 甲部昭夫君、甲部議員、質問についてこの件全部質問して下さい。

○7番（甲部昭夫君） ただいま、議長の方から全部質問してくれということでありましたので、この関連は一括して質問します。この電話無料サービスにつきましては、ケーブルテレビの事業の地域説明会の席上で、音声告知端末にNTT回線を直接つなぐことにより、自宅の電話機1台で、NTT通話と町内無線通話が可能になるが、複雑な電話機の場合は障害が起きる可能性もあり、つなげない場合もあると町からの説明がありました。この無料電話サービスを実現するためには、個人の電話機に直接つなぐことを町として当初の目的としていたと思っておりますが、現実には、複雑な電話機能のお宅では、接続が難しいという事情で、直接つながっていない方もいまして、当初の目的とは違うのではないかと、電話の子機などは使用できなく、生活にとっても不便であると苦情を聞いております。町としても、せっかくこの電話無料サービスを開始したわけありますから、当初の目的である1台での電話対応が実現できるよう、いろいろな改良や工夫による改善を図っていただき、もっと個々の生活に応じた利便性の高いサービスに努力していただきたいと思っております。

続いて、質問に入っていきます。

さて、ケーブルテレビに加入されました方々は、画面もきれいになり、いろいろな番組も見られると楽しみにしております。私も9月

にテレビの接続工事をしていただき、初めてケーブルテレビを見て喜んでいるところがございます。町の報告では、加入された方々の半数以上はライトプランということで、アンテナで受信して見ていた時に比べ、ケーブルテレビは5つのチャンネルが増え、特に5チャンネルの「なかのとチャンネル」が一番楽しみな番組であります。テレビ映りも鮮明で「なかのとチャンネル」ではイベントや敬老会、獅子舞、スポレク大会、今は中学の文化祭などいろんな番組が放送され、楽しんでおりますが、同じ録画放送が繰り返し、繰り返し長時間にわたり放送されているため、「飽きた、早く違う内容を」といった加入者の声をよく聞きます。実際、私も見ていてそう思います。ドキュメントのような行事の録画放送ばかりでなく、もっと町内のいろんな行事や出来事の取材を多く取り入れ、朝から夕方まで決まった時間にお知らせ番組などを放送するなど、番組編成の方法や放送の内容、番組のメニューなどの充実を図っていただきたいと思っております。これも町長にお聞きしたいと思っておりますので、続けて質問をします。

先の報告では、ケーブルテレビの加入率は11月末現在で34.4%であり、そのうち宅内工事を終えてケーブルテレビを見ておられる世帯が28.6%で1,650件であること等の話がありました。当初、ケーブルテレビ事業運営での採算ベースは、加入率が50～60%必要であるとの町からの説明であったと思いますが、現時点での加入率は、事業運営に対する町の一般会計からの繰入金、すなわち税金の持ち出しは必然であります。少しでも繰入金が減る、また、無いような独自で運営ができる採算ベースまでの目標加入率に近づけるような加入促進の努力が必要であろうかと思っております。その目標達成のためには、前回行われました加入促進策であります加入金免除措置の期間を更に延長し、加入率の向上を目指すべきでないかと思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

一応このケーブルテレビに関しては、この項目はこれで終わりたいんですが、今お話ししました加入率の促進に関してと、先ほどの番組編成のものに関しての答弁をあわせてお願いいたします。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 9月まで実施をした加入促進期間の延長、あるいはまた、新たな加入促進策はあるのかという質問であったかと思っております。加入率を上げるためには、加入促進期間の延長も考えられますけれども、先に加入された方々や財政的・計画的な事業運用面も考慮をしながら、今後、議会の皆さんとも相談をして、促進策の検討を行いたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

また、詳細につきましては企画課長の方から答弁をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（若狭明彦君） 大村企画課長

○企画課長（大村義一君） 甲部議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、音声告知端末につなげない無料サービス電話機能の改善措置は、というご質問でありますけれども、音声告知端末による域内電話無料サービスは、通常の通話機能を想定した電話機に対応するものでありまして、ISDNのような2回線機能やホームテレホン、ドアホンなど特殊機能を備えた電話機では、不都合が生じる可能性が高く、対応しきれないことが実証試験で判明しております。

このため、音声告知端末の電話機への接続におきまして、各世帯の電話機能を調査し、それぞれの世帯にあった対応を行い、特殊機能を備えた電話機を持つ世帯では、別の電話機を無料電話として使用していただいております。

このことにつきましては、音声告知端末の取り付け前の説明会で、町から説明させていただいております。

甲部議員のご指摘では、そうした世帯の利

便性を図るうえからも、システムを改良してつなげることができないのかということですが、町といたしましてもつなげるよう努力をしてきたつもりであります。

しかし、残念ながら機器の不具合の発生率が高くなりますので、つなげていないのが現状でありますので、ご理解のほどお願いいたします。

次のテレビ番組編成についてであります。これにつきましては、先の作間議員のご質問にもお答えをさせていただきましたが、現在、放送センターは4人の職員で運営しており、開局以来、機器の保守業務や新規の引き込み工事、加入手続きやテレビの接続工事の対応に追われ、本来の業務であります「自主放送番組の制作」につきましては、十分できなかったのが現状であります。

しかし、ご加入いただきました皆様のためにも「なかのとチャンネル」の充実を図ることが大変重要であり、番組制作におきましては「地域密着の番組づくり。」「地域のニーズを小まめに取材し、すぐに放送する。」「地域の多くの方々に出迎えていただく。」などに心がけ、地域ならではのアイデアを入れながら、親しみの持てる番組づくりに努力していきたいと思っております。そのためには、番組スタッフの増員や資質の向上、育成が必要と考えているところでございます。

また、町民の皆さんからも「なかのとチャンネル」の番組に対しまして、いろいろなアイデアを募集したり、情報を提供していただき、地域に密着した「なかのとチャンネル」としていきたいと考えておりますので、またご理解とご協力をお願いしたいと思います。

第3点目のケーブルテレビの再申し込みでありますけれども、これにつきましても先ほど、作間議員への答弁でお答えをさせていただきましたけれども、中能登町のケーブルテレビでは、町が事業主体となって、整備を行いまして、町が独自で運営をいたしております。

す。

加入者の皆さんからいただいております番組利用料は、「中能登町ケーブルテレビ事業特別会計」の収入となり、番組制作費や設備の維持管理費に使われております。

加入率が上がれば、利用料収入も増え、運営費用にも充当できますので、一般会計からの繰入金も少なくなるにつながります。

ご指摘のあった加入促進策は、年度当初に規則で期間を定め、加入金3万1,500円の全額免除措置を行ったものでありまして、現在、1,651件の方々がケーブルテレビへの接続工事を完了されております。事業の採算ベースを考えますと、加入率の向上が必要であるというふうに思っております。

そのためには、町長からも答弁がありましてあり、議会の皆様と協議をし、加入促進策の検討を行いたいと考えておりますので、ご理解の程よろしくをお願いいたします。

○議長（若狭明彦君） 甲部昭夫君

○7番（甲部昭夫君） ケーブルテレビの質問はこれで終わりたいと思います。

最後に、新たな質問をしたいと思っております。本年3月発生しました能登半島地震は、全く恐ろしい自然の脅威を感じた大変な地震でございました。私たちには、忘れることはできません。その日以来、国の方も県の方も町の方も、そして個人的にも耐震という言葉がいつも聞かされており、建物から人の命を守るということがよく叫ばれております。

そこで、現在、「中能登町耐震改修促進計画策定検討委員会」というのが設置されておるわけですけれども、その第1回の委員会が19年7月10日、第2回が19年11月9日の2回にわたって開催されておりますが、町民の多くは中身についてはよく分からないのではないかとと思いますが、この検討委員会の趣旨、内容について中能登町の住宅耐震の度合いはどのようになっているのか、この点について現状の説明をお願いしたいと思います。



○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 甲部議員の中能登町の住宅耐震工事はどのようになっているかという質問であります。現在、一般住宅における耐震対策として、町独自の助成制度等は制定はしてありませんが、県が耐震診断の助成制度「石川県住宅・建築物耐震化促進事業」を設けており、耐震診断に要する費用の2分の1、限度額といたしまして4万6,000円助成をしております。

また、住宅建築物の耐震化については、今年度「中能登町耐震改修促進計画」の策定を行っており、建築構造の専門家をはじめ各界の有識者7名からなる「中能登町耐震改修促進計画策定検討委員会」を設置し、これまで2回の検討委員会を開催して、耐震化の現状整理や耐震化促進のための施策について検討を進めてまいりました。

この中では、一般住宅については、耐震化率が町全体で約41%であり、今後、国の基本方針や石川県耐震改修促進計画で定める耐震化率90%に、より近づける具体的事業制度の検討を行っております。

先の能登半島地震以後、住宅耐震化に対する関心が高まっているものの、県内他の市町での現状を見ても、費用負担や知識・情報不足などの要因により、耐震改修へ踏み切れない状況が見受けられることから、平成20年度に町単独事業として耐震診断モデル事業を創設をして、町民の皆さんに住宅耐震化に関する正しい知識の普及・啓発に取り組み、その知識や重要性が深く認識され、浸透していく中で、耐震改修に対する助成制度について検討していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（若狭明彦君） 甲部昭夫君

○7番（甲部昭夫君） それでは、中能登町の耐震検討委員会で、診断を求めた希望者は何人ぐらいあったのか、それだけお聞きしてこの質問を終わりたいと思いますが、いかが

なものでしょうか。

○議長（若狭明彦君） 澤土木建設課長

[土木建設課長（澤 賢造君）登壇]

○土木建設課長（澤 賢造君） 現在のところはそういうことは1件もございませんけれども、これから来年度に、普及・啓蒙したいということで計画をしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（若狭明彦君） 甲部昭夫君

○7番（甲部昭夫君） それでは、私の質問をこれで終わらせていただきます。

○議長（若狭明彦君） 次に、9番 古玉栄治君

[9番（古玉栄治君）登壇]

○9番（古玉栄治君） それでは、私は今回、平成20年度予算について質問いたします。

私は、9月議会で平成20年度予算について質問しました。そのときの答弁では、11月の末でないと数字が出せないとのことでしたので、今回質問いたします。

今、中能登町は、能登では一番活気がある町ということで、マスコミ、あるいは一般企業、一般の皆さんには、非常に評判が良い町です。福祉が充実している町、住みやすい町、人口の減少が能登地区では一番少ない町ということで、今後も若い人を中心に、中能登町に定住人口の拡大へ努力していかなければならない中に、11月20日、地方自治法施行60周年記念式典で中能登町が堅実な行財政運営に努めながら、ケーブルテレビなどの整備による情報化の推進をとおして、住み良い町づくりの取り組みを評価され、総務大臣表彰を受け大変素晴らしいことだと思います。

またその翌日、21日の新聞に規制財源比率19市町中19番、実質公債費比率、同じく19番と非常に良いのですが、自主財源比率23.0%、上から3番目です。経常収支比率92.8%、15番目ですが、90%を超えると総務省に説明を求められるとなっております。このような中で、平成20年度の予算額はどのくらいを予想

しているのでしょうか。財政調整基金の繰入はどのくらいを予定しているのか、また、地方交付税はどのくらいが予想できるのでしょうか。お答え願います。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 古玉議員の質問にお答えをいたします。平成20年度予算額はどのくらいを予定しているのかという質問ですが、平成20年度予算につきましては、11月1日に予算編成方針を定め、現在は編成作業中であり、主要事業も審議中で確定しておりませんので、現段階では、まだ発表することができない段階です。もう少し、時間的な余裕をいただきたいと思います。

また、財政調整基金の繰入の件ですが、基金の繰入は一般財源が不足する場合に基金繰入して予算額を調整しておりますが、現在のところ予算額も固まっていない段階でありますので、金額については明示できませんが、基金の取り崩しを極力抑制し、健全財政を維持していかなければならないと思っております。

また、地方交付税につきましても、総務省が8月に公表いたしました、平成20年度地方財政収支の仮試算によれば、地方自治体に配分される地方交付税総額は、4.2%減少する見込みであります。

年明けには、地方財政計画における地方交付税総額が公表されますので、ある程度分かるかと思えます。以上でございます。

○議長（若狭明彦君） 古玉栄治君

○9番（古玉栄治君） 今ほど、町長の方から公表できないということなんですけれど、9月議会では、確か、総務課長の方から11月末いけばできるというような答弁だったかなと思います。続きまして、地方交付税のあるいは財政調整繰入金、これの17年度、18年度、19年度の金額を教えてくださいませんか。それと財政調整基金の平成19年度末残高お願いいたします。

○議長（若狭明彦君） 苗山参事兼総務課長

○参事兼総務課長（苗山雅幸君） 今ほど、古玉議員からのご質問でございますが、17年度末の財政調整基金の残額でございますが、17年度末で42億3,567万3,000円でございます。18年度末の残高が38億4,276万3,000円、今年度末、19年度末残高見込みでございますが、27億1,792万7,000円でございます。それと交付税の額は、手元ございませんので、少し時間をいただいてよろしいですか。よろしくお願いをいたします。

○議長（若狭明彦君） 古玉栄治君

○9番（古玉栄治君） 私、何を質問したいかと言いますと、地方交付税、早くほしいなと思うのは、毎年4%、大体削減されるのではないかなと思います。

○議長（若狭明彦君） 苗山参事兼総務課長

○参事兼総務課長（苗山雅幸君） 交付税の中でも普通交付税の方の金額を申し上げたいと思います。17年度は37億7,757万7,000円、18年度ですが35億490万1,000円、今年度ですが37億8,995万9,000円、そのような交付の状況になっております。以上です。

○議長（若狭明彦君） 古玉栄治君

○9番（古玉栄治君） 今ほど、交付税の説明がありました。確か、19年度が増えた理由というのは、町づくり基金の借入があるからということで増えたというふうに認識しております。大体このような中で、交付税減っております。財政調整基金も同時に減っております。今年度が確か、14億数千万円ほどになると思うんですけどね。そうなりますと、今年度末、27億1,900万円ですか、これが果たして何年もつのかなということで、17年、18年、19年この3年間を参考にして、今後5年間ですか、どのくらいの基金の繰入が必要なのか、あるいは地方交付税、今、4%と言われました。5年後には一体どのくらいになるのでしょうか。教えてくださいませんか。

○議長（若狭明彦君） 苗山参事兼総務課長  
○参事兼総務課長（苗山雅幸君） あくまでも予測でございます。この状況で4.2%ずつ下がっていくというようなことになると、大変なことになるわけですが、10年間は、一応、旧3町の合算算定を行っております。一本算定になりますと、19年度の交付税を申し上げますが、一本算定と今の旧町の算定の差額が7億8,000万円あるわけです。合併したことにより7億8,630万円が余計にきているわけです。それが平成27年、10年後になりますと一本算定になるというようなことで、5年間でずっと下がってってしまうものですから、財政的にはどうなるかということになりますと、5年後ぐらいは、まだ財政調整基金はあるかと思いますが、10年後は厳しい、余程でない限り、なかなか厳しい状況に陥るのではないかなと、私はそのように思っております。どれだけ厳しいかと言われますと、私もはっきりは申しませんが、このような状況で下がっていくというようなことになると、そういう状況になると、私はそのように思っております。以上です。

○議長（若狭明彦君） 古玉栄治君

○9番（古玉栄治君） 数字がはっきり出てこないのが困っているんですけども、一つの町を維持する、中能登町を維持していくために、大体、最低限どのくらいの財政調整基金が年間必要か、予想はできないでしょうか。

○議長（若狭明彦君） 苗山参事兼総務課長

○参事兼総務課長（苗山雅幸君） 財政調整基金のことのご質問でございますけれども、財源さえあれば、全く財政調整基金を取り崩すことは必要はないわけですが、今の状況、3割の自主財源比率しかない、30%しかないというようなことになればですね、やはり財政調整基金は取り崩さざるを得ないんですが、それも今、27億ちょっとの財政調整基金ですから、その辺毎年、今のとおりで一桁台、10億以下であってもですね、3年、

4年ぐらいなると大変厳しい状況下にはなるんじゃないかなとそのように思います。

○議長（若狭明彦君） 古玉栄治君

○9番（古玉栄治君） 今ほど、自主財源比率ですね、30%と確か総務課長言われたと思うんですけども、うちの町は30%はないのではないかなと、22、23%しかない町です。36%は繰入金を足したのではないかなと思います。そういう中で、やはり、どうしても財政調整基金というのは必要なものですね。

私、なぜこれだけこれにこだわるかと言いますと、先日の教育民生常任委員会、12日に開催されました。委員会で、国民健康保険財政調整基金が今年度でゼロになるということでした。今後の計画をということで質問しましたけれども、計画はないと、ゼロになってしまったけれども、さあ、来年どうすればいいかまだ計画が立っていないということで、無くなってから対応するんじゃなく、無くなる前にどうしていけば一番いいの。先ほど、町長、20年度はまだ出せないと言うことでしたが、その辺から十分考慮していただき、今後、中能登町住民の皆さんに十分理解していただきながら、計画を立てていただきたい。と同時に、もう一つあるんです。

実は、これ今の広報です。この中で、平成19年度上半期の財政状況というのが出てるんですけども、これ見た限りでは非常に難しいですね。単純なところ言いますと、今の国民健康保険特別会計、基金合計が6,281万4,086円あるということになっているんです。どう説明できるのかなと思いますし、そういうこととか、例えば一般会計の基金65億5,000万円ありますと、この数字だけ見ると沢山あるんだなあ、今、厳しい厳しいと言いながらも65億も一般会計にあるんなら、「なんやそんな大きな問題ではないんじゃないかな」という取り方が実はあったんです。「そんないっぱいあるんなら、お前何質問するんや」と実は言われてきました。やはりその辺が説

明が不十分でないかなと、せっかく載せるのであるならば、どういう状態か町民の皆さんに理解していただき、厳しくなるということが理解できるようなお知らせの方がいいと思うんですけども、この辺についてはいかがでしょうか。

○議長（若狭明彦君） 苗山参事兼総務課長  
○参事兼総務課長（苗山雅幸君） 広報等に公表するのは10月末現在ということで、今、皆さん方の補正予算も出しているのは12月なものですから、12月予算で今の国保等々の積立金は全くゼロになったということで、その時点にはあったということなので、今、12月にこうして出すと、今でもあるんじゃないかといなと言われるかも分かりませんが、あれは10月末現在の公表をするということになっておるものですから、今、出したということでご了解をお願いをしたいと思います。

○議長（若狭明彦君） 古玉栄治君  
○9番（古玉栄治君） 今ほど、例えば国保のことに、また、こだわりますけども、数字でね、10月末でこれだけあったと言われます。でしたら、18年度末5,600万円なんですよ。18年度末で5,600万円、それが19年度で増えるということになってるので、確か、基金取り崩せば減ると思うんですが、当初予算では、4,000万円うってあったと思うんですけども、その4,000万円がどうなったのか、なぜ、増えたのかということをお答え下さい。

○議長（若狭明彦君） 暫時休憩いたします。  
午後3時34分 休憩

午後4時13分 再開

○議長（若狭明彦君） 再開いたします。古玉議員の質問の答弁で、訂正の申し入れがありますのでこれを許します。

苗山参事兼総務課長

○参事兼総務課長（苗山雅幸君） 先ほどの平成19年度の上半期の財政状況の中で、4月

1日から10月30日までというふうに申し上げましたけれども、9月30日の誤りでございましたので、よろしく願いをいたします。どうも失礼しました。

○議長（若狭明彦君） 小林保健環境課長  
[保健環境課長（小林玉樹君）登壇]

○保健環境課長（小林玉樹君） 古玉議員の広報における上半期の財政状況に書かれております国民健康保険特別会計の基金の現在高、これが6,281万4,086円であるということで、その決算書の方の資料とは若干狂いがあるのではないかというご指摘だったと思います。それで、ご説明申し上げます。

18年度末の残高でございますけれども、それは国民健康保険の財政調整基金、これにつきましては5,621万4,086円、それから国民健康保険の高額医療費資金貸付基金、こちらで600万円ございます。これを合わせますと6,221万4,086円、それから、これに60万円というのが加わります。これは18年度決算で剰余分がございまして、それが120万円大体ございまして、その半分の60万円を積み立てたものです。これを足しますと、この広報の財政状況に出ております6,281万4,086円ということになっております。一応こういうことでございます。

○議長（若狭明彦君） 古玉栄治君

○9番（古玉栄治君） この今の広報、今課長の説明で十分理解はできるんですけども、正直言いましてこの財政状況、これだけを見ると非常に理解しにくいと、課長も理解しにくかったように、一般町民の皆さんも理解しにくいのではないかなと、もう少し、誰が見ても分かるような資料というか、そういうものを出していただけないかなと思います。

それから、町長にお願いがあります。というのは、先ほど参事兼総務課長、基金に関して、もう4、5年はもつであろうというような言われ方しました。4、5年もつのは分かりますけれども、その後どうなるのか、さあ、

5年後いったら基金がありません。早い話が手を挙げますかという話じゃないと思います。その辺について、今後、どのようにお考えかお答えいただけないでしょうか。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 基金につきましては、おかげさまでまだ4、5年もつということは事実でございますけれども、やはり出すものを少なくして、自主財源をできるだけ多くしながら、常識でございますけれども、これからのいろんな事業、あるいはまた、いろんなもので節約するところは節約して、できるだけもたせるようにしなければならないと思っております。以上です。

○議長（若狭明彦君） 古玉栄治君

○9番（古玉栄治君） 今ほど、町長の方からの説明で、これからの自主財源、やはり若い人に来てもらって、沢山の家を建てる、いろんな形で事業に来てもらうということが一番大事ではないかなと思います。町長、そのようなことを踏まえて企業誘致、あるいは若い人が定住できるような町ということで、大いに力を発揮していただきたいと思います。何分限りある基金です。また財政調整基金も年々減っていくという、先ほど、説明がありました。町民の皆さんにも痛みを伴うことを理解していただき、これからも、町政、町発展のため努力していただきたいと思います。これで私の一般質問を終わります。

○議長（若狭明彦君） 以上で本日の一般質問を終わります。

#### ◎散 会

○議長（若狭明彦君） 本日の日程は終了いたしました。

明日19日、午前10時から本会議を開き、一般質問を続行いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時19分 散会



## 平成19年12月19日（水曜日）

### ○出席議員（18名）

1番	笹川 広美	議員	12番	宮本 空伸	議員
2番	諏訪 良一	議員	13番	若狭 明彦	議員
3番	堀江 健爾	議員	14番	岩井 礼二	議員
4番	宮下 為幸	議員	15番	西村 秀博	議員
6番	亀野 富二夫	議員	16番	坂井 幸雄	議員
7番	甲部 昭夫	議員	17番	小坂 博康	議員
8番	藤本 一義	議員	18番	田中 治夫	議員
9番	古玉 栄治	議員	19番	作間 七郎	議員
10番	武田 純一	議員	20番	杉本 平治	議員

### ○欠席議員（2名）

5番	平岡 志朗	議員	11番	上見 健一	議員
----	-------	----	-----	-------	----

### ○説明のため出席した者

町 長	杉本 栄蔵	農林課長	表 辰祐
副町長	小山 茂則	商工観光課長	坂井 信男
教育長	池島 憲雄	上下水道課長	松 栄 哲夫
参事兼総務課長	苗山 雅幸	福祉課長	岡野 昇
参事兼監理課長	藤井 博昭	保健環境課長	小林 玉樹
参事兼住民課長	林 富士雄	会計課長	小山 三雄
企画課長	大村 義一	教育文化課長	後藤 和雄
税務課長	永源 勝	生涯学習課長	吉田 外喜夫
土木建設課長	澤 賢造		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 服部 顕了 書記 山本 正広

○議事日程（第4号）

平成19年12月19日 午前10時開議

日程第1 一般質問



午前10時00分 開議

◎開 議

○議長（若狭明彦君） おはようございます。  
ただいまの出席議員は、17名です。  
議員定数の半数に達しております。  
これより、本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（若狭明彦君） 日程第1 一般質問  
これより一般質問を行います。  
あらかじめ申し上げておきます。一般質問  
についての各議員の持ち時間は、1時間です  
ので、守っていただくようお願いいたします。  
また、執行部におかれては的確な答弁をお  
願いいたします。

それでは、通告順に質問を許します。

4番 宮下 為幸君

[4番（宮下為幸君）登壇]

○4番（宮下為幸君） それでは、12月定例  
議会におきまして、2つの質問をしたいと思  
います。まず、1点目は指定管理者制度につ  
いて、2点目は職員採用についてを聞きたい  
と思います。

指定管理者制度は公の施設の管理に民間の  
能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図  
るとともに経費の節減を図ることを目的とし  
ている制度です。現在、「しあわせの里」在  
宅複合施設「ほのぼの」デイサービスセンター  
「いこい」は指定管理者制度を導入していま  
すが、現在の運営状況はどうなっているのか  
お聞きします。シルバー人材センター、体育  
振興事業団、社会福祉協議会が受託先となり  
うる施設管理制度の導入を検討されているの  
か。来年4月に開館の石川総合スポーツセン  
ターは、県体育協会が指定管理者に選ばれて  
いました。体育振興事業団も各施設の運営管  
理をしていくことを今後考えていく必要があ  
るのかどうか、お聞きします。

それとシルバー人材センター、カルチャー  
センター、鹿南運動公園、古墳公園、芝の管

理は民間がやっておりますが、それが3,000  
万ほどかかっているということで、3,000万  
ほどのお金が歳出しているわけです。法人化  
しているシルバー人材センターも機械等搬入  
して、管理していくべきではないかとみます。

町立保育所の今後の運営のあり方、考えら  
れる運営方法、羽咋市では、民間委託の推進  
ということで、3箇所の保育園が公設民営を  
しています。来年の4月より千里浜保育所が  
公設民営になる予定になっております。民設  
民営は1箇所あります。公立保育所は4箇所  
あるそうです。市では、公設民営された保育  
園によりかなりの財政負担が軽減されたと聞  
いておりますが、中能登町では公設公営この  
ままでいいのかどうかお聞きしたいと思いま  
す。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

[町長（杉本栄蔵君）登壇]

○町長（杉本栄蔵君） 宮下議員の質問にお  
答えをいたします。ご指摘のとおり現在グルー  
プホーム「しあわせの里」と在宅複合施設  
「ほのぼの」とデイサービスセンター「いこ  
い」の3施設を指定管理者制度に移行してお  
ります。御存じのとおり指定管理者制度導入  
については、「より効果的かつ効率的に施設  
の管理を行い、住民サービスの向上を図ると  
ともに経費の削減等を図ること」が制度導入  
の目的とされております。3施設とも介護施  
設であり、大半が町民の方の利用であります。

運営状況におきましても、制度導入の目的  
に沿った健全な運営が行われている状況でご  
ざいます。今後も、当初の目的を踏まえなが  
ら公共性の確保と公共施設の利用に対し、町  
民の皆さまが安心して利用していただけるよ  
う配慮しつつ、指定管理者制度導入のすそ野  
を徐々に広げていきたいと思っておりますの  
で、よろしくお願いをいたします。

次の、シルバー人材センター、体育振興事  
業団、社会福祉協議会が受託先となり得る指  
定管理者制度導入施設があるかとの質問です

が、平成18年3月に導入指針を策定をし、それと同時に導入時期、目標を示して各課に個別に検討をさせております。指定管理者制度における施設の委託先は団体や民間、NPOを含めて可能でありますので、シルバー人材センター、体育振興事業団、社会福祉協議会が受託先として可能であるとともに、シルバー人材センターは公園等について、体育振興事業団は生涯学習等施設について、社会福祉協議会は福祉施設について導入の検討を行っております。詳細につきましては、所管課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（若狭明彦君） 藤井参事兼監理課長  
[参事兼監理課長（藤井博昭君）登壇]

○参事兼監理課長（藤井博昭君） シルバー人材センターについてお答えをいたします。シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づきまして、知事の許可を得た法人であります。高齢者の希望に応じた就業機会の組織的提供をすることにより、就業を援助し、福祉の増進を図ることを目的としております。受託機関となることは可能ではあります。今後は、公園施設等の管理受託について人員の確保、また、採算性等を考慮し、検討をしていきたいと思ます。

○議長（若狭明彦君） 吉田生涯学習課長  
[生涯学習課長（吉田外喜夫君）登壇]

○生涯学習課長（吉田外喜夫君） 私は、中能登町の体育振興事業団についてお答えいたしたいと思います。現在、中能登町体育振興事業団が所有し、かつ管理運営を行っております施設といたしまして、鹿島体育センターの体育館並びに武道館、そして室内ゲートボール場のすぱーく鹿島があります。先日開催されました当事業団の理事会においても、指定管理者制度の導入をこれから考えていかなければならないのではないかということで、町内にある体育施設、スポーツセンターるくせ

いや鳥屋テニスコートなど沢山の体育施設がございます。体育振興事業団は指定管理者になり得る十分な団体でありますので、今後はこの中能登町の体育施設の管理運営も視野に入れながら、今後、検討していかなければならないのではないかと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（若狭明彦君） 岡野福祉課長  
[福祉課長（岡野 昇君）登壇]

○福祉課長（岡野 昇君） 私は、社会福祉協議会が受託先となりうる施設の指定管理者制度導入の検討についてお答えいたします。社会福祉協議会が指定管理者制度に基づき、管理運営を行うことができる施設としては、福祉向上を目的として建設運営されている施設が対象となります。これに該当する施設としては、「老人福祉施設ゆうゆう」が考えられます。現在、この「老人福祉施設ゆうゆう」の運営に当っては、多様化する住民ニーズにより、より効果的かつ効率的に対応するため、創意工夫をしながら住民サービスの向上を図るとともに、人的配置におきましてもシルバー人材センターからの派遣で対応し、経費削減等を図っているところであります。当施設は、平成4年に開館した施設であり、昨今、老朽化が進み、修繕等維持管理にかかる経費がかさみつつあります。

これらを考慮して、指定管理者制度の導入を図り、多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するためには、施設の改造及び人的配置等の協議を行う必要があると考えております。これらの課題を今後十分協議し、検討していきたいと考えております。何とぞご理解のほどお願いたします。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 町立保育所の今後の運営のあり方、考えられる運営方法はということであります。現在、中能登町には民間で1箇所、町立で5箇所の保育園が開設をされております。入園児童数は、平成17年4月が

729人、平成18年4月が739人、同19年4月が745人と微増を示しております。中能登町では、厳しい財政状況の中においても、少子化対策や子育て支援対策の一環として、産み育てやすい環境整備に努めてまいりました。その根幹的施設ともいえる公立保育園においては、乳児保育、延長保育、一時保育等を実施、本年度からは病後児保育事業の新規開設もさせていただいたところであります。女性の社会進出、就労機会の増加に伴い、今後も保育ニーズはもとより多様化し、更なる延長保育や休日保育の実施が要望されてくるものと思われる。

これらに対応し、より効率的で効果的な運営を行うためには、現在、町立運営している保育園のうち、民間におまかせできるところは民間に委ね、より質の高い保育サービスが提供可能となる運営方法に転換することが、選択肢の一つであると考えられます。その方法として、指定管理者を含む公設民営方式や民間が設置運営する民設民営方式があります。保育園は住民生活に密着をした施設でもあります。

今後とも、より望まれる保育サービスが実現でき、公共福祉の向上にもつながる、最善の運営策を求めて議会の皆様方をはじめ、各界、各層の方々にもご相談、ご協議をさせていただきたいと考えておりますので、何とぞご理解のほどお願いをいたします。

○議長（若狭明彦君） 宮下為幸君

○4番（宮下為幸君） 今、平成4年に建てられた「ゆうゆう」が、改修の時期にきているようなことを言われました。新聞で今日も出ていましたけど、「アスロン」が天井の崩落改修工事ということで、七尾市で1億7,000万あったのが1億ぐらいに減らされるというようなことを聞いております。これも管理する管理料をめぐる文書合意がなかったとか、管理料が2,700万あったのを半分に減らされるというようなことを聞きますし、中能登町

の場合も指定管理を受けている「ゆうゆう」とかその辺の合意文書、協定書というものができているのかどうか、その辺お伺いします。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 民間委託しております3施設につきましては、きちっと契約はいたしております。

○議長（若狭明彦君） 宮下為幸君

○4番（宮下為幸君） 文書合意協定書というのでできていると言われましたが、昨日、町長は6つの条件ということで、管理者になるための必要条件を言われました。類似している民間企業の能力、管理運営コストができる会社、収益が上がる会社ということで言われましたが、この3つの施設に対して管理料というものが支払われているものかどうか、そのことをお伺いをしたいと思います。

○議長（若狭明彦君） 岡野福祉課長

○福祉課長（岡野 昇君） お答えいたします。3施設の管理運営費につきましては、すべて委託しており、指定管理者のところに対応していただいておりますので、発生はしておりません。以上でございます。

○議長（若狭明彦君） 宮下為幸君

○4番（宮下為幸君） 体育振興事業団で、ちらっと聞いた話なんですけど、鹿島少年自然の家が県から指定管理者の打診を受けたということを少し聞きました。管理料も3千何百万ほどの管理料がくるということを知りましたので、それについてどういう対応をされたのか、体育振興事業団にきたのか、シルバー人材にきたのかちょっと分かりませんが、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（若狭明彦君） 吉田生涯学習課長

○生涯学習課長（吉田外喜夫君） 体育振興事業団へは、そういう話はきておりません。

○議長（若狭明彦君） 藤井参事兼監理課長

○参事兼監理課長（藤井博昭君） シルバー人材センターにも、そういう話はきておりません。

○議長（若狭明彦君） 宮下為幸君

○4番（宮下為幸君） きていないということなので、そういう思いでおきます。昨日の新聞で、羽咋市が図書館も指定管理者に民間の企業がされたということを書いてありました。図書館的なものもこれからなさっていくのかどうかお聞きします。

それと町立保育所のあり方ですが、羽咋市はいろんな面で財政的に厳しい中で、こういう公設民営の保育所がちょうど統合の時期にきていたので、一つの保育所を統合して公設民営され、経費もかなり浮かされたと聞いております。ひとつ、これも新聞に出ていたのですが、ある町でですね、来年、20年度から民設民営される町があります。それがちょうど、中能登町と同じ5つの園がありまして、私立は分かりません。5つの園がありまして、その中で一つの保育園が正職、臨時職を入れて15人おいでます。もう一つの保育園が正職、臨時を入れて11人の保育園だそうです。人数は90人ぐらいから80人ぐらいの保育園らしいのですが、大体その町で、予算ベースで大体どれくらい経費が削減されるのかを試算したそうです。それによると、予算ベースで大体1億5,800万、それと、そこにいた正職員が配置換えというか3園へ移るということで、その人件費が4,000万円ぐらい浮くと、2園の保育園を民設民営するということで2億円の金が浮くと。

例えば、中能登町の場合、そう言うことをこれから保護者のいろいろな話合い、それと利用サービスが低下しないように、いろいろ考えていかなければいけません、それくらいの金額の金が浮いてやっていくと、この町は2つの園が今、来年やられるそうですが、ゆくゆくは5つの園とも民設民営ということが出てました。その辺について、町長はこの話を聞いて、どのような考えでおいでなのかお聞きしたいなと思います。図書館のことも。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 宮下議員の質問にお答えいたします。私も、昨日新聞で羽咋市の図書館の民営化を読みまして、びっくりしていたところでございます。ここまでしなければならぬのかなと、そんな感じもいたしました。また今、保育所にいたしましても中能登町は統合して良くなっておりますけれども、羽咋市はまだ統合もされていない、それと同時に統合と一緒に民営化へ進んでおります。羽咋の市長とはずっと友達でありまして、いろんな話を聞いたりいたしますけれども、かなり羽咋市とすれば合併していない関係で、財政的にも大変厳しいと、合併特例債もありませんし、合併という、いろんなお金もいただいていないということで、今、人のこと言うたらあれですけども、本当にいろんな借金もあるんだというようなことを言われておりまして、それを進めているということでもあります。

中能登町におきまして、今、5つの保育所をいずれは全部ということではなしに、半分ぐらいはしなければならぬのではないかと、そういう中で、やはり町民のニーズ、あるいは保護者の方々の動揺を招いてもいけませんし、やはり小さい子どもさんはこれからの町の宝でもあり、国の宝でもあります。そういう中で、いかに環境の中で育てていくかということで、町といたしましては、そういう皆さんの意見を聞きながらやっていかなければならぬのではないかと考えております。

図書館も来年度に向けて、ちょうど3つのシステムを充実していこうと思っております。ところでありまして、これから、羽咋なり図書館なり民営化したところの長所、短所を聞きながら、町民の皆さんとこれからの長所短所、いろんなことを考えながら、ゆっくりと町としてはやっていきたいと思っております。

○議長（若狭明彦君） 宮下為幸君

○4番（宮下為幸君） 今、町長から保育所の運営について、いずれは半分ぐらいはしく

てはいけないのではないかと聞いて聞きました。今、現に羽咋市は公設民営で4箇所ありますが、多分、公設民営から民設民営に移る場合は、すんなりいくような感じがいたします。この保育園が中能登町にあります、この保育園は民設民営でやっているということで、国が半分、県が4分の1、中能登町が4分の1ということで、助成されているわけですが、その中で、一つの見本として民設民営の保育所があるということで、その運営状況、要するに私立の保育士の確保ですね、そういうことを含めて助成をどれくらい町でされているのか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（若狭明彦君） 岡野福祉課長

○福祉課長（岡野 昇君） 今の質問ですが、資料を持ち合わせておりませんので、後でお答えさせていただきます。

○議長（若狭明彦君） 宮下為幸君

○4番（宮下為幸君） それでは、次の質問に移らせていただきます。職員採用についてということをお聞きしたいと思います。何年か先には新規職員を採用すると思います。どの時点でされるのか、お聞きしたいと思います。

この行政改革の大綱によりますと、適正定員管理指針の年次目標は、平成17年3月1日から平成24年4月1日までで、51人の減となっております。そして、今後10年間、49歳から59歳までの職員が、10年間で108人退職することになっております。それと年代別に見ますと20歳代が65人、30代が77人、40代が72人、50代が83人います。特に1番多い年令別は、49歳から53歳までです。この間が83人います。83人ということは、この中に保育士さんとかそういう方も沢山おいで年代だなということを感じるわけですが、保育士さんは今年は採らない、昨年、一昨年は採られたということで、今後、どういうふうにされるのか、今の公設民営のことも含めて考えておいでると

思います。そしてこの中で、83人が辞められていく、今後、どの時点で新規職員を採用されていくのかお聞きしたいと思います。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 職員採用につきましては、平成17年3月1日合併以後、一般職の職員採用は控えてきたところであります。これにより平成19年4月1日現在の職員数は305名であり、定員管理計画上も305名となっております。現在のところ計画どおり推移をしているところであります。

また、今後5年間で、平成24年までに81名の退職者が見込まれ、平成24年度時点の定員管理計画上の目標職員数は265名であることから、このまま職員採用を控えていった場合、目標職員数を下回ることとなります。現時点では新規の職員採用は、町民の皆様のご理解を得ることは難しいと考えておりますが、施設の統廃合、事務事業の簡素化等を図った上で、来年度以降5年間で新規採用を行っていく必要があると考えております。また、将来的な職員の定員、人事管理を行っていく上では、新陳代謝も必要であり、必要な職員数は確保して参りたいと思っております。以上です。

○議長（若狭明彦君） 宮下為幸君

○4番（宮下為幸君） 町長が今、5年間の間に新規採用をされるということをおっしゃいました。職員の皆さんは行政のプロでありますし、この財政事情が厳しくなっていく中で、町長は職員にどういうことを期待されているのか、それをお聞きしたいと思います。昨日、総務課長が行革のことでワーキンググループを作っていると、ワーキンググループを作ってその中でいろんなことを改善、改革していくというようなことをおっしゃいました。

今、役所を変えましょうということで、DNAというのがありますね、DNAという運動が盛んに行われているそうです。各部署の改革点、そういうことを改革、事例を発表する

場にもなっているそうです。Dという言葉は、できないという理由を探さないということらしいです。Nは、納得できる仕事をする。納得することをする。Aは、遊び心を忘れずに、ということでDNAということが今、結構実践しているところは7、8年前からそういうことを実践してやっていると聞きます。こういうことを含めて町長は、5年間で職員を新規採用されるということをおっしゃったので、これからの職員に対し、期待することをひとつ、どう町長は考えておいでなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 職員に対しては、常に公務員としての自覚を持っていただきたいということ、あるいは、町民に対して、どうすればサービスをできるかというようなこと、また、それぞれの現状を把握をして、前向きにいろんな問題に対しても対応していただきたいということ、また、町民のみなさん方から職員を見る目は大変厳しいものがあると、それらにつきましても、どうすれば皆さんにいろんな面で役場のこと、いろんな施設のことを、そういう中で、納得をしていただけるか、そのようなことを常々朝礼であれ、また、課長会議であれ言い聞かせております。以上でございます。

○議長（若狭明彦君） 宮下為幸君

○4番（宮下為幸君） これからワーキンググループも作っておいでということで、いろんな職員の育て方、そういうことも含めてやっていけると思います。役所は前例、慣例にものすごくこだわるところがありますので、是非、そういう意識を変えて、改革、改善して、強い意欲と実行力のある職員を育てていただきたいなということを思います。これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（若狭明彦君） 岡野福祉課長

○福祉課長（岡野昇君） 先ほどの答弁漏れでございますが、のの保育園の運営費、現

在、月500万から600万を負担しております。人件費につきましては、この中に含んで対応しているものでありまして、これは国、県、町からの負担分として出しております。年間7,200万でございます。以上でございます。

○議長（若狭明彦君） 宮下為幸君

○4番（宮下為幸君） 7,200万ということで聞いて、また勉強したいなと思います。私の質問終わらせていただきます。

○議長（若狭明彦君）

次に、18番 田中治夫君

[18番（田中治夫君）登壇]

○18番（田中治夫君） 通告してあります、町づくりと土地利用について質問をいたします。土地は限られた資源であり、生活や生産活動を行うための共通する基盤であります。今年度、19年3月に策定されました町総合計画に示されております。従って、土地の有効かつ効率的な利用は、町の均衡ある発展の大きな課題であります。特に、自主財源の確保には企業の誘致、商工業の振興、若者が安心して定住できる住環境の整備等の施策が町の人口増、あるいは、また、少子化対策、強いては活気あるふるさとづくりになろうかと思っております。このことを踏まえ、杉本町長の考え方をお示し願いたいと思っております。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 中能登町総合計画に定めている基本構想の中で、第3章「土地利用」の中での5つのゾーニングについては、中能登町の土地利用構想図を大まかに明文化したものであります。農業振興ゾーンについては、農業振興地域の整備に関する法律によって位置づけられている農用地区域は、転用や開発行為については制限があることを記述をいたしております。また、農用地利用計画が定められているのは、合併前の旧町の農業振興地域整備計画書に、田畑一筆の地番まで詳細に定められておりまして、それを基準としております。

農地法では、農業振興地域の農用地区域の転用は「原則として許可しない」となっております。しかし、中能登町の将来の町づくりは、「若者をはじめとする住人がいてこそ、集落が成りたち、集落あつての自治体」であると考えており、町をどうするかということ根底に考えていきたいと思っております。

従って、無秩序な乱開発と思われるものを除きまして、住宅建設や国道、県道沿線に対する商業施設の開発計画などは、初めから「できない」ではなく、「どうしたらできるか」という視点に立って、県と事前相談をしながら方針を立て、順序を追って、除外についての課題を一つ一つ整理していく、そうした努力を重ねていきたいと思っております。以上です。

○議長（若狭明彦君） 田中治夫君

○18番（田中治夫君） 小さい項目2点を質問いたしたいと思っております。もちろん、先ほど述べました農用地区域の除外による関連した2つであります。1点目は商工業の振興、2点目は、町長御存じのように徳前地区の民間活力による宅地分譲、以上です。

まず1点目の商工業の振興であります。国道159号の両サイド西側、東側、その辺の農用地、ほとんど農用地だと思います。一部開発されておりますけれども、ほとんどが農用地であります。その辺の区域の見直しを青地から白地にする、その辺どういうふうに町長考えておられるか、お答えを願いたいと思っております。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 国道の沿線につきましては、5年ごとの見直しがありますので、これはやはり両方ともできるだけ青地から白地に変えていきたいと、そう思っております。

○議長（若狭明彦君） 田中治夫君

○18番（田中治夫君） 2つ目の、町長御存じのように徳前地域ですね、御存じのない方もいらっしゃると思いますので、ちょっと案内をし

ますが、国道159号の徳前交差点の北西側ですね。1万500平方メートル、それは主要地方道氷見田鶴浜線、国道159、そして二宮川のポケット状のところですよ。平成13年に地権者10人ほどで機運がもり上がって宅地分譲したいと、民間活力で、そういうことがあったわけなんです。その辺りは、農用地としては10年ほど休耕になっておるんです。そのいきさつをちょっとお話しますが、13年に計画ができて、町の方へ農用地の区域除外で協議をしております、ちょうどそのころに、二宮あおば台の造成計画、第2次と同じ時期になったわけなんです。町の方からあおば台の造成、販売の目途がつくまで待つて欲しいと、そういうことを言われましたので、しばらく状況を見守っていたと、その後、平成16年11月29日に、改めて農用地区域除外の申請を出したのですね。この辺、町長よく知っておられると思っておりますので、その後、平成16年以降の町の対応を報告願いたいと思っております。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 詳細につきましては、課長から説明させますけれども、今、言われました土地につきましては、よく分っておりますので、私自身県へ出向きまして、早くできるようにこれからも頑張ってお参りたいと思っております。16年以後につきましては、詳細は課長から説明をさせます。

○議長（若狭明彦君） 表農林課長

[農林課長（表 辰祐君）登壇]

○農林課長（表 辰祐君） お答えいたします。除外申請をされましたのが、平成16年の11月29日付でございます。除外申請面積は1万512.56平方メートル、除外の案件は建売住宅30戸、これにつきまして、県との協議でございますが、書類を受取りましてから直ちにその案件について、農用地区域からの除外の事前相談をいたしております。結果、1年8ヶ月、事前相談に要しておりますけれども、なぜそういう長い間がかかっているのかと申

申し上げますと、農振除外の要件は4つございまして、その4つ全てを満たさなければ除外できないということに、法律の第13条第2項で決まっているわけでございます。その一つが代替性の問題、これが今回の住宅の場合の一番大きな要素になるわけでございますが、その集落、若しくは近隣の集落において、農用地区域以外の区域、言ってみれば白地でございます。その白地区域が相当数の面積がある場合は、その白地区域から先に転用しなさい、その理由が立たない場合は4つの要件のうち、まず、第1番目からクリアできませんという、そういう法律の規定になっているわけでございます。参考までに、2つ目が農地の集団性を乱すことがあってはいけません。3番目が土地改良施設の機能の確保、いわゆる農道とか灌漑排水がその除外の案件によって乱される、支障を生じさせるといったようなことでないこと。それから、4つ目が事業施工8年というのは公共事業でございまして、土地改良事業が終ってから8年以内の場合はだめですよ。その4つの全てを満たさなければ除外できないというふうになっているわけでございます。

今回の申請案件につきましては、1番問題になりますのは、先ほどちらっと言いましたが、代替性でございまして、徳前地内には17ヘクタールの白地区域が存在しているわけございまして、県の方では、まず、その白地区域の中で住宅を建てて下さい。というふうに一貫してそれが主張されるわけでございます。そうした中でも、先ほど町長申されましたように、これからの町づくりという観点から勘案しまして、どうしても国道、主要地方道、そして町の住宅に囲まれたその位置が一番ふさわしいんです。と私達はその申請者の立場になって、県との折衝をずっと続けてきているわけでございます。

従いまして、1年8ヶ月を要したということで、何とか町と石川県中能登農林総合事務

所の間で、その事前相談が成り立ちまして、それを中能登農林総合事務所に正式に文書でお願いをしたのが、平成18年の8月7日付でございます。それを受けまして、中能登農林総合事務所長から石川県の農地企画課長へ進達をしていただいたのが、平成18年の8月11日付でございます。ところが、県の本課の方ではその書類をもう一度見直しなさいと、いわゆる取り下げという結果的になったわけでございますが、それが18年の8月、日はただいまのところ不明でございますが、その理由といたしましては先ほどの繰り返しになりますが、徳前地内に白地地域が17.6ヘクタール存在している、その白地の地域を転用すべきであって、あえて青地地域を除外することに対する農業振興上の理由には当てはまりませんと、そういうことで今日に至っております。

ただ、この農業振興地域の除外等を含めまして、農振地区の見直しというのは社会的条件、それから経済的条件が大幅に変わった時には、それを見直すことができるというふうになっているところでございます。

この3町合併というのが先ほど、町長申されましたように、一番大きな経済的な変動であるとの解釈でいけば、今、5カ年待たなくてもですね、計画変更をしても良い時期かなと思っております。そういうことでこの申請案件については、私達は打ち切っているのではなくて、ただいまも、継続して時間少しかかるかも分かりませんが、その課題を一つ一つ整理をして、近いうちにもう一度、申請を改めてできるように、ただいま努力しておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（若狭明彦君） 田中治夫君

○18番（田中治夫君） この民間の宅地造成にかかわっている事務所なんですが、地権者10人の所へ、文書で平成18年2月13日付で、宅地造成計画業務経過報告ということで、地権者の皆さんにっております。ちょっとかいつまんで、申し上げますが、「16年11月29



日に農用地の区域除外をいたしまして、鹿西3町の合併があり、申請の処理には一時停滞期間はありましたが、断続的に協議を継続しており、計画案が出来上がって以来、丸1年以上経過した今も、業務そのものは進行中であり、現在はその農用地区域除外に向けて、中能登町担当者と石川県担当者が協議中の段階であることを報告させていただきます。そして、本件宅地造成にかかる農振地区除外は行政側の諸事情から困難を極めていますが、関係者が協議をしながら業務を継続しておりますので、協議の推移を今しばらく見守って下さい。」こういう文書が出ているんですね。

地権者の方から今年になりまして、「どうなんや」と、「もう3年以上経っているのにどうなっているのですか。」ここに、K議員もこの地権者の一人なんですよ。彼からも私、聞きましたし、他の地権者2、3名からも聞いておるんです。やっぱり町長これ、県段階、中能登総合事務所でなしに、県段階もっと大きな頭のいい人らの段階でね、もうストップしてしまっているんですよ。

従ってね、やっぱり町長のね、町のリーダーやからね、町長のやっぱり情熱とそのふるさとづくりにかける思い、この地は、さっき課長言ったように、農用地には向かないんですよ。いくら徳前地内に17ヘクタール白地があっても、その白地は全部農業用地で耕作しているんです。それを宅地造成をなさいととか、そんな無理矢理な、私に言わせれば、頭のいい官の発想なんですよ。そういうものを改めていくのが住民の幸せを願う町長のやっぱり情熱であり、町民であり、県民なんですからね。私もその辺が不可解で、ならないんですよ。従って、町長の指導力をお願いしたいんですが、改めて町長の、現在の気持ちを、これからどう対応していくのか聞かせてもらいたいと思います。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長  
○町長（杉本栄蔵君） 御存じのとおり中能

登町は人口増、あるいは自主財源の確保ということで、宅地造成、あるいは住宅を進めているところでございます。昨年もこの件につきましては、県とも話をしていた時には、かなり前向きに話をしていたことは事実でありますので、改めて年が明けましたら県の方へ出向きまして、いろんな方々と話をして一歩でも二歩でも進むように頑張ってお参ります。以上です。

○議長（若狭明彦君） 田中治夫君  
○18番（田中治夫君） これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（若狭明彦君） ここで休憩いたします。開会は11時10分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（若狭明彦君） 再開いたします。

3番 堀江健爾君

[3番（堀江健爾君）登壇]

○3番（堀江健爾君） 通告に基づき1点、質問いたします。新二宮川の完成接続に伴い廃川となった旧河川敷の整備計画についてであります。2級河川二宮川緊急関連河川改修事業は、中能登土木事務所また石塚川改修関連土地改良事業は、中能登農林総合事務所がそれぞれ担当し、このほど本河川の二宮川に接続完成しました。これが県営圃場整備事業担い手育成型鳥屋北部、鹿島北部両地区にかかる事業に関連し、2級河川の二宮川、石塚川及び邑知地溝帯13号排水路の3河川が二宮川に合流一本化を図ったものであります。この時発生する旧河川敷及び廃川敷の土地利用が有効に活用されることが地域発展に不可欠と考えております。地域住民の大きな関心を集めているところでございます。

そこで、完成した後の旧河川敷、廃川敷の整備計画並びに事務処理の進捗についてお尋ねいたします。1点目、河川敷の土地利用計

画の策定はしてあるかどうか。2点目、平成16年3月31日付で県と交わした覚書の進捗状況。3点目、現在、県と協議されている内容とその見通しの3点について答弁をお願いいたします。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 堀江議員の質問にお答えをいたします。二宮川、石塚川の河川改修は、平成18年度に完成をしております。今年度、県営圃場整備事業鳥屋北部地区で確定測量を実施をしており、河川敷を含めた換地計画が確定した後に、二宮川、石塚川の廃川処理を一体的に進める方向で、県中能登土木事務所が処理方針を提示をしていただくことになっております。旧河川敷の土地利用計画につきましても、その後に町の道路計画整備にあわせて検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（若狭明彦君） 堀江健爾君

○3番（堀江健爾君） 同じような質問を平成17年9月にしているんですが、その時の答弁で廃川敷地の利用計画については、旧3町の合併にあたっての事業計画の中で大型プロジェクトの道路計画、その中に示されているという答弁をいただいております。

具体的に言いますと、新庄地内での延長800メートルについては町道にしたい。それから、久乃木、坪川、西在江地内についても、延長約1,500メートルについては、町道にしたいという答弁をいただいているのですが、その後、町としての町道計画はどのようになっているのか、お答えをお願いします。

○議長（若狭明彦君） 澤土木建設課長

[土木建設課長（澤 賢造君）登壇]

○土木建設課長（澤 賢造君） 石塚川の計画につきましては、町の道路網計画の整備予定の計画に入っております。二宮川については、今、廃川する部分、普通河川に移行する部分というか、そういうことについて、県の方でまた、計画調査中でありまして、その

推移を見守って検討していきたいというふうになっておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（若狭明彦君） 堀江健爾君

○3番（堀江健爾君） 先日の町長の提案理由の説明に先立ちまして、天皇皇后両陛下ご臨席のもと、自らも創意工夫により優れた施策を実施し、地方自治の充実発展に寄与したということで、総務大臣表彰を受けたとの報告がありました。

聞くとところによりますと、石川県から2市1町が表彰されたそうでございます。その1番目には、県内で1番早く合併したということでかほく市、それと2番目には、県内で1番多くの市町村、1市1町5村取り組み合併したということで白山市、3番目は、わが中能登町でございます。その理由は、能登地方において人口の減少率が最も低い、それと子どもの医療費が中学卒業までの無料化、それと光ケーブル通信網の拡充により町内電話の無料化、合わせてケーブルテレビの普及率34%、これは近隣の市では、9%ほどのことで、比べると大変な普及率であると思っております。それと堅実な財政運営などが評価されたということであります。このような内容を町民に知らせる必要があるかなと思ひまして、私ちょっと申し上げました。

今後も中能登町民のため、しっかり舵取りをお願いしたいと思います。以上で、私の一般質問を終わりたいと思ひます。

○議長（若狭明彦君）

次に、1番 笹川広美君

[1番（笹川広美君）登壇]

○1番（笹川広美君） 皆さん、こんにちは。今年もあとわずかとなりましたが、この1年一番忘れることのできない出来事は、やはり3月25日の能登半島地震であります。被害の最も大きかった輪島市で、被災されたお宅を1軒1軒公明党の先輩議員と回らせていただきました。一体どうなってしまうんだろう、

不安に震える多くの被災者、そんな一人一人を抱きかかえるように励ましの声を送り、「必ず私達が守ってみせます」と、体中で叫んでいる姿に、議員の原点を教えてくださいました。本年の締めくくりとなる今定例会も町民のみなさんの声を代表し、一生懸命質問させていただきます。

まず、男女共同参画社会の推進について質問いたします。当町では、男女共同参画の施策については、企画課が担当となり、町全体の施策に反映していただいていると聞いております。しかし、役場事務機構図には、男女共同参画担当係との明記がありません。また、生涯学習課には、担当係として女性家庭教育、そして、ふるさと創修館、生涯学習センターラピア鹿島、カルチャーセンター飛翔にも、それぞれ女性教育係が明記してあります。女性家庭教育係とは、男女共同参画の施策の担当だということでしょうか。女性が教育を受け、教養を身に付け、社会に参画して行くことは大切なことです。また、同じように男性にとっても教育を受け、教養を身に付けることは大切なことでもあります。それなのになぜ男性教育がないのでしょうか。性別に基づく固定的な役割分担意識がいまだに根強く残っている中、男女共同参画に関する認識を深め、家庭、学校、地域社会において性別にかかわらず一人の人間として自立し、個性と能力を発揮できるように分かりやすい広報啓発が最も大切となります。そのためにも役場事務機構図の企画課、生涯学習課において女性教育ではなく、男女共同参画の係として明記していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

2つ目は、条例策定委員会の設置についてお伺いいたします。現在、平成20年の条例策定に向け、来年5月までに懇話会の結成が計画されているとのことですが、条例策定委員会、委員の選考はこの懇話会で行うこととなるのでしょうか、お伺いいたします。条例策

定においては、広く町民の意見を取り入れるためにも各種団体、地域の代表、有識者など様々な立場の代表から、男女比4対6の条例策定委員会を設けて取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。また、各地域の公民館単位に、男女共同参画推進委員2名を誕生させていただき、男女共同参画社会実現のための意識啓発の活動を積極的に推進していただきたいと思いますが、この点もいかがでしょうか。

更に、3つ目の質問ですが、男女共同参画社会の実現に向けて機運を広く醸成させることを目指し、各地では都市宣言が行われております。中能登町男女共同参画都市宣言に向けては、町長は、どのようにお考えか、お伺いいたします。

以上3点について、男女共同参画社会推進に向けての力強い答弁をお聞かせいただきたいと思いますが、

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 笹川議員の質問にお答えをいたします。男女共同参画社会の推進についてでございます。国においては、男女共同参画社会の実現が「21世紀の我が国、社会を決定する最重要課題」として位置づけをしており、本町においても、その実現へ向け努力をしなければならないと考えております。今年の6月議会において答弁をさせていただきましたが、来年度、平成20年度におきまして、男女共同参画推進条例を制定したいと考えております。

この条例は、男女共同参画に関する基本理念や町、町民及び事業者の責務、更には行動計画の策定、公表や審議会の設置などの基本となる施策を定めるもので、県内19市町の内9市町がすでに制定をしております。

また、中能登町男女共同参画社会づくり推進懇話会設置要綱に基づく懇話会を設置して、総合的な施策の推進を図るとともに、条例の内容等について、意見や助言、指導をいただ

きたいと考えております。

また、都市宣言につきましては、県内で3市しかなく、中能登町においては、他の市町の動向を見ながら今後検討していきたいと思っております。今後とも、男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別に関係なく、その個性と能力を十分発揮することができる豊かな社会の実現に向け、着実に進んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（若狭明彦君） 笹川広美君

○1番（笹川広美君） 質問に対してのご答弁をいただけていないと思っておりますが、男女共同参画担当係の設置ということと、2点目の条例策定委員会の委員の選考を懇話会の方で行っていただくのかということ。2点よろしくお願いたします。すいません、それとあと推進委員、各公民館単位で2名ということで、よろしくお願いたします。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 懇話会につきましては、着実に作っていくと答弁申し上げました。条例の推進員につきましては、今後、この中でどうすれば1番いいのか検討したいと思います。公民館単位の2名の推進員につきましても、どのようになるのか、今後、検討いたします。以上です。

○議長（若狭明彦君） 執行部におかれては、的確な答弁をお願いいたします。

杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 課制条例の中で、それを明示していきたいと思っております。

○議長（若狭明彦君） 笹川広美君

○1番（笹川広美君） すいません。少し理解できないんですが、男女共同参画の担当係という件は、お答えいただけますか。

○議長（若狭明彦君） 小山副町長

[副町長（小山茂則君）登壇]

○副町長（小山茂則君） お答えをいたします。その係のことにつきましては、事務機構

の各課の分担という中で明示をして行きたい、このように思いますので、ご理解のほどよろしくお願をいたします。

○議長（若狭明彦君） 笹川広美君

○1番（笹川広美君） 今議会初日に、11月20日地方自治法施行60周年記念式典という天皇皇后両陛下が、ご臨席された晴れがましい場において、中能登町は、全国を代表する模範の町として表彰されたとの大変誇らしい報告が町長よりありました。そして、町長からは、今後さらに誰もが住んで良かったと思われる町づくりの推進をとの決意が述べられました。このような中能登町こそ、当然、都市宣言があるべき町だと私は思います。どこの自治体にも負けない都市宣言を行い、町民と共に男女共同参画社会の実現に向け、力強く前進していただきたいと思っております。

次に、介護予防についてお伺いいたします。当町においても介護認定者数は年々増加しており、平成18年度は865人、介護保険制度がスタートした平成12年の認定者数549人の1.5倍以上となっております。それとともに介護給付費も平成12年度7億8,962万円から、平成18年度は2倍近くに膨れ、13億9,084万円となっております。今後、高齢者の人口が年々増加することから、介護保険の給付費も確実に伸びることが予想されます。できるだけ多くの方々に、要介護とならない元気な高齢者になっていただくことが今後の大きな課題であります。そして、厚生労働省の発表によると、介護認定者の約半数が何らかの認知症の症状があるとのこと。中能登町は、特に認知症が原因で介護が必要となっていることが多いと聞いております。

先月22日、ラピア鹿島で浜松医科大学の高槻絹子先生による認知症予防講習会がありました。「ボケは防げる 治せる」との興味深いタイトルに誘われ、私も参加いたしました。当日は、平日でまた、とても寒い日でしたので、参加者もそれほどいないだろうと思って

おりましたが、なんと600名もの人が参加し、熱気に溢れていました。急遽、隣のホールも使い送迎のピストンバスも3往復したほどだと聞いております。改めて認知症に対する、町民の皆さんの関心がいかに高いかが分かりました。誰しも人生の最終章まで、生き生きと自分らしく生きたいと望んでいます。認知症のほとんどがアルツハイマー型のもので、高槻先生のお話しでは、認知症は適切に対処すれば予防することができ、また、認知症になったとしても、早い時期に適切な対処がされれば、回復も可能であるとのことでした。今まで、ただ漫然と痴呆の高齢者を増やしてきたのではないかと思えました。防げるものなら、治せるものなら真剣に全力をあげて取り組むべき分野であります。

今回、講演会に参加された元気な皆さんからも、ぜひ予防教室に参加したいという声があがっております。認知症の改善や予防で有効なのは前頭葉の活性化、つまり問題解決能力の活性化です。そのためにも、従来の単なるお楽しみ会的な教室では、改善予防に繋がりません。そして、単に症状から認知症の状態を理解するのではなく、その症状をうむ脳機能の理解こそ不可欠であります。脳機能を客観的に計るのが脳機能検査です。この脳機能検査によって、初めて具体的な予防改善の方法が明らかに見えてきます。しかし、この検査は一人にかかる時間がおよそ1時間と長く、大勢の検査には多くの人手が必要となります。

一方、30分で50人を一度に診断できる集団式認知機能検査もあります。この2つの機能検査をうまく併用すれば、中能登町の各地区での予防教室の開催も可能ではないでしょうか。勿論、地域をあげての取り組みになりますが、ぜひ町として強力で進んでいただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

また、2点目として、介護予防では高齢者の筋力アップを図ることも重要なことです。「老人福祉センターゆうゆう」では、「ゆうゆう

健康づくり教室」として月1回、専門の指導員により各個人個人に適した運動メニューが与えられ、利用者に好評だと聞いております。また、他にもいくつかの健康教室もあるようですが、この筋力アップの取り組みに関しても、より多くの高齢者が、身近かに参加できる体制を各地域と連携を図り、整えていただきたいと思います。筋力アップが確実にでき、また、誰もが気軽に取り組めるものとして、例えば、生き生き100歳体操が全国的に知られております。

つい先ごろ、全国各地から高齢者800人が元気に集い、大交流大会も開かれたとのことです。生き生き100歳体操とは、高齢者が元気になるためのプログラムとして、平成14年高知市で考案されました。背もたれ付きの椅子に座ったままの状態で行われます。自分で重りを調整できるサポーターを手首や足首に巻き、ビデオや指導員の動きに合わせて運動するものです。大がかりな器具や設備がいらないため、誰でも手軽にできる効果的な運動として注目されております。高知市では、集会所など168箇所週1、2回実施されており、ほぼ市内全域に浸透し、市民ボランティアのサポーターも約320人に広がり、身体が元気になるだけでなく、みんなで支え合う地域づくりに繋がっているとのこと。杖をつき、両脇を支えられてやっと歩いていた97歳のお婆さんも、生き生き100歳体操を実践した3ヶ月後には、一人でしゃきしゃき歩くことができるのです。私も動画をとおしてその姿を拝見し、思わず驚きの声をあげました。大変有効な体操であります。高齢者の筋力アップは介護予防の目的だけにとどまらず、様々な場面で高齢者を守ることとなります。2点目として、町の筋力アップの取り組みの姿勢をお聞かせ下さい。

更に3点目として、生活習慣病への対策についてお伺いします。生活習慣病は、今や健康長寿の最大の阻害要因となるだけでなく、

国民医療費にも大きな影響を与えています。当町でも先般、国保の基金が底をついたとのお話でした。中能登町では、生活習慣病の中でも糖尿病の割合が高く、高額的人工透析を受ける人も少なくないとのことですが、この事実に対して、何か具体策はとられているのでしょうか。この生活習慣病は、早期に発見して、普段の生活に気をつけることで予防が可能です。40代から50代における、予防対策が大切といえます。

鹿児島県のある自治体では、男性職員約15名を対象としたメタボ撃退教室を開き、適切な食事、運動指導のもと、3ヶ月後には誰もが平均7キロの減量ができ、ウエストもマイナス10センチといった大きな成果を出してありました。とても興味深い取り組みだと思います。わが町でも早速行ってみたいとは思いませんか。身近に確実な成果が示されれば、町民の皆さんの関心度はぐんと高まるに違いありません。ケーブルテレビや広報などを通して3ヶ月間の取り組みの過程、成果をアピールし、町の話題とすることも良い方法かと思えます。

そして、次のステップとして、町民を対象としたメタボ撃退教室の開催を考えてはいかがでしょうか。また、町民一人一人が自分の健康チェックを行い、日々の生活で何に具体的に取り組みればよいかを示してくれる、健康情報ガイドブックなどを作成してはいただけませんか。食事のこと、健康づくりのための町内のウォーキングコースなどを盛り込み、町独自のユニークな発想で、中能登町の自慢のグッズの一つとして作成するのはどうでしょうか。

更に、生活習慣病への対策として、町民の健康増進を叫ぶ、健康増進室また健康増進町を立ち上げ、取り組むのも対策の推進力になると思いますが、いかがでしょうか。

以上、介護予防についての3点にわたる質問に対し、町長のご所見をお聞かせ下さい。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 介護予防について笹川議員の質問にお答えをいたします。中能登町の介護予防についてですが、全国的に高齢者人口及び要介護認定者数、そして認知症の見られる高齢者は年々増加をしており、介護予防への対応が重視をされております。町では各29地区の公民館や集会施設で、閉じこもり予防事業や認知症予防事業を積極的に行い、介護予防への対応を図っているところであります。今後も高齢の方々が、在宅で健やかに暮らしていただけるよう、より一層力を入れていかなければならないと考えております。

また、健康増進課、あるいは健康増進室の立ち上げは、という質問がありました。これにつきましては、今後の動向を見て検討して参りたいと思います。その他の詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくお願いをします。

○議長（若狭明彦君） 岡野福祉課長

○福祉課長（岡野 昇君） 介護予防事業の取り組みにあたりまして、福祉課と保健環境課が連携をとって進めております。私からは、1点目と2点目についてお答えいたします。

それから介護予防につきましては、議員からもお話があったように、先月の22日、ラビア鹿島で浜松医科大学の高槻絹子先生を講師にお迎えして、「ボケは防げる 治せる」という演題で、講演会を開催いたしましたところ、町民の皆さんも大変関心を持たれておられ、会場に入りきれない状況でありました。

そこでまず、第1点目の認知症の予防と対処についてですが、認知症の主な原因は、一人暮らしの高齢者、または日中一人で家に閉じこもりがちになり、家族や外部とのふれあいがなく、刺激が少ない状態が続くためと考えられております。また、脳卒中や骨折により長期入院された場合など、環境が変わることによって認知症の症状が現れることもあります。現在、町が行っている高齢者への介護予防事

業は、鳥屋の11地区、鹿島の8地区、鹿西の10地区、計29地区で公民館や集会施設、保健センターを会場に栄養教室や身体機能向上教室などを開催して、閉じこもりやうつ予防、認知症予防事業に力を入れ、また、自主的な介護予防意識を持っていただくために普及啓発事業を行っております。今後これらの予防事業の中で、脳機能検査も取り入れ、認知症の早期発見につながる適切な対応を図っていきたくと考えております。基本的には、家族の絆の中で大切さを再認識し、地域ぐるみでの介護予防、認知症予防事業を今後も展開していきたくと考えております。

次に、2点目の筋力トレーニングの取り組みについてですが、生涯学習活動で行われている健康クラブや介護予防事業のレクリエーション活動を通して、日常生活の中で、体を動かす習慣を取り入れてもらうための教室を実施しております。また、「老人福祉センターゆうゆう」で、健康運動指導士による本人に応じた家の中やお風呂でできる軽運動、それとボールを使った軽運動といった内容のものを指導していただいております。

なお、昨年から実施しました運動機能の低下が見られる高齢者を対象に、本人の体力に応じた運動の仕方を紹介し、3ヶ月実施していただき、その後、体力測定を行ったところ、握力や立ち上がり筋力、歩く早さなど、全ての項目に格段の進歩が見られております。このような実績の基に、今後も全地域でできるよう検討していきたくと考えております。私の方から以上でございます。

○議長（若狭明彦君） 小林保健環境課長

[保健環境課長（小林玉樹君）登壇]

○保健環境課長（小林玉樹君） それでは、笹川議員の生活習慣病への対策というご質問にお答えいたします。現在、町では基本検診、人間ドック、各種がん検診などを実施し、早期の病気発見に努め、医療機関での受診が必要な方には、受診を勧めております。また、

糖尿病を含めまして、その予備軍とみられる方々には、生活習慣の改善に向けまして、訪問、あるいは相談、教室の開催等を通じて、個別の指導を現在行っております。

また、今後の取り組みといたしましては、特定検診そういったものの実施は勿論のこと、特定保健指導というものを強化いたしまして、やっていきたいと思っております。こうしたことを行いながら、一層の受診率向上に向けまして、検診を受けていらっしゃらない方には、やはり何度も受けていただくということを積極的に進めてまいりたいと思っております。

それから、また糖尿病はじめ生活習慣の改善で予防可能な病気の対策としまして、集団指導、個別指導を充実し、加えて、ただいま議員の方からいくつかご提言いただきました、そうしたものを参考にできるものからは、来年度当初からも実施できればしていきたいと考えております。ということで、個別の糖尿病に対する具体策とか、それから職員あるいは町民に対するメタボ対策教室の開催、それから健康づくりの取り組みを書いたガイドブックの作成ということを個別であがっておりますが、ちょっと大まかなご返答になったかもしれませんが、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（若狭明彦君） 笹川広美君

○1番（笹川広美君） 是非とも積極的な地域への働きかけを行ない、町民を先導していただきたいと思っております。今後の町の行動力に期待しております。

最後に、発達障害児の対策について、お伺いいたします。平成17年4月1日、発達障害者支援法が施行されました。その中で、国、都道府県及び市町村の役割として、発達障害児に対しては発達障害の早期発見、早期支援、就学前の発達支援、学校における発達支援、その他の発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支

援が行われるよう必要な措置を講じることとあります。

今、全国では、5歳児健診を実施する自治体が増えております。3歳児健診では見落としがちな、注意欠陥多動性障害ADHDやアスペルガー症候群などの軽度発達障害の疑いを見つけ、より早く子どもの個性に合った支援を行うための取り組みです。軽度発達障害とは、知能検査では軽度低下、または境界以上である発達障害の一群です。普通学級に通っている子どもの5%程度がこの範囲に属すると考えられており、その病気の特異性により学校、社会生活を営む上で、いろいろな問題を生じやすく、時にいじめや不登校の原因にもなっております。現在、乳幼児健康審査は、母子保健法第12条及び第13条の規定により、市町村が乳幼児に対して行っています。実施の対象年齢は0歳、1歳半、3歳となっており、その後は、就学前健診になります。

実は、3歳児健診から就学前健診までのこの期間の開き過ぎは、特に、近年増加している発達障害にとって、重要な意味を持っています。なぜならば、発達障害は早期発見、早期療育の開始が重要で、5歳程度になると健診で発見することができるのですが、就学前まで健診の機会がなく、ようやく就学前健診で発見されたのでは遅いと言われております。発達障害は対応が遅れると、それだけ症状が進むと言われております。また、就学前健診で発見されても、親がその事実を受け入れるのに時間がかかり、適切な対応、対策を講じることなく子どもの就学を迎えるため、状況を悪化させてしまっているといった現状があります。

鳥取県や栃木県では、全国に先駆け、県内全市町村において5歳児健診を実施しておりますが、厚生労働省による平成18年度研究報告書によれば、鳥取県の5歳児健診では、9.3%、栃木県では、8.2%もの児童が発達障害の疑いがあると診断されたものの、こうした

児童の半数以上は、3歳児健診ではなんら発達上の問題を指摘されていませんでした。

報告書の結論として、現行の健診体制では十分に対応できないとしています。長野県駒ケ根市でも3年前から5歳児健診を実施しております。2年前に受診した男児の母親は、健診で興味の湧かない遊びには、全く参加しようとしないうわが子の姿を見ました。それまでは、「意志の強い元気な子」とだけ思っていました。最初は、要観察、そして半年後、月1回の訓練に市内の療育施設に通うように勧められました。最近、落ちつきもでてきたということです。

この男児の症例のように、5歳児健診の実施に向けては、当然、相談体制や支援をセットで整えなければ意味がありません。保育園などでは、早くから障害の兆候に気づくケースも多いと言われます。発達障害でもちゃんと支援を受ければ、安心と思える環境さえ整えてあれば、保育園などでの気づきを保護者に伝えやすくなります。療育の充実は不可欠です。私は、9月の一般質問でも療育指導の体制づくりの大切さを訴えました。町長からは、関係機関と前向きに検討していきたいとの答弁でしたが、今一度、この点に関する町長のご所見をお伺いします。

また、5歳児健診の導入は、今後、乳幼児健康審査において必然的なものになると思われれます。財政的にも、また様々な面で厳しい最中であると考えられますが、早期発見で子ども達を救うため、当町においても、5歳児健診の実施に向けた前向きな答弁を是非お聞かせいただきたいと思っております。

更に、小学校の教育現場においては、教職員の発達障害に対する理解を深める研修が不可欠であります。現在、中能登町の小学校ではこの点に関し、どのような取り組みが行われているのか、併せてお伺いいたします。

以上、発達障害児の対策について、3点の



答弁を求めます。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 発達障害の対策について、お答えをいたします。発達障害の早期発見、早期支援対策として、町では3歳児健診、就学時健診、遊びの教室、家庭訪問を実施しております。県では、能登地区で発達相談、在宅障害者の療育・相談事業を実施し、金沢地区では診察、リハビリを実施をしています。5歳児健診では3歳児健診時にすり抜けていたものの、成長する課程で表われてきた言語発達や行動統制力、対人関係の未熟さなどを見出し、就学に向けて適切な対応を図るよう、親に求めていくところとなろうかと思えます。

しかしながら、能登地区では、発達を促す専門機関が不足をしております。該当する子どもの受け皿は十分とはいえません。また、5歳児健診では、小児科の医師、心理相談員が必要となりますが、両者とも不足している現状では、実施は困難なものがございます。これにつきましても、今後検討をさせていただきたいと思えます。町といたしましては、3歳児健診の拡充や保育園の訪問で、保護者の了解を得たうえで、行動観察をしながら、言語の発達や行動統制力、対人関係の相談に対して、支援活動を進めていきたいと考えております。

最後の質問に関しては、もう少し時間をいただきたいと思えます。

○議長（若狭明彦君） 小山副町長

○副町長（小山茂則君） 療育機関の現状ということで、今、ご質問があったわけなんですけど、県内では、大変先生が少ないということもありまして、その対応がとれない状況にあることは、議員も御存じのとおりだと思うんですけど、その方法といたしましては、9月の定例会にもお話しておりますとおり、保育士等も研修を受けまして、その対応にあたるような状態にありますので、今しばらく、

療育指導についての方法については、時間をいただきたい、このように思いますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（若狭明彦君） 笹川広美君

○1番（笹川広美君） すいません。3点目というのは、現在の中能登町の小学校では、この発達障害児に対する先生方の理解を深める研修は、どうなっているのでしょうか、という質問です。ご答弁お願いいたします。

○議長（若狭明彦君） 池島教育長

[教育長（池島憲雄君）登壇]

○教育長（池島憲雄君） ただいまの笹川議員のご質問の中に、学校現場での状況、実態、教員の対応の問題について含まれていたかなと思えます。軽度発達障害を持った児童生徒というのは、近年、どんどん増えてきている傾向にあります。といいますか、以前はそれほどそういうようなことについて、しっかりと見てこなかったのではないのかな、というような面もあります。職員につきましても、なかなかどのような対応がふさわしいのか、一番効果があるのかというようなことについても、なかなか難しい面がありまして、いろいろと県の方でも研修会等がありますので、そこで研修を積んでいる最中です。各学校に1名、学習支援員というものを置いていただきまして、側面的な援助もしているところです。研修を積みながら指導のあり方、そういったものについて、頑張っていきたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（若狭明彦君） 笹川広美君

○1番（笹川広美君） 療育の指導の体制は町民のニーズに応え得るものを整えていただきたいと思えます。また、今ほど教育長からもありましたが、教職員の理解を深める研修も、是非、力を注いでいただきたいと思えます。また、5歳児健診は取り組みが大変難しいというお話でしたが、5歳児健診といっても様々な内容があります。集団遊びを保護者と保育士らが一緒に見て、その時に生じた疑

問や日頃の子育ての不安を、気軽に相談できる機会を設け、そこから支援に結びつけている自治体もあります。もちろん、療育指導の体制が整っていなければ、このような簡単な取り組みもできません。5歳児健診は、是非とも来年度から取り組みを考えていただきたいと思いますが、来年度からの取り組みは、いかがなものでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（若狭明彦君） 小山副町長

○副町長（小山茂則君） お答えをいたします。先ほど、町長の答弁の中にも答えておりました5歳児健診では、小児科の医師、心理相談員の必要、これは分かるわけなんですけど、大変、両者とも不足しておる状態だということでもありますので、現実、大変難しいという状態のもとで、町長先ほど答弁いたしました。そういうことも考慮して、今後、そういう点にも十分に配慮できるような体制づくりといえますか、お願いをして参りたいと、このように思いますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（若狭明彦君） 笹川広美君

○1番（笹川広美君） 今後、保健事業は年々増えていく傾向が予測されます。そういった面からみても、できるだけ早期の取り組みを検討していただきたいと思います。これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（若狭明彦君） ここで、昼食のため休憩いたします。再開は、1時半からといたします。

午後0時06分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（若狭明彦君） 再開いたします。

20番 杉本平治君

[20番（杉本平治君）登壇]

○20番（杉本平治君） それでは、質問をさせていただきます。委員会研修で、私たち総務と議運とで行って参りました。そういう中

で一般質問のあり方、また、そういう点についてのいろんな意見交換をして参った訳であります。その中で、今日、中能登町の一般質問の提出者は12名でございます。20名の議員の内、12名の方々が一般質問を行う。他の町に行きますと、なかなかそういう多人数の方々の発言というのは、ないように感じて参ったわけでありまして。そういう点を考えますと、今日の中能登町の議会の中で、議会改革を初めとして町政に対するいろんな関心が議会で起こっているということに対しまして、行政のほうも是非とも、それに応えていただきたい。そのことをまずもって要望する次第であります。

まず初めに、後期高齢者医療制度について質問をいたしたいと思っております。この後期高齢者医療制度の新しい制度が、来年の4月から発足するわけでありまして、具体的に、この医療制度について、町民の方々は、何ら理解をされておらない、そういう感があるわけでありまして。

私は、昨年の12月議会と今年の9月議会にも質問を行ったわけでありまして、本当に75才以上の方々が、後期高齢者医療制度の中で、高齢者の医療が姥捨て山のように置き去りにされる、この医療制度の改悪が、ますます明白になっているにもかかわらず、町民の方々はそれに対して、何ら具体的なものが示されてもならず、理解もされておらないのが、私は、現状ではないかと思うわけでありまして。そういう点を踏まえまして、町長に何点かについて質問をいたします。

まず、1点目といたしまして、石川県の後期高齢者の保険料が決められて、先般発表されました。北陸三県の中で、何ゆえに石川県が一番高いのか、料金が高いのか、その理由付けを説明を求めたいと思っております。

次に、2点目といたしまして、現在、75才以上の高齢者は障害者の方々と同じように、医療の保険証の取り上げが制度上禁止されて

おるのであります。この中能登町におきましても、国保でも資格証明書の発行は行っておりません。これが後期高齢者医療制度が来年の4月から移行することによりまして、資格証明書の発行が可能になる。私は、こういう事が医療難民を中能登町につくることになりはしないか、住民の命を守る立場に立った行政を、今日まで中能登町は行って参りました。そういう中で、このことについて町長はどう考えていくのか、独自の補助制度を考えていくのかどうか。この点についての答えをいただきたいと思ひます。

次に、これは七鹿広域圏の議会の中でも、私、病院長に質問をしておったわけでありませんが、診療報酬を包括払い、これは定額制にするということを検討しているそうでありませう。そうなりますと高齢者は必要な医療を受けられなくなる恐れがでてきます。保険制度があつて保険無しにならないような、そういう事にならないように政府に対してこの制度の検討を、再検討すると同時に中止を求めます。そういう考えが町長にあるのかどうか、この点をお答えいただきたいと思ひます。

次に、今、新聞等でも大きく報道されております、灯油の値上がりによりまして、石川県内におきましても4市町村が独自の灯油の補助制度を行つております。七尾市におきましても実現に向けてという、そういう答弁を行つておりますが、中能登町におきましてもその点について、生活保護者、また一人暮らしの方々に対しての補助を考える必要があるのではないかと思ひますが、町長の答弁を求めたいと思ひます。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 杉本議員から後期高齢者医療制度について4点にわたり質問をいただきました。

まず、1点目の石川県の平均保険料は、何ゆゑ、北陸三県では一番高いかという質問であつたかと思ひます。来年4月施行の後期高

齢者医療制度については、鋭意準備を進めているところであります。石川県の保険料については、去る11月26日の広域連合議会において条例が可決され、均等割の額が年4万5,480円。所得割率は8.33%に決定されたところであります。これにより、県内の平均保険料は、低所得者の均等割軽減後の数値で申し上げますと、年額で7万1,724円、月額では5,977円となっております。お隣の富山、福井両県については、均等割額、所得割率とも石川県より低い設定でありまして、平均保険料も5,000円から1万4,000円ほど低くなつております。保険料は国が示す算定方法に従つて計算した額であります。大まかに申しますと、この先2年間の医療給付費及び保険事業費の所得額を推計し、被非保険者数で割り返し、更に所得の係数を使用して計算されたものであります。従つて、石川県の後期高齢者の医療給付費が富山、福井両県より高い状況になつていのが原因と思われませう。

2番目の滞納者には、保険証の代わりに資格証明書の発行を考えているが、これでは、国の医療放棄であるという質問であつたかと思ひます。保険料の滞納者に対しましては、滞納状況によつて短期被保険者証を発行することになりますし、災害その他特別な事情がないにもかかわらず、1年間滞納した場合には被保険者証の返還を求め、資格証明書を発行することになります。資格証明書であれば、医療機関の窓口で一旦十割を負担していただき、申請により保険給付相当額をお返しすることになります。これは、保険料をきちんと納入している方々との負担の公平性を確保するために行うやむを得ない措置であります。

また、災害、盗難、事業の損失、病気などの特別な事情がある方には、減免あるいは猶予制度が適用されることになっております。当町の国民健康保険では、資格証明書を発行した事はございませんが、国保税の滞納者と後期高齢者医療の保険料滞納者との対応に違

いがあるのは不自然であり、統一した取り扱いにすべきであろうと考えております。なお、短期被保険者証や資格証明書の発行基準など具体的な取扱いについては、保険者である広域連合と市、町で、今後、協議することになっております。また、独自の政策を町として行うかという事でありまして、これにつきましては、少し時間をいただきたいと思っております。

3番目の診療報酬を定額制にすることにより住民生命を守る行政の本旨がなくなるのではないかという質問でありますけれども、診療報酬体系の改正については、近年の急速な医療技術の進歩や医療体制の変化に、十分対応できていない事や現在の体系が施行されて以降、複雑になっている事でもあります。また、医療技術や医療機関の運営コストが、適切に反映されるよう透明性の高い体系へと見直しを進めることが目的であります。ご指摘の診療報酬の定額制については、診療報酬が定額払いとなると医療機関が医療を経済的に効率よく行うことで、公的医療保険から無駄な支出を減らすことができる大きな利点があります。しかしながら、十分な治療を行わない方が収益上有利であるために、適切な医療を提供しない可能性もあります。また、診療報酬が費用に見合わない場合は、医療機関の経営を理不尽に圧迫する可能性もあります。この制度に一長一短があるようですが、国の方針に従わざるを得ないというのが現状であります。

4番目で、この町の高齢者、一人暮らしの方に灯油を援助したらどうかと、そういう質問であったかと思っております。これにつきましては、今後の石油等の推移を見ながら、また、他の市町村の動向を見ながら前向きに考えて参ります。以上です。

○議長（若狭明彦君） 20番 杉本平治君

○20番（杉本平治君） 再度、質疑を行いたいと思っております。町長もご承知のように、中能

登町は、国保料というのは石川県内におきましても、大変安い状況にあるわけでありまして、石川県が配布しております、「石川県の国保と介護」という冊子によりまして、次のように載っているわけでありまして。県内で、一人当たりの国保税で比較、石川県の自治体の比較。中能登町は6万5,496円、加賀市が9万6,651円、大きな差があるわけでありまして。今日まで、中能登町は早期治療を行って、国保の負担金を努力して安くしてきたわけでありまして。それが今、後期高齢者になりますと、今までのそういう努力が無になる様な気がするわけでありまして。

例えば、後期高齢者の医療制度、北陸三県では、石川県が7万1,724円、町長が答弁いたしました。沖縄は6万1,805円なんです。北海道が一番高くて7万3,876円なんです。全国でもそのような差があるわけでありまして。やはり早期発見、早期治療をして健康づくりをしておいた町、そういうものを今、後期高齢者は認めなくて、石川県全体の一括した医療費にするということ。私は、これは、地方自治体の今現在の中において、無にする、そういうことを感ずるわけでありまして。中能登町が今日まで嘗々として築いてきた国保の諸問題、前進してきたこれらが、石川県の包括的な料金によりまして、6万5,496円が一人平均の保険料であったわけでありまして、それが7万1,724円になる。なんかこういう点について中能登町として、この石川県の後期高齢者医療組合の議会の中で発言をし、それなりにそういう町については認める。そういうことが、私は必要ではなからうかと思うわけでありまして、そういうことについて、町長は、議会の議員の一人であります。是非ともそういう点の意見を述べてもらう。要求をしてもらう。そういうことについて、どう考えておられるか、答弁を求めたいのであります。

3点目、私、包括払い定額制を言いました。

これは、広域圏の議会の中でも発言しましたら、病院長は、次のように答えておるわけです。医療が定額制になりますと、これ以上の医療をしたくても出来ない。すれば病院が赤字になるというわけですね。そうしますとどうなるのか、退院してもらおうか、他へ転院するかということになるわけであります。私は、一人暮らしの方々が、一定額以上の医療費がかかったら病院から出ていかななくては行けないという、この定額制、包括払いについては、これは、本当に医療を現実の命をおろそかにする制度だと思ふんです。

もう一つ、1万5,000円の年金をもらっている方々は、年金から天引きするということでありますね。1万5,000円以下の方々は、結局、納められなければ保険料の滞納という問題が出てくるわけです。1万5,000円以上の年金をもらっている方は年金から天引きしますから、無条件に。そうしますと、1万5,000円以下の方々は、本当にいろんな生活が私は苦しいと思ふんです。これに介護保険料がかかってくるわけですからね。私は、そういう面を考えても、なんかこういう定額制という問題は、命を軽くする制度ではないかと思ふわけであります。

昔、例え話に「命あつての物種」という、そういう言葉があります。命がなかったら、物があつてもだめである。今、逆で「物種あるけれども命がなく」、そういう事になりはしないか、命を軽んじているということをお私、この後期高齢者医療制度の中で、考えるわけであります。

町長に是非とも制度の改革、そして中止を求め。そういう、発言を議会の中でしていただきたいと思ひますが答弁をお願い致します。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 広域連合議会に、私も出させていただいております。最初からずっと出ているわけでありますけれども、この問

題につきましては、大变得する市町と、そして損をする市町があるわけであります。特に、中能登町、川北町がこれをする事によって、大変高くなるわけございまして、ここへいくまでに、何回かその問題について発言もさせていただきました。また、川北の町長もこういうことであれば、我々は脱退するというような発言まで、いろいろと全協の中で話をずっとして参りました。また、いろんな団体からも中止、あるいは提言、要望書も出ております。そういう経過を踏まえて、今の結果が議会を通ったわけございまして、本当に健康づくり、あるいは予防、健診等真面目にやって国保を下げている所が損をするということで、そんなバカなことがどこにあるんだというような意見も、二、三の市町から出ていたわけでありますけれども、数の論理と言いますか、ここまでくればしょうがないのではないかなと、そういうことで決定をしたわけございまして、今後もこれらの問題につきまして、議会、あるいは全協まで発言をして参りたいと思ひます。

また、医療の定額制に対しましても、大変矛盾もあるわけございまして、それらにつきましても、もう少し勉強をさせていただいたり、もっと議論もさせていただきたいと、そう思っております。本当に後期高齢者医療制度は、町の国保の根底からも変わっていくような、そんなような気がいたします。これからもまた、この町の健康、一人暮らし、高齢化の方々がどうすれば一番幸せになるのかということをお念頭にしながら、発言もして参りたいと思ひます。

○議長（若狭明彦君） 20番 杉本平治君

○20番（杉本平治君） 再度、要望しておきたいと思ひます。

4点目に要望いたしました福祉灯油、是非とも実現に向けて頑張ってくださいと思ひます。何回も繰り返すようでありますが、国の制度が変わって、地方自治体がそれに合

わせて行かなくてははいけない。法律上、そういうことになるということについて分かるわけです。だが、町民は、そういうことを理解しないと思うんです。一番身近にある行政、中能登町。「町長、なにしとるがいね、おら能登病院にかかっていたら、一定額の医療費以上になったので出ていけと言われた。どうしてくれるがいね。」福田総理に言うわけにいきませんから中能登町の町長の方へ矛先が来ると思うんです。至極当然でなかろうかと思うんです。だから、地域の実際に命を預かるのは、どうであれ行政の中能登町の長であります。その点を踏まえまして、今、町長もこれからは議会の中で発言をしていきたいということでもありますから、強くその点を実現できるように努力をしていただくことを要望いたしまして、次に移りたいと思います。

次は、地方自治体の財政健全化法が6月に成立したことによって、中能登町の財政予測はどのようにこれから変化していくのか、この点でございます。昨日も一般質問の中に大変大きく発言がありまして、時間をとりました広報2月号でございます。平成19年度の上半期の財政状況が広報を通じて町民の皆さんに知らされました。これは、良いことだと思うんです。それによりますと、町の貯金額、財調ですね。一人当たり33万5,311円、こういう数字が出ておりました。借金はそれではどうか、一人当たり147万4,159円、これは、一般会計だけでなく、企業会計も含めてですけれども、貯金の約4倍の借金が中能登町に、町民一人の方にかかっているわけであります。

そういう中で、総務省は6月に成立した地方自治体財政の健全化法というのを作りました。これからは、それに基づいて町の実態を調査し、この町は破綻をした町である。再建団体として指定をする。そういう認定基準というものを作ったわけであります。

まず1番目は、実質赤字比率という、これは以前からあるわけであります。

2番目に、新たに連結実質赤字比率というものを作りました。これは、一般会計と特別会計も入れました中に、公営企業の赤字も加算をするという、そういうシステムであります。

3番目といたしまして、実質公債費比率というものが新たに設けられました。これは、公営企業も含めるということであります。公営企業が抱えている借金返済の額の割合を示す指標でありまして、例えば、一部事務組合、中能登町にとれば公立能登病院、七鹿消防等も含めるということであります。

4番目としまして、将来負担も考えて将来負担比率も4つの中に入れました。今後、肩代わりしなくてははいけない可能性があるという、そういう第三セクター等の債務もこの中に入るそうであります。

それで、町長に答弁を求めますが、今、統合中学の建設、また、各小学校の再編問題による財政負担で、中能登町の指標はどのようになるかと考えておられるのか。町長は、今後の中能登町の財政の舵取りをどう考えておられるのか、答弁を求めたいと思います。

2点目としてお聞きしたいのは、これは、合併協議会の中で、私、出ておりましたから何回も論議したことなんでありますが、総務省は、合併自治体に対しては、10ヶ年は従来の三町交付算定額を継続するというのを言われました。この点につきましては、苗山総務課長も答弁の中で言うておられます。だが、交付税は合併した町、しない町、自治体を問わずして現在減額されているのが実態であります。合併特例債というのをその時の総務省はこう言うております。総務省の考えている日本全国が合併した場合、特例債に充てる手当ての金、20兆円になるそうです。交付税のほかに。

私は、そういうことを聞いた中におきまして、これは絵に描いた餅になる恐れがあるのではないかと、そう思いました。だから、合併

協議の中によく出ておりましたモデルといわれた兵庫県の篠山市が現在大幅な財政難に陥って、合併特例債の借入の償還が本格する事で、急速に町の財政が悪化する。そういうことを心配している。そういう事が町村議会から出ております地方議会人の2月号に報じられております。私は、それが実態ではなかるうかと思えます。

それで、町長に2点目として見解を求めるのは、合併はバラ色ではなかったということであります。私は、こういう先例を見ましても、中能登町の財政の健全化の維持をこれからもいろんな箱物を造るなかにおきまして、どう健全化の財政を求めていくのか、つくっていくのか、町長の考え、見解を求めたいと思えます。

3点目といたしまして、これも地方議会人の7月号に報じられておりました記事です。合併前にも、よく私も聞かされました、鹿西町の議員の時に。ある事業をすると政府の方は、事業債というものを発行いたしまして、交付税に5割を見てある。7割を見てある。そういう事業債の発行を行っております。今日でも行っていると思うんです。この事業債というのは、公共事業に取り入れられた交付税であります。国は、交付税に手当てをするという約束をして事業債というものが発行されているわけでありまして、当然、この金額は国の債務でなければいけないと思うんです。一般交付税の他に、債務でなければいけないと思うんです。だから交付税の別枠として、債務として計上するのが妥当ではなかるうかと思うんです。

地方議会人の7月号では、総務省は国の貸借対照表ではこの債務が計上されておらない。そう地方議会人に載っております。これでは、今日まで行ってきた事業債の交付税手当てというのは、バラ色が終わって借金だけが地方自治体に残る。国の景気浮揚、また合併誘導、こういうことに使われたのではないかと、そう

いう温床になっていたのではないかと、ということを指摘したいのであります。今日の新聞にも交付税の問題が大きく取り上げられておりました。国の交付税というのは、一年一年変わります。私は、本来の交付税の目的に戻すことと同時に、今日までのこういう事業債に交付税を充てるという約束、それが反故にされようとしている、こういう中におきまして、町長は財政的に今後どう乗り切っていくのか、この点について町長の所見を伺いたいと思えます。宜しく答弁をお願いします。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 地方自治体の財政健全化が6月に成立したことにより、中能登町の財政は、という質問であったと思えます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要につきましては、平成19年度決算から地方公共団体は健全化判断比率を公表しなければならぬとしております。今、議員も言われましたように財政化判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標があります。なお、4つの指標における財政再生基準比率及び早期健全化基準比率の基準比率の案が示されましたが、具体的な計算方法が、まだ、はっきりと決定しておりませんので、はっきりしたことは今のところ言えません。

今後の統合中学校建設による負担を考えると財政健全化は大丈夫かということですが、統合中学校建設は中能登町としては、どうしても必要なものであります。建設事業費等は、まだ、決まっておりませんが、財政的には補助金、合併特例債及び合併まちづくり基金を活用して建設したいと考えております。この統合中学校の建設により起債償還額が増加することになりますが、償還金の70%が交付税措置をされ、残り30%は一般財源で対応しなければならないために、より一層、行財政改革に取り組んでいく所存であり、また、この事業により福祉政策、教育政策が後退するこ

とがないように努めて参りたいと思っております。今、実質的に幾らぐらいということでは、まだ、はっきり事業も出ておりませんので分かりませんが、今、話しましたように補助金、それに5%の実質の町のお金、そして95%の内7割が合併特例債として返ってまいります。そういたしますと全体の中学校、1校を仮にいたしましても、今の財政に響くほどではないんでないかなと、水道料、国保、いろんなこれからの出ていくお金、そういうものをする事によって、急激に悪くなるということは、私はないと思っておりますし、そうしないことが一番肝心なので、それについても一生懸命やっていきたいと思っております。

また、合併によってバラ色の町になるのではないか、というような希望を持たせたことは事実であります。そういう中で、合併をしたことによって、この町には、3町、県独自の2億5,000万というお金も頂きました。また、最初言われておりましたように、いろんな面で全部70%の起債を認めるということであります。それが段々狭くなってきていることは事実であります。しかし、昨年度、今の合併まちづくり基金16億何ぼも借り入れ、これも今の基金として積んであります。また今のケーブルテレビ16億余りかかったわけでありまして、4億ぐらいの補助金、そして特例債もみていただきまして、実質的には4億ぐらいかなとそう思っております。

またいろんな道路にいたしましても、ラボに入れましたインクジェットプリンターにする特例債もみていただきまして、今のところは、合併して特例債があって本当によかったと、そう思っております。今後の有利な170~180億借金があるわけでありまして、一般会計入れますと270~280億になります。それらのうち今言われました有利な起債ということで、半分、実質的には今、国の示しておるあれからいけば半分以下になるのではな

いかなと、そういう中で、国はどう対応していくのか、やはり約束はきちっと守ってもらわねば絶対にだめだと思っておりますし、これからは、それらに向けて国なり県なりへも働きかけてまいりたいと思っております。そういう中で、緊縮財政を仕切りながら、皆さんの要望にもどうしたら応えられるのかと、そういうことを考えながら、これからは町政を進めて参りたいと思っております。宜しくお願い致します。

○議長（若狭明彦君） 20番 杉本平治君  
○20番（杉本平治君） この地方自治体、中能登町の財政健全化という問題は、これは本当に私は大事な問題でなかろうかと思うんです。だから、この点については、まだまだ私は質問をしたいのでありますが、今町長は、国からの交付税については、国を信頼をする以外にないんだと、そういう言葉を言われましたが、国はそういう甘いものではないと思うんです。先ほど申しましたように、今まで保育所の運営費、いろんな意味について措置費というものを国は責任を持ってやってきたわけです。これは国の仕事だということで、町に対して、その措置費がなくなって全部交付税に算定替えしたわけでありまして。だから、当然、交付税というのはその分だけ増えてくるわけですね、これは当然増えてくるはずで、補助金を交付税にみたわけですから、だから私は、先ほど申しましたように、合併特例債の7割のものについても、当然、これは国がみななければいけないということで、交付税の中で、貸借対照表の中で債務として載せなければいけない。地方議会人では、そうしているんです。それが当たり前であると、それが載っておらないということは、私は、まやかにこれからなる恐れがあるのではないかと思うわけでありまして。

次に移りたいと思います。入札制度でございます。七尾市が談合入札で市民から大きな批判を受けております。また、防衛庁におき



まして、守屋事務次官が逮捕されました。山田洋行から見返りとしてお金を貰った。そのお金は随意契約によって生み出されたお金であるという事であります。9月議会のある議員の質問に答えて、町長は、次のように答弁をしております。17年度です。随意契約がありますが、1万6,727件、金額は13億9,000万円でございます。同年度の入札金額は16億8,000万円、入札金額が16億8,000万円で、随意契約が13億、この随意契約というのは、町が随意で業者を指定して契約しているわけですね、入札をしなくて。これが入札契約が16億円で、随意が13億9,000万円という。3億円ほど違うわけですね。何ゆえにこのように随意契約が増えておるのか、これでございます。18年度では随意契約は13億4,000万円ほどであります。入札契約は29億1,967万円でございます。17年度からみれば18年度は開きがありますが、やはり随意契約の割合というのは本当に大きいんです。この随意契約の中身というのは、現在どのようなことになっておるのか。入札契約は、当然、業者を指定して契約するわけでありますね、予定金額を表して。随意契約というのは、どういう契約を町が行っておるのか。13億円という金額は大きいですね、随意契約で。この中身、また、どうして随意契約にしなければいけなかったのか、そういう点について答弁を求めたいと思います。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 入札関係は、副町長が執り行っておりますので、副町長から答弁をさせますので、宜しく願いいたします。

○議長（若狭明彦君） 小山副町長

○副町長（小山茂則君） これは、昨日、諏訪議員からもご質問あった点でございます、その随意契約の方法というのは、昨日ご説明したとおりでございます。件数については今、杉本議員の言われたとおりでありまして、その内容的なものということで今あったもので

すから、それについてご説明をさせていただきたいと、このように思います。総額的には、先ほど金額そのとおりでありまして、その主なものというのは特命随契のことを、特に、杉本議員言われておるんじゃないかなというふうな思いであります。19年度の金額につきましては、9月議会で答弁いたしました時には、随意契約の件数については5,319件、支払い総額については2億8,890万7,637円ということで報告したと思います。それから18年度については、随意契約は1万6,346件で、13億3,669万840円というふうに報告したと思います。18年度の内容といたしましては、主なものといたしましては、予防協会、これは保健関係で委託に出しております。そういう委託費のもの、これは七尾鹿島という地理的条件で選定をいたしておりまして、七尾市の医師会のところに委託に出しておるものが多いわけであります。

それから集団健診、これは、石川県の予防医学協会、これはまた、予防医学協会とそれから県の成人病予防センター等に委託に出しておるもの、ここでなければならぬというもの、それから昨日申し上げましたとおり、この会社が新しく開発されたものであって、そこで対応しなければいけないというものについて、そういうものが、諸々な面が特命随契で契約をされておるわけでございます。

それから、随契の内容といたしましては、件数的に多いのは、なぜかと言いますと、今、金額的には鉛筆一本でも随契の世界でございます。10万円以下のものについては、見積合わせということはないんですが、当町については、3万円以上のものについては、町の施行例で決められておる範囲内のものについては全部、入札金額以下のものについては全部見積合わせ等で安い金額で契約をいたしております。それから、入札にすべきものについては、昨日も諏訪議員にご説明いたしましたとおり、金額に応じてそれ以上のものは、

全部入札をしておるといふ実態のもとで、この一つずつの細かい積み重ねが、こういうふうな金額になるということをご理解をいただきたいと、このように思いますので、宜しくお願いをいたします。

○議長（若狭明彦君） 20番 杉本平治君  
○20番（杉本平治君） 今、副町長の答弁を聞いておられますと、随意契約は、その会社、団体以外の方々になければできない。そういう一つの諸々のものが含まれているということでもあります。なんか話を聞いておられますと防衛庁の事務次官が、飛行機のエンジンは山田洋行以外に契約しなければエンジンは入らないと、そういう答弁をしておりましたね。なんかよう似とる。私は、16億円と13億円、一般競争入札が16億円でしょう。随意契約にしたのが13億円でしょう。17年度は。そこら辺がね、あんまりね、随意契約の金額は多すぎはしないか。例えば、鉛筆一本にしても各学校が一つ一つ買うのではなく、一括して行政として買い上げるとか、なんかそういういろんな方法を講じるべきじゃなからうかと私は思うわけでありませぬ。これは、答弁いりませぬ。是非ともそういう点で、前進するようにして行って頂きたい。町民の方々、ケーブルテレビを聞いておられると思うんです。随意契約というのは、なんか防衛庁とよう似たようなことをやるとるなという、そういうことにならないように一つ宜しくお願いをいたします。

最後に、地球温暖化防止対策について、今後の中能登町の特に、統合中学校を建設するとしたら、考えていていただきたい。これは、平成19年度の予算に盛り込まれているわけでありませぬ。地方議会人の4月号に出ておったわけでありませぬが、環境省の政府予算の中に、次のようなものがあるわけでありませぬ。新たな宅地造成開発モデル、町ごとのCO<sub>2</sub>の20%の削減事業、大規模太陽光発電設備等を導入し、自治体や学校への太陽光発電施設の導入を

含む移行改修を行い、環境教育を推進する移行改修事業などに環境省は予算を盛ったそうでありませぬ。中能登町といたしましても今後の統合中学の建設、また、小学校の改修等にも、こういう環境省へ要望いたしまして、是非ともこの予算を取り入れて、環境に優しい自治体づくりのために頑張っていていただきたい、ということをお願いいたします。この件については、答弁を一言お願いいたします。まだ、時間2分ありますから大丈夫です。

○議長（若狭明彦君） 小山副町長

○副町長（小山茂則君） 大変申し訳ないですが、今ほどの杉本議員の話を聞いておられますと、なんか一方的に私の方もそういうような目で見られておられるような発言であったものですから、ただ一つ、今、私どもの方は、先ほど随契に対する説明については、簡略しようということであったものですから簡略したので、そういう事は一切ありませんので、ここで力強く言わせていただきたいと思っておりますので、宜しくお願いをいたします。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 今、あの質問のありました環境省による地球温暖化防止、これは太陽光発電、あるいは風力発電、バイオマス熱利用やバイオマス発電が大きな新エネルギーとなっております。これにつきましても、いろんな補助もございませぬし、今、地球の温暖化は大きな問題になってございませぬし、既に被害も出てございませぬ。これらにつきましても、前向きにどれだけ費用対効果があるのか、それらも考えながら、これから考えさせていただきます。以上です。

○議長（若狭明彦君） 20番 杉本平治君

○20番（杉本平治君） 要望した件につきましても、積極的にこれからも取り入れていていただきたい。そういう要望をしまして終わる次第であります。

○議長（若狭明彦君） 杉本議員、時間が過

ぎましたが、次回から守っていただくようお願いいたします。

ここで、45分まで休憩いたします。

午後2時33分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（若狭明彦君） 再開致します。

17番 小坂博康君

[17番（小坂博康君）登壇]

○17番（小坂博康君） それでは、私は、1項目ということで、その中に4点ばかりについて質問させていただきます。今回の議会も財政調整基金が近いうちに底をつくのではないかとということで、かなり財政についての質問がありました。私も2回にわたり質問をさせていただいた中で、前回、「現在町はどのような方法でそういう提言をされたり、実行するような委員会等みたいのがあるんですか。」という質問をした中で、「現在あります。」ということで、今回も本部長が町長であって、実質、副町長が行っている改革大綱等のそういう会議があるということも聞きました。そういう中で、まず、どれくらいの人数の方が、どのような内容のもので提案されて、数がいくつぐらい出ているのか。また、来年度、20年度の予算にそういうものを取り入れられて、やられることになっているのか。それも数がいくつで、費用対効果はどれくらい期待できるのか。そういう試算ができていましたら、聞かせていただきたいと思います。まず、宜しくお願いします。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） 小坂議員の質問にお答えをいたします。職員の行政改革及び業務改善の提言について、4項目を質問いただきました。まず、職員の行政改革及び業務改善の提言について、どれくらいの人数が出ているのかという質問であります。職員の行政改革及び業務改善の提言につきましては、合

併後、これまで全職員を対象にして、2回提言募集を行っております。提言内容で整理をした提言の数は81項目であります。

次に、どのような内容のものがあるのかとの質問でありますけれども、大きく分類をいたしますと、一つ目は事務事業の見直し、二番目には、組織機構の見直し、三つ目には、行政の情報化の推進、四つ目には、公共施設の有効活用、五つ目には、地域協力の推進、この5項目にわたっております。この5項目の中では事務事業の見直し、公共施設の有効活用にかかる提言が多くを占めており、内容的には事務の簡素化、合理化及び公共施設の統廃合による経費節減が期待できるとする提言が多く見られております。

次に、平成20年度に提言をどの程度取り込めるか、反映できるかとの質問でありまして、現在、予算編成作業中であり、取り上げるものは取り上げ、予算に反映させ、予算上現れない提言についても参考にしていきたいと考えております。

次に、4つ目の質問で費用対効果はどれくらい期待できるか、との質問であります。現時点で平成20年度当初予算編成にあたって費用対効果を具体的な数字で申し上げることがまだできませんが、すべての予算について費用対効果を意識し、新年度予算編成に取り組んで参りたいと考えておるところであります。以上です。

○議長（若狭明彦君） 17番 小坂博康君

○17番（小坂博康君） 今、お聞きしました中で、順次進めていかれるということは分かりましたし、かなりの件数が出てやられるということですが、今聞いた5つの中で、自分らが身を削って頑張るやれるという分野が、ちょっと見えてこないんですね。他人ごとというか、お茶を濁すというのか、この前もかなり厳しい言い方をさせてもらったと思うんですよ。今度、どこそこの知事に立候補しようという方が、「きついことを言わなけれ

ば、その町は良くなるということ、僕は言うんだよ。」と言って立候補する方がおいですが、私は、あれにかなり共感しています。やはり、なァなァで今までは良かったと思うんです。そういうことで、当たらず触らず、誰からも何も言われないように丸くおさめていって、それが今までのそういう地域の政治だったと思うんです。でも、これからはそうじゃなくて、やっぱり自分らが身を呈して、町民の前へ出てですね、私らはこれだけのことをやっとするんだから、皆さん料金も上げさせて下さいよ。もうこういう補助金はカットさせて下さいよ。という方向へ行かないとだめだと思うんですよ。それと何人かの質問の中にやっぱり職員の数が、多いと出ているでしょう。そういうことになった時に、自分らの職場を自分らが守るという感覚で考えた物事の提言もあっていいのではないかな。何遍もくどいように言いますが、例えば、自分ができるものをやっていくという、そういうもの。今までは例えば200人、町の人口に対する職員がいる中で、130人とか、100人とかでやってきていたんですよ、旧3町時代は。例えばですよ、掃除とか草刈りとかそういうものも、大変だからまかせてあげようという、みんなそれは認めてたと思うんです。あれだけ少ない人数で一生懸命やっとするんだからそういうとこまで言うのも失礼やな、かわいそうやなということで認めていたと思うんです。これだけ人が多いのではないのかということと言われていたらですね、やっぱり自分らでやることはやるんだという、細かいところからのそういう実行をしていかないと、町民もこれから認めてくれないのではないかなということで、そういう項目があるのか、ないのかお聞きしたいです。

○議長（若狭明彦君） 苗山参事兼総務課長

[参事兼総務課長（苗山雅幸君）登壇]

○参事兼総務課長（苗山雅幸君） 今ほど町長の方から答弁があったわけなんです、我々

と職員がアンケート、それから提言ということでまとめたものがここにあるわけなんです、この中では、帳簿類の統一とか、電子データによる手続きの推進を図らなければならない、いろんな提言がございます。先ほど、町長も言いましたけれども、我々自分たちでできるものは自分ですするという、これは、大前提でございますので、これは、このまま続けていきたい。

それから、小さいことですが、鳥屋庁舎、今、冬でございますが、毎週火曜日、男子職員が朝ですが、草むしりをするとか、少しでも環境の整備を行うというような取り組みも行っております。皆さん方も我々これだけじゃなくてですね、まだまだできるものがあるかと思えます。職員一丸となって、また、町長を筆頭として頑張っていきたいなと、そのように思っておりますので、宜しくお願いいたします。

○議長（若狭明彦君） 17番 小坂博康君

○17番（小坂博康君） 今、お聞きしまして努力されておるといことも分かりましたし、やっぱりもう少し町民のみんなの前にですね、職員の皆さんも一生懸命にやっとするんだということを顔が見えるような努力も、今後、やっていただきたいなということを思います。議員もそういう改革の委員会も設けて頑張っておりますし、今後、私らも見えるようなことも出してかないけないという思いでいっぱいですし、当然そういうふうに見てもらっていると認めていますので、また、努力いたしますが、皆さんも先ほども言いましたが、繰り返しますけど、嫌われるようなことをお互いに言えるような町でないという明らかならぬ。改革できない。痛みが当然分かち合うということになれば、そういうことになるということをお聞きしたいです。皆さん十分わかっていると思っておりますが、遠慮しないで、どんどんやっていただくようお願いをしまして一般質問を終わらせていただきます。

○議長（若狭明彦君） 以上で本日の日程は  
終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

◎散 会

○議長（若狭明彦君） 20日は休会とし、21  
日午後2時から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時56分 散会



## 平成19年12月21日（金曜日）

### ○出席議員（20名）

1番	笹川 広美	議員	11番	上見 健一	議員
2番	諏訪 良一	議員	12番	宮本 空伸	議員
3番	堀江 健爾	議員	13番	若狭 明彦	議員
4番	宮下 為幸	議員	14番	岩井 礼二	議員
5番	平岡 志朗	議員	15番	西村 秀博	議員
6番	亀野 富二夫	議員	16番	坂井 幸雄	議員
7番	甲部 昭夫	議員	17番	小坂 博康	議員
8番	藤本 一義	議員	18番	田中 治夫	議員
9番	古玉 栄治	議員	19番	作間 七郎	議員
10番	武田 純一	議員	20番	杉本 平治	議員

### ○説明のため出席した者

町 長	杉本 栄蔵	農林課長	表 辰祐
副町長	小山 茂則	商工観光課長	坂井 信男
教育長	池島 憲雄	上下水道課長	松 栄 哲夫
参事兼総務課長	苗山 雅幸	福祉課長	岡野 昇
参事兼監理課長	藤井 博昭	保健環境課長	小林 玉樹
参事兼住民課長	林 富士雄	会計課長	小山 三雄
企画課長	大村 義一	教育文化課長	後藤 和雄
税務課長	永源 勝	生涯学習課長	吉田 外喜夫
土木建設課長	澤 賢造		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 服部 顕了 書記 山本 正広

○議事日程（第5号）

平成19年12月21日 午後3時20分開議

日程第1 決算審査特別委員会委員長報告

日程第2 総務常任委員会委員長報告

日程第3 教育民生常任委員会委員長報告

日程第4 産業建設常任委員会委員長報告

日程第5 討論・採決

認定第1号 平成18年度中能登町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成18年度中能登町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成18年度中能登町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成18年度中能登町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成18年度中能登町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成18年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成18年度中能登町水道事業会計歳入歳出決算認定について

議案第59号 中能登町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第60号 中能登町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第62号 中能登町営住宅条例の一部を改正する条例について

議案第63号 中能登町コーポとりや条例の一部を改正する条例について

議案第64号 平成19年度中能登町一般会計補正予算

議案第65号 平成19年度中能登町老人保健特別会計補正予算

議案第66号 平成19年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第67号 平成19年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第68号 平成19年度中能登町下水道事業特別会計補正予算

議案第69号 平成19年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第70号 字の区域の変更及び小字の区域の廃止について



議案第71号 中能登町特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について

請願第5号 「非核日本宣言のよびかけ」に賛同し、政府に対し意見書の提出を求める請願

請願第6号 道路特定財源諸税の暫定税率維持に関する請願書

#### 継続審査

陳情第2号 原爆症認定制度の抜本的改善を厚生労働省に求める意見書についての陳情

#### 日程第6 閉会中の継続調査

##### (追加日程1)

日程第1 議案第72号 中能登町老人医療費の助成に関する条例を廃止する条例について  
(提案理由説明、質疑、討論、採決)

##### (追加日程2)

日程第1 発議第10号 「非核日本宣言」を求める意見書  
(提案理由説明、質疑、討論、採決)

日程第2 発議第11号 道路特定財源諸税の暫定税率維持に関する意見書  
(提案理由説明、質疑、討論、採決)



午後3時20分 開議

◎開 議

○議長（若狭明彦君） 御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は20名です。議員定数の半数に達しております。これより、本日の会議を開きます。

日程第1 決算審査特別委員会委員長報告

これより、9月定例会で付託をし、継続審査となっております付託議案

認定第1号から認定第7号まで認定7件を議題といたします。

認定7件に関し、委員会における審査の過程及び結果について、委員長報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長 坂井幸雄君

[決算審査特別委員会委員長（坂井幸雄君）登壇]

○決算審査特別委員会委員長（坂井幸雄君）

決算審査特別委員会の審査の結果を報告いたします。

9月定例会におきまして、当委員会が付託を受けました平成18年度各会計決算認定7件につきまして、11月6日、7日、13日及び19日の計4日間にかけて委員会を開催し、最終日の19日には現地視察を行い、慎重に審査をいたしました。

委員会では、執行部から各会計決算の内容について詳細な説明を求め、逐次質疑を行い、予算執行のあり方や事業の効果、適正な決算措置がとられているかを重点に慎重に審議を交わしました。

決算認定による審査の意義は、行政効果の客観的な判断と、今後の改善、反省事項の把握と活用であり、審査の結果は今後の予算編成や行政執行に反映することが大変重要であります。

現在、中能登町での積極的な子育て支援や教育、福祉、医療は、近隣の市町では見られない手厚い行政サービスを展開、実施されて

います。

今後こうした住民中心の施策として、行政サービスの充実に努められるとともに、より効果的な施設の運用と統廃合を進めるなど、三位一体改革に伴い、地方に税源委譲されているとはいえ、国庫負担金の見直しや地方交付税がそれ以上に縮減され、年々、町財政状況が厳しくなることが予想されますので、無駄な過剰投資は極力控えるとともに、経常収支を低く保ちながら、収支のバランスのとれた健全な財政計画のもと、安心して暮らせる中能登町に努力されたいと思います。

最後に、審査の過程で各委員から発言のありました指摘、意見、要望事項21項目については、執行部は、その真意を真摯に受け止め、厳しい財政状況の中ではありますが、それぞれ改善、検討努力、整理をされ、本決算委員会の結果を踏まえまして、新年度の予算編成にあたられますように強く望むものであります。

それでは、審査の結果につきまして、簡潔にご報告させていただきます。

認定第1号 平成18年度中能登町一般会計歳入歳出決算認定から、認定第7号 平成18年度中能登町水道事業会計歳入歳出決算認定まで認定7件につきましては、全会一致で可決認定しました。

なお、ご報告いたしました結果につきましては、お手元の配付済みの委員会審査報告書のとおりでございます。以上で、決算審査特別委員会からの報告を終わります。

○議長（若狭明彦君） 委員長報告が終わりました。これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

日程第2から日程第4、各常任委員会委員長報告、これより本定例議会から付託をしております議案第59号、第60号及び議案第62

号から第71号まで議案12件、請願第5号、第6号及び継続審査となっております、陳情第2号を一括して議題といたします。

以上の案件に関し、委員会における審査の過程及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長 小坂博康君

[総務常任委員会委員長(小坂博康君)登壇]

○総務常任委員会委員長(小坂博康君) それでは、総務常任委員会からの審査の結果をご報告いたします。

本定例会から当委員会に付託を受けました議案5件、請願1件について、12月12日、委員会を開催し、委員6名全員の出席、並びに議長同席のもと慎重に審査いたしました。

その経過、並びに結果につきまして、ご報告いたします。

まず、議案第59号 中能登町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、平成19年度の人事院勧告に基づく改正で、1級～3級の給与表の改定を行うもので、若年層に限定し、平均0.07%を引き上げ、配偶者以外の扶養手当の引き上げ及び勤勉手当0.05ヶ月分の引き上げ改定であり、今回の改定により必要となる金額はいくらかとの質問に対しては、265万9,000円の増額になるとの回答でした。

続いて、議案第62号 中能登町営住宅条例の一部を改正する条例について及び議案第63号 中能登町コーポとりや条例の一部を改正する条例については、東京で起きた暴力団の立てこもり事件が契機となり、全国的に暴力団を排除するための条例の改正を行うものであります。

入居時点、また、既に入居済の方についても暴力団員と判明した時点で、明け渡しの請求を町長から出すということでありました。

この件について、委員からの主な発言や執行部の回答内容について、ご報告いたします。

1点目、情報が入ったら、直ぐに手続きをされるのかに対しては、町では該当者であるかの判明はできず、七尾警察署と協定を結んでいるので書面で照会し、判明された時点で明け渡しの請求を行うとの回答でした。

2点目、入居している家族の中に暴力団員がいる場合、本人以外の家族はどうなるのかとの質問に対しては、暴力団員が対象であるとの回答でした。

3点目、右翼の方は含まれるのかに対しては、今回の条例改正の対象者は、公安委員会が指定した暴力団員になるとの回答でした。

4点目、入居者及び付近の方からの情報で、問題なく暮らしていても、警察で認定されたら退去命令を出すことになるのか。また、退去命令は誰が持って行くのかに対しては、町から七尾警察署に照会をし、判明したら退去命令を出すことになるとのことでした。また、退去命令は、職員が持って行くことになり、諸問題が起きた場合は七尾警察署の支援を要請し、対処するとの回答でした。

続いて、議案第64号 平成19年度中能登町一般会計補正予算につきましては、予算項目ごとに説明を求め、質疑を行いました。

1点目として、監理課の雑入は、旧鹿島地区の町有林の保険だと思われませんが、いつの分が入ったのかに対しては、平成18年の雪害の分であるとの回答でした。

2点目、旧鹿西地区、旧鳥屋地区の町有林の保険はどうなっているのかに対しては、旧鹿島地区の石動山の町有林しか入っていないが、今年度、事業を行ったところがあるので、平成20年度に予算措置をしたいとの回答でした。

3点目、財産売払収入の対象物は何かに対しては、場所は春木地内で、物件は里道、水路等であるとの回答でした。

4点目、財産売払の理由に対しては、申請者から譲与の申請が出されたもので、区長、隣接者等が必要無いと認めた時点で、町とし

て確認し、普通財産の処理をするとの回答でした。

5点目として、売却代金は、町の収入になるのかに対しては、以前は、国有財産であったが、法定外公共物として町へ移管されたものについては、町の財産であり、町の収入になるとの回答でした。

6点目、町へ移管されないものもあるのかに対しては、中身によっては移管されないものもあるとの回答でした。

7点目、地域の同意を得た上で、法定外公共物の取得要望があった場合、全て町が売り払うことができるのかに対しては、法定外公共物については、地域の了解があれば売却できますが、道路改良など、何か計画があれば駄目であり、全てではないとの回答でした。

続いて、議案第69号 平成19年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算につきましては、予算項目ごとに説明を求め、質疑を行いました。

1点目、告知端末のお助けコール機能の進行状況に対しては、7月ごろに機能の確認をしたところ、不都合があったため、プログラム開発を行うこととなり、12月4日に最終的な回答をいただいたとのことでした。プログラムの開発は終了していますが、現在、福祉、介護担当に対し、どのような方々を対象とするのか人選を詰めており、試験運用を実施し、本格運用は平成20年4月を予定しているとの回答でした。

2点目、お助けコールについては、当初、最大6箇所まで連絡できるという説明がありましたが、今回、開発されたプログラムは、何箇所まで連絡できるのかに対しては、件数は変わらないが、音声告知端末に接続された電話に繋げるほか、メールにも発信するように考えており、登録者として、区長、民生委員、親戚等、重複されることもあるため、登録される側の承諾が必要であり、運用的にはもう少し詰めたいとのことでした。

3点目、一人暮らしの方は、メール、電話などは容易にできないため、音声告知端末からすぐに話せるようにできないのかに対しては、本人はボタンを押すだけで、相手方の連絡方法が電話、またはメールとして自動的に送られるもので、連絡を受けた方が、発信者のお宅へ確認に行く方法であるとの回答でした。

4点目、ケーブルテレビの加入金の免除期間が過ぎましたが、今後の普及対策をどのように考えているのかに対しては、3月議会に条例等の改正をして対応をとりたいとの回答でした。

その他、委員からの主な発言として、加入促進を図る上において、魅力のある「なかのとチャンネル」とするためには、人材、人数が不足しているのかとの質問に対しては、8月から順次、映像番組を放映しているが、ほとんどが委託番組で、自主運営は議会で中継だけであるとのことでした。技術不足もあり、タイムリーな放映ができないのが現状で、今年度、職員を東京へ研修に行かせており、来年度は人的なことも含め、魅力あるチャンネルになるようにしていきたいとのことでした。

また、番組制作を委託しているが、委託費用はいくらか、との質問に対しては、30分番組で40万円～50万円になるとの回答でした。

最後に、請願第5号 「非核日本宣言のよびかけ」に賛同し、政府に対し意見書の提出を求める請願では、本請願の審議にあたり、紹介議員から意見を求めました。

私たち委員会としましても、提出者の願いを願いとして受け止めつつ、慎重に審議を行いました。

それでは、審査の結果につきまして、簡潔にご報告させていただきます。

議案第59号 中能登町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第62号 中能登町営住宅条例の一部を改正する条例について 及び

議案第63号 中能登町コーポとりや条例の一部を改正する条例について

以上の議案3件につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決しました。

続いて議案第64号 平成19年度中能登町一般会計補正予算 及び

議案第69号 平成19年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

以上の議案2件につきましても、いずれも全会一致で原案のとおり可決しました。

最後に、請願第5号 「非核日本宣言のよびかけ」に賛同し、政府に対し意見書の提出を求める請願

以上の請願1件につきましては、全会一致で原案のとおり採択しました。

なお、今回報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの「委員会審査報告書」のとおりであります。

以上で、総務常任委員会からの審査結果の報告を終わります。

○議長（若狭明彦君） 次に、教育民生常任委員会委員長 宮下為幸君

[教育民生常任委員会委員長（宮下為幸君）登壇]

○教育民生常任委員会委員長（宮下為幸君）

それでは、教育民生常任委員会から、審査の結果をご報告いたします。

12月12日、委員7人全員の出席、並びに議長の同席のもと委員会を開催し、当委員会に付託を受けました議案5件及び継続審査となっています陳情1件について、慎重に審査をいたしました。

審議の過程での主な内容について、ご報告いたします。

初めに、議案第60号 中能登町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例については、住所地特例の明文化及び結核予防法が廃止され、感染症予防法に統合されるため、所要の改正を行うものであるとの説明があり、住所地特例について、これまで

の扱いはどうしていたのか、対象者の人数は何人いるのか、また、平成19年4月1日からの施行となっているが、通達の受付日はいつなのかとの質問に対しては、住所地特例の対象者は30人で、これまでも、漏れなく継続して対象としてきたとのことでした。

また、旧法、結核予防法の受付日は3月30日付けで県から出されていますが、町では平成19年4月13日に受け付けをしているとの回答でした。

続いて、議案第64号 平成19年度中能登町一般会計補正予算、議案第65号 平成19年度中能登町老人保健特別会計補正予算、議案第66号 平成19年度中能登町介護保険特別会計補正予算、及び議案第67号 平成19年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、予算項目ごとに説明を求め、質疑を行いました。

1点目、学校教育事務局費で補助金、幼稚園就園奨励費の対象者総数は何人かに対しては、ひかり幼稚園の4人が対象であるとの回答でした。

2点目、ウエルカム定住奨励金について、今回の補正は定住促進が図られることであり、大変良いことであるが、平成20年度におけるウエルカム定住奨励金については、どのような考えを持っているのかとの質問に対しては、来年度分譲を予定する西馬場地区35区画、二宮あおば台9区画の他に、民間でも、各地で宅地造成が行われていますので、今後も積極的に進めていきたいとの回答でした。

3点目、文化財保護費で展示資料復元委託として、掛軸の復元45万円が計上されているが、その価値は、との質問に対しては、被害程度は中央部に約15センチメートル、裏まで通るような裂け方をしている状態であり、現在は、町の指定文化財となっているが、400年ほど前、天正12年、石動山合戦で寺坊等が壊滅し、それを復興するよう、当時の正親町天皇が羽柴秀吉に命じたというようなもので

あるとのことでした。県の文化財にも成りうるような歴史的なものであり、使う材料を吟味し、資料として残す必要もあり、県とも相談した結果、県立美術館の付属施設である石川県文化財保存修理工房より見積徴収をしたとの回答でした。

4点目、立派な掛軸であり、良好に保存するためにも県立美術館へ預けるという考えはないのか。また、鑑定の履歴が残っているのかに対しては、一旦、展示委託すると地元で見たいときに見られないということもあり、考えたいとのことでした。

また、石動比古神社の古文書ということで、文化財の本にも掲載されており、多分間違いないものだと思っているとの回答でした。

5点目、生涯スポーツ推進事業、ジュニア全国大会派遣人数は何人かとの質問に対しては68名で、高校総体、甲子園大会への出場であるとの回答でした。

6点目、前回、民生児童委員については、小金森、曾祢が統合され、1名が減となっているとの報告であったが、全体では1名増となっている。どの地区で増となったのかに対しては、旧鳥屋地区、旧鹿西地区で各1名増となり、旧鹿島地区で1名減となったもので、100世帯に1人という割合で選任しているとの回答でした。

7点目、今回の補正で、国民健康保険財政調整基金から1,681万4,000円が繰入れされているが、基金の残金はいくらとなるのか。また、来年度からどうされるのかに対しては、残額は0円になるということでした。

今年度の当初予算から国保税の引き上げを検討していたが、医療制度改革により国、県の交付金が定まらないこと、及び前期・後期高齢者の問題など不確実なこともあり、今年度は見送りましたが、基金は底をついた状態であり、料金の見直しが必要だと考えているとの回答でした。

8点目、前年度、人間ドックを受けられた

方で、翌年度、半日で良いと言われた人がいたのかとの質問に対しては、今年度については、1名いたとの回答でした。

次に、執行部からの報告事項についてであります。

堀内統合中学校担当課長からは、去る10月23日及び11月29日の両日に開催された第6回、第7回の統合中学校建設委員会の内容について報告がありました。

第6回につきましては、第5回の建設委員会に引き続き、中能登町統合中学校建設基本方針（案）及び施設整備計画について協議を行っており、今後の基本設計、実施設計に生かしていきたいとのことでした。

また、第7回につきましては、施設整備計画における学校規模の算定について協議するとともに、統合後の跡地利用として、鳥屋中学校、鹿西中学校の跡地利用について参考意見を聞かれたとの報告がありました。

最後に、継続審査となっています陳情第2号の「原爆症認定制度の抜本的改善を厚生労働省に求める意見書についての陳情」についてであります。

私たち委員会としましても、陳情提出者の願いを願いとして受け止めつつ、原爆認定制度のあり方について、慎重審査をいたしました。

それでは、審査の結果につきまして、簡潔に、ご報告いたします。

審査の結果、

議案第60号 中能登町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

以上の1件につきましては、賛成多数で原案のとおり可決いたしました。

続きまして、

議案第64号 平成19年度中能登町一般会計補正予算

議案第65号 平成19年度中能登町老人保健特別会計補正予算

議案第66号 平成19年度中能登町介護保険特別会計補正予算 及び

議案第67号 平成19年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

以上、議案4件につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決いたしました。

最後に、継続審査となっていました

陳情第2号 原爆症認定制度の抜本的改善を厚生労働省に求める意見書についての陳情の陳情1件につきましては、採決の結果、可否同数となりましたので、委員長は委員会条例第16条の規定により、不採択とすることに決定いたしました。

なお、今回報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの「委員会審査報告書」のとおりであります。

以上で、教育民生常任委員会からの審査結果の報告を終わります。

○議長（若狭明彦君） 次に、産業建設常任委員会委員長 甲部昭夫君

[産業建設常任委員会委員長（甲部昭夫君）登壇]

○産業建設常任委員会委員長（甲部昭夫君）

それでは、産業建設常任委員会から審査の結果をご報告いたします。

12月13日、委員7名全員の出席により委員会を開催し、当委員会に付託を受けました議案4件、請願1件について、慎重に審査をいたしました。

審査の過程での主な内容について、ご報告いたします。

議案第64号 平成19年度中能登町一般会計補正予算及び議案第68号 平成19年度中能登町下水道事業特別会計補正予算につきましては、予算項目ごとに説明を求め、質疑を行いました。

1点目として、農村総合整備事業で実施する集落道整備の用地費を町単土地改良事業費で計上されているが、なぜ、同じ農村総合整備事業で対応できないのかに対しては、事業

費の調整時期が既に終了しているため、町単土地改良費に計上したとの回答でした。

委員会としては、今後、事前に分かるようなことであれば、速やかに対応し、補助対象とするよう強く要望をいたしました。

2点目として、集落営農は、スタートは華々しいが、更新時になるとつまづいている。スタートと同時に、次の更新時の対応を計画するような指導をすべきではないかとの意見に対しては、集落営農組織については、経理が一元化されなくてはいけないので、機械導入後5年間、毎年度、報告も義務付けられており、きちんとした経営が望まれるとのことでした。

3点目として、土木総務費で、登記手数料60万円が計上されているが、新設道路改良に係る登記料なのかに対しては、旧町時代に分筆はされていたが、登記漏れとなった箇所であるとの回答でした。

4点目、過去に用地提供をしたが、登記もされていない箇所は、測量し、登記をするのか。また、課税の扱いはどうしているのかに対しては、中能登町になってからは、そういうことは一切ないが、旧町時代において、そのような箇所があるので、地籍調査等で対応していきたいとのことでした。また、課税については、既に分かっているものについては、非課税として対応しているものもあるとの回答でした。

5点目、地籍調査の進行状況及び今後の用途はどうかに対しては、今年度は、良川、高畠、福田地区で実施していますが、旧鹿西の後山地区については、地震の影響で基準点が使えなくなったため、見送ったとのことでした。

また、用途については、中能登町全てを完了させるのに、27、8年かかるであろうとの回答でした。

次に、その他の意見、要望事項について報告いたします。



1点目、2008年度の米の生産量が示され、中能登町では、対前年度0.9%減となりましたが、町としての指導方針はとの意見に対しては、米の需給システム検討委員会を設け、検討しており、最終的な決定は、12月25日、中能登町地域水田農業推進協議会で決定することでした。

2点目、米の食害にかかるカメムシ対策として、国道、県道の法面除草指導を要望してほしい。との意見に対しては、国土交通省及び県へ出向き、対応についてお願いをしていきたいとのことでした。

3点目、不動滝の土砂崩れの防止工事が実施されているが、地域への案内をすべきとの意見に対しては、治山工事で実施しているもので、事業の概要については、地元へお知らせしていきたいとのことでした。

4点目、石川テレビに生中継できる放送車が入り、12月30日に「こけら落とし」として不動滝での中継依頼がきているという情報がある。という意見に対しては、町への案内はまだありませんので、確認できましたら周知していきたいとのことでした。

5点目、ケーブルテレビについて、加入促進に繋がるよう、興味ある番組放映をすべきではないかとの意見に対しては、職員研修を実施しており、今後、人員・内容の充実を図っていきたいとのことでした。

最後に、請願第6号についてであります。

本請願の審議にあたり、澤土木建設課長より意見を求めました。

私たち委員会としましても、提出者の願いを願いとして受け止めつつ、慎重に審議を行いました。

それでは、審査の結果につきまして、簡潔にご報告いたします。

審査の結果、

議案第64号 平成19年度中能登町一般会計補正予算 及び

議案第68号 平成19年度中能登町下水道事

業特別会計補正予算

以上の議案2件につきましては、全会一致で可決いたしました。

続きまして、

議案第70号 字の区域の変更及び小字の区域の廃止について

以上の議案1件につきましては、全会一致で可決いたしました。

続きまして、

議案第71号 中能登町特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について

以上の議案1件につきましても、全会一致で可決いたしました。

最後に、

請願第6号 道路特定財源諸税の暫定税率維持に関する請願書

以上の請願1件につきましては、全会一致で採択いたしました。

なお、今回報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの「委員会審査報告書」のとおりであります。

以上で、産業建設常任委員会での審査結果の報告を終わります。

○議長（若狭明彦君） 以上で、各委員会の委員長報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の方は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

◎討論・採決

○議長（若狭明彦君） 日程第5 討論・採決

これより、認定第1号から認定第7号まで、認定7件について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） ないようでしたら、次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） ないようでしたら、以上で討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

認定第1号から認定第7号まで、認定7件について採決をいたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若狭明彦君） 起立全員です。よって、認定第1号から認定第7号まで認定7件は、原案のとおり認定されました。

○議長（若狭明彦君） 次に、議案第59号、第60号及び議案第62号から第71号まで、議案12件について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） ないようでしたら、次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） ないようでしたら、以上で討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

議案第59号 中能登町一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若狭明彦君） 起立全員です。よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

○議長（若狭明彦君） 次に、議案第60号 中能登町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について採決をいたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、賛成多数で原案のとおり可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若狭明彦君） 起立多数です。よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

○議長（若狭明彦君） 次に、議案第62号、第63号について採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若狭明彦君） 起立全員であります。よって、議案第62号、63号は、原案のとおり可決されました。

○議長（若狭明彦君） 次に、議案第64号から議案第69号まで、議案6件について採決をいたします。

お諮りします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。本件は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若狭明彦君） 起立全員であります。よって、議案第64号から議案第69号まで議案6件は、原案のとおり可決されました。

○議長（若狭明彦君） 次に、議案第70号 字の区域の変更及び小字の区域の廃止について採決をいたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（若狭明彦君） 起立全員であります。よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

○議長（若狭明彦君） 次に、議案第71号 中能登町特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について採決をいたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（若狭明彦君） 起立全員であります。よって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

○議長（若狭明彦君） 次に、請願第5号「非核日本宣言のよびかけ」に賛同し、政府に対し意見書の提出を求める

請願第6号 道路特定財源諸税の暫定税率維持に関する請願書

継続審査となっています、

陳情第2号 原爆症認定制度の抜本的改善を厚生労働省に求める意見書についての陳情の請願2件、陳情1件について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） ないようでしたら、次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） ないようでしたら、以上で討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

まず、請願第5号 「非核日本宣言のよび

かけ」に賛同し、政府に対し意見書の提出を求める請願についての採決をいたします。

お諮りします。

請願第5号に対する委員長の報告は、採択であります。この請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（若狭明彦君） 起立全員であります。よって、請願第5号を採択することは、可決されました。

○議長（若狭明彦君） 次に、請願第6号 道路特定財源諸税の暫定税率維持に関する請願書について採決いたします。

お諮りいたします。

請願第6号に対する委員長の報告は、採択であります。この請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（若狭明彦君） 起立全員であります。よって、請願第6号を採択することは、可決されました。

○議長（若狭明彦君） 次に、継続審査となっています、陳情第2号 原爆症認定制度の抜本的改善を厚生労働省に求める意見書についての陳情について採決をいたします。

お諮りいたします。

陳情第2号に対する委員長の報告は、不採択であります。

この陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（若狭明彦君） 起立少数であります。よって、陳情第2号を採択することは、否決されました。

◎追加日程1

○議長（若狭明彦君） お諮りいたします。

ただいま、杉本町長より議案第72号 中能登町老人医療費の助成に関する条例を廃止する条例についてが提出されました。

これを日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） ご異議なしと認めます。

議案第72号を日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議事日程を配付しますので、暫時休憩いたします。

午後4時12分 休憩

午後4時13分 再開

○議長（若狭明彦君） 再開いたします。

追加日程1 日程第1 議案第72号 中能登町老人医療費の助成に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

○町長（杉本栄蔵君） 本日、追加提案いたしました議案について、ご説明申し上げます。

議案第72号 中能登町老人医療費の助成に関する条例を廃止する条例についてであります。

この条例は、老人保健制度が後期高齢者医療制度に移行する等の制度見直しに伴い廃止するものであります。

以上、本日提出いたしました議案につき、その概要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（若狭明彦君） 町長の提案理由の説明が終わりました。

議案第72号について質疑を行います。

質疑の方ありませんか。

○議長（若狭明彦君） 20番 杉本平治君

〔20番（杉本平治君）登壇〕

○20番（杉本平治君） それでは、ただいま追加提案されました議案第72号について、質疑を行いたいと思います。

普通ならば、質疑一問一答方式で行いたいと思っておるところであります。追加議案ということで、私、この場から質疑をさせていただきます。

同議案は、今日まで中能登町老人医療費の助成が69歳まで行われておりました。合併前におきましては、3町ともバラバラでありましたが、中能登町になりましてから、69歳が医療費の助成に該当するということで行ってきたわけであります。

私、この重要なまた、お年寄りの方々が一番関心を持っている医療費の負担の問題につきまして、前期高齢者、後期高齢者という新たな制度が始まる中におきまして、それらを理由にして廃止するというについては納得がいかないのであります。

また、今年度中能登町が初めて全町を一本化して老人会の式典を行いました。室内スポーツセンターで多くの方々がこの老人会の式典に参加されたわけであります。これらの内容につきましては、ケーブルテレビ等で全町に何回も放送されました。その放送を私も何回も見たのでございます。放映されている中で、町長、議長は次のように挨拶をされております。二人とも祝辞の中でお年寄りの方々に、「これからも体に気をつけて長生きをして下さい。」との言葉を言われているわけでありまして、だが、今回提出されている条例は、その言葉に相反するものでなからうかと私は思うわけでありまして、町長に答弁を求めますが、中能登町の行政の在り方と、その時に町長として挨拶をした中身と私は整合性がとれておられない、そのように考える次第であります。

この点についての答弁を求めたいと思っております。

○議長（若狭明彦君） 杉本町長

○町長（杉本栄蔵君） この議案は、後期高

齡者医療制度が来年の4月から始まるのに伴い廃止するものでございます。気持ちは変わらないわけでありませうけれども、保険料、あるいは予防、健診、この年齢では、安いですが、後期高齢者になりますと高くなり、矛盾をしているわけでございます。後期高齢者の保険料とかそういうものに関しては、全協等では反対をしていたわけですが、先般の議会で通りました。そういうことで廃止をさせていただきます。今後、高齢者の方々に中能登町におきまして、どのようにすればサービスができるのか、もう少し検討をさせていただきます。後期高齢者医療制度移行のための廃止ということで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（若狭明彦君） その他、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） ないようでしたら、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。まず、反対討論の発言を許します。

20番 杉本平治君

○20番（杉本平治君） ただいま、町長より答弁をいただきました。69歳は国保の医療段階に入っているわけでありまして、70歳から74歳までは前期高齢者ということになっておりますが、これも国保に入っているわけでありまして、75歳から後期高齢者ということで、今私が質疑の中にも何回も言っているように新たな保険制度を作るということになるわけでありまして、町長は大変苦しい答弁をしたと思っております。私は、いろんな中で、今日まで鹿南3町の合併協議会の中でもこういう点についてよく質問もし、そしてこれらについて中能登町に引き継いだという、本当に県内におきましても福祉の施策の充実の一端でなかったかと思っているわけでありまして。

少し長くなりますが、岩手県の西和賀町という町があります。2005年の11月に旧沢内村

と湯田町が合併いたしまして、誕生した人口7,400の小さな町であります。旧の鹿西町の議員の方で研修に行った覚えのある議員さんもおられると思うんです。沢内村へ行ってまいりました。この沢内村というのは、大変、寒い所でありまして、医療費がかかるわけでありまして。そういう中で、この町は老人医療費の無料化に踏み切ったのであります。老人医療費の65歳以上の医療費を無料化とし、61年には、60歳に広げたわけでありまして。先ほど申しましたように沢内村は豪雪、貧困、多病の村として岩手県の中におきましても言われていたわけでありまして。だから乳幼児の死亡率は岩手県の中で最も高いグループにあり、乳児が1,000人生まれると70の方が死亡されたと言われております。

また、この村は、1割以上の方が生活保護世帯であります。行政といたしましても大変厳しい村であったと思うんです。だが、時の村長は老人医療費の無料化、また乳幼児医療費の無料化も実施し、62年には、乳児の死亡率ゼロにしたわけでありまして。これは全国で初めて達成したそうでありまして。だが、そういう中で、無料化したことによりまして、沢内村は住民が早期発見、早期治療の中で医療費は一人当たり18万6,729円となり、その当時の全国平均は37万8,000円の半分以下にこの沢内村は済んだと言われております。

だが、無料化継続には大きな危機がありました。先ほど、町長が答弁の中で言いましたように、63年に国が無料化を有料化に始めたのであります。だが、合併したこの町は、現在も無料化継続を行っております。

また、後期高齢者の医療制度についても、町は自己負担の軽減策を行う方針だそうでありまして。

振り返ってみますと、中能登町の合併にはこのようなことがありました。旧鹿島町は67歳から医療費の無料化を行ってございました。旧鳥屋町、旧鹿西町は、69歳から無料化を行っ

ておりました。そういう中で、合併時に国保の基金は、旧鹿島町が一番多く持っていたんです。1億5,182万円、旧鳥屋町は2,300万円、旧鹿西町は32万8,000円という基金でありました。そういう中で、中能登町の国保財政が発足したわけでありまして、国保料におきまして、旧鹿島町は3町の中で一番安い位置にありました。だから医療費の支出も少なく済んだと言われておるわけでありまして、私は、国保会計の中に一番考えていかなければいけないのは、早期発見、早期治療ではないかと思うわけでありまして、それが、旧鹿島町におきまして、数字の上で歴然として表われていると思うわけでありまして。

今度提出された議案第72号は、今回まで石川県内におきまして、町民の命を守る政策であったと考えております。この政策を石川県内自治体が見直すから、中能登町も見直す。こういう理由付けには、私はならないと考えております。今度、追加提案されました議案第72号の中能登町老人医療費の助成廃止に関する条例案につきましては、こういう意味あいにおきまして、反対する次第であります。以上、終わります。

○議長（若狭明彦君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

議案第72号 中能登町老人医療費の助成に関する条例を廃止する条例について採決いたします。

お諮りします。

議案第72号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若狭明彦君） 起立、多数です。よって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

本日の会議時間は、会議の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

#### ◎追加日程 2

○議長（若狭明彦君） お諮りいたします。

ただいま、提出者 小坂博康君、賛成者5名から 発議第10号 「非核日本宣言」を求める意見書 並びに  
提出者 甲部昭夫君 賛成者6名から、発議第11号 道路特定財源諸税の暫定税率維持に関する意見書が提出されました。

これをそれぞれ日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） ご異議なしと認めます。

発議第10号、第11号を日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議事日程を配付しますので、暫時休憩いたします。

午後4時32分 休憩

午後4時33分 再開

○議長（若狭明彦君） 再開いたします。

追加日程 2 日程第 1 発議第10号 「非核日本宣言」を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

17番 小坂博康君

〔17番（小坂博康君）登壇〕

○17番（小坂博康君） それでは、発議第10号 「非核日本宣言」を求める意見書について説明をいたします。

国においては、世界唯一の被爆国として「核兵器を持たず、作らず、持ち込まず」の非核三原則厳守と、核兵器廃絶に取り組まれております。しかしながら、いまだ世界から核兵器の開発、脅威がおさまらず、核の拡散が心配されます。このため、「非核日本宣言」

の呼び掛けに賛同し、広く世界に呼び掛け、共同と連帯による世界平和の実現を目指すものであります。よって、地方自治法第112条及び中能登町議会会議規則第14条の規定に基づき、提出いたします。よろしく願いをいたします。

○議長（若狭明彦君） 提案理由の説明が終わりました。

発議第10号について、質疑を行います。質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。討論の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） ないようですので、討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

お諮りします。

発議第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若狭明彦君） 起立全員であります。

よって、発議第10号は、原案のとおり可決されました。

追加日程 2 日程第 2 発議第11号 道路特定財源諸税の暫定税率維持に関する意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

7番 甲部昭夫君

〔7番（甲部昭夫君）登壇〕

○7番（甲部昭夫君） ただいま、上程されました発議第11号 道路特定財源諸税の暫定税率維持に関する意見書について説明をいたします。

道路特定財源は、道路整備を推進するため本来の税率に上乘せして適用されていますが、平成20年3月をもって適用期限が到来いたします。こうした中、道路整備は国・県はもと

より中能登町においても新町の均衡ある発展と生活者の利便性向上、町の活性化を図る上で、極めて重要であり、喫緊の課題であります。このため必要な道路整備を計画的に進めるため、現行の税体系を維持し、安定的かつ確実な財源確保を要望するものであります。よって、発議第11号を地方自治法第112条及び中能登町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。よろしく願いを申し上げます。

○議長（若狭明彦君） 提案理由の説明が終わりました。発議第11号について、質疑を行います。質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） ないようですので、討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

お諮りします。

発議第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若狭明彦君） 起立全員であります。

よって、発議第11号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査

○議長（若狭明彦君） 日程第6 閉会中の継続調査

閉会中の継続調査についてを議題といたします。

ただいま、議会運営委員長及び総務常任委員長、教育民生常任委員長、産業建設常任委員長、行財政改革特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査

各常任委員会、特別委員会の閉会中の所管事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若狭明彦君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議・閉会

○議長（若狭明彦君） 以上で本議会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これをもって、平成19年第4回中能登町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時41分 閉会



地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長 若 狹 明 彦

署名議員 堀 江 健 爾

署名議員 宮 下 為 幸